

北海道経済

〈婦人問題特集〉

北海道の働く婦人の状態

笹谷 春美

婦人が働き続けるために

——婦人労働者のさまざまな斗いとその典型——

太田 伸子、笹谷 春美

北海道農家婦人と改良普及事業の役割

千野 葉子、牧村いずみ

学校教育における婦人の問題…

——婦人教師の現状と女子教育の問題を中心に——

志野 律子、藤井真由美

非行・暴力から子どもを守る運動

渡辺 昌子

北海道の保育の実態とこれからの保育運動

土岐 由紀子

札幌市の留守家庭児童対策と問題点

甲斐 百合子

北海道のくらしと消費者運動

石川 一美

世界婦人大会に参加して

三浦 章子

国際婦人年後の動きについて

佐藤 節子

1982・4

No. 208

北海道経済研究所

「北海道経済」バックナンバー在庫あります！

82. 1. 2月号 (500円 送料45円)

- (随想) "わらびの里" で考えたこと
エネルギー問題と北海道
＜北炭夕張をどうするのか＞新鉱の労働者よ、怒れ
＜道北経済通信＞ゆらぐ道北の商業構造
日本共産党北海道委員会の石狩川治水計画に関する提言について
災害をふたたびくりかえさないために
—石狩川水系治水計画についての提言— (日本共産党北海道委員会)
北海道の水産物流通機構
—とくに札幌中央卸売市場を中心として—
- 井上 司
渡辺 昂
今井 幻太郎
美土路 達雄
児玉 健次
長谷川 健二

81. 12月号 (500円 送料45円)

- 北海道経済と「行革」予算
—道開発予算と地域特例の削減—
『農業自立戦略の研究』と北海道稲作
北海道における国際障害者年、この一年と障害者運動
北海道と平和、軍縮への視点
泊村からの報告
不況にあえぐ道内中小業者
- 車 望太郎
矢崎 俊治
神原 義郎
今村 篤
岡崎 勝邦
舛 甚 秀 男

81. 11月号 (500円 送料45円)

- ＜特集・鈴木「行政改革」と北海道＞
北海道と臨調路線 —ある新聞論調をもとにして—
切実な教育要求裏切る臨調答申
労働行政にかけられる“鈴木行革”
道民生活を直撃するニセ行革
道内福祉施設にみる臨調路線
年金制度の崩壊をもたらす第2臨調中間答申
- 吉田 寛 義
伊藤 英 敏
宮野 康 之
館本 一 豊
山本 宏 幸

自治労・全道庁札幌総支部国費評議会

(随想) 服部之総と北海道紀行 北田 寛 二

☆ ご注文の際は、郵便振替で代金をお送り下さい。2冊の場合は、送料が55円、3冊の場合
は60円となります。(振替口座番号は小樽0-3543です)

目

次

(I) 婦人と労働

北海道の働く婦人の状態……………(1)

笹谷 春美

はじめに

一、婦人労働者の増大と内部構成の変化

(1) 婦人の労働力状態

(2) 婦人就業者の内部構成の変容

△製造業従事者の更なる減少と、卸・小売、サービス従事者の急増▽

△事務・サービス職従事者の増大と、農林漁業・技能・生産工程従事者の減少▽

△全国を上まわる賃労働者化▽

(3) 婦人雇用者の状態

△中核は、中小零細企業に働く第二次産業従事者、事務・サービス職業従事者▽

△全国水準よりはるかに多い不安定雇用者▽

△「家庭に拘束された」婦人労働者の増大▽

二、本道の婦人労働者の労働条件

―賃金と労働時間を中心にして―

(1) 賃金の男女間格差の拡大
(2) 変わらぬ長時間労働と低賃金水準

三、本道における不安定女子就労者の労働条件―パート・内職・季節労働者に関する実態調査より―

婦人が働きつづけるために……………(26)

―婦人労働者のさまざまな斗いとその典型―

太田 伸子

笹谷 春美

第一章 立ち上がる婦人労働者

(1) 「合理化」との闘い

△水産関連業界での成果▽

△不当解雇と闘いつづけて▽

△労働力政策と闘って▽

△組合差別と「合理化」の根は一つ▽

(2) 職業病をなくすために

(3) 男女差別の撤廃をめざして

(4) 労働者の権利を守って

第二章 母性保護権利と育児の要求をめぐる闘い

闘い

(1) 全損保婦人労働者の産八闘争

(2) 職場保育所・夜間保育所作り

―斗南病院看護婦の闘い―

(3) 育児休業のその後の展開について

第三章 住民要求にこたえて

―札幌市職衛生評議会保健婦部会の闘い―

(1) 保健婦部会結成への歩み

(2) 保健所「合理化」再編と対決して

△ゆがんできた国民健康行政▽

△「合理化」再編の執拗な攻撃▽

△非常勤職員導入は定数増加にならない▽

△住民とともに闘って▽

(3) 労働条件の向上をめざして

△不当な人事移動内示撤回の闘い▽

△育児休業適用の闘い▽

△係長人事の民主化▽

(4) 保健婦部会を支えているもの

北海道農家婦人と改良普及事業の役割 (39)

千野 葉子

牧村いずみ

はじめに

第一章 北海道農家婦人の労働生活の現状と課題

課題

△農家生産の担い手として▽

△生活を創造していく担い手として▽

第二章 生活改良普及事業の役割と課題

(II) 婦人と教育・保育

学校教育における婦人の問題……………

(46)

― 婦人教師の現状と女子教育の問題を中心にして

志野 律子
藤井真由美

一、婦人教師の現状

- 二、女子教育
 1. 女子教育問題とり組みまでの経過
 2. 女子教育とり組みの意義
 3. 女子教育の現状と今後の課題

非行・暴力から子どもを守る運動……………

(53)

はじめに

渡辺 昌子

- 一、アピール 申し入れ
- 二、教育講演会「子育てを考えるつどい」のとりくみ
- 三、映画「教育は死なず」のとりくみ
- 四、非行・暴力から子どもを守るシンポジウム
- 五、子育て小組みの誕生と発展

北海道の保育の実態とこれからの保育問題……………

(57)

土岐由紀子

- 一、はじめに
- 二、依然として遅れが目立つ北海道の保育実態

- (1) 保育所・幼稚園の整備のおくれ
- (2) ふえる民間依存
- 三、入所をはばむ高額な保育料

(1) 保育所
(2) 幼稚園

- 四、北海道におけるベビーホテル問題
- 五、北海道の子どもをめぐる状況と保育運動
 - (1) 国際児童年のとりくみ
 - (2) 大きい無認可共同保育所の役割
 - (3) 保育労働者を取りまく状況
- 六、おわりに

札幌市の留守家庭児童対策と問題点……………

(64)

甲斐百合子

はじめに

- 一、札幌市の留守家庭児童対策のあゆみ
1. 民生局所管の補助金事業
2. 文部省の留守家庭児童会育成補助事業
3. 児童会館へ一般利用として解消
- 二、働く権利と学童保育
- 三、子どもたちの発達を保障する学童保育

くなくまの中で育つ子どもたち
四、新規事業の問題点
行政の責任回避

1. 児童健全育成運営委員会の設置
2. 受益者負担制度の導入

(III) 婦人とくらし・平和

北海道のくらしと消費者運動……………
― 灯油共同購入運動を中心として―

(67)

石川 一美

- 一、つるる家計の苦しさ
- 二、灯油共同購入運動のひろがり
- 三、灯油をめぐる情勢と課題

世界婦人大会に参加して……………

(72)

三浦 章子

世界中に軍事緊張をつくり出しているアメリカの実態

注目された日本発言

燃えるヨーロッパの核兵器ノーの運動

今こそ平和の力で核兵器ノーと軍縮を……………

(74)

(IV) 国際婦人年後の動きについて

― 行政の対応を中心に―

- 一、はじめに―国際婦人年から七年
- 二、道内のうごき―『道内行動計画』のその後
- 三、地方自治体のうごき

佐藤 節子

(I) 婦人と労働

北海道の働く婦人の状態

笹谷春美

目次

はじめに

一、婦人就業者の増大と内部構成の変化

(1) 婦人の労働力状態

(2) 婦人就業者の内部構成の変容

(3) 婦人雇用者の状態

二、本道の婦人労働者の労働条件

一 賃金と労働時間を中心にして一

(1) 賃金の男女間格差の拡大

(2) 変わらぬ長時間労働と低賃金水準

三、本道における不安定女子就労者の労働条件

一 パート・内職・季節労働者に関する実態調

査より一

はじめに

男女差別をはじめ、あらゆる差別の撤廃と平等・平和の理念を高々とかけて出発した一九七五年からの国際婦人年十年の経過の中で、婦人の社会的進出とりわけ労働の場における進出についての社会的関心は、今日大きく高まり拡がりつつある。振り返れば、この間、婦人労働のあり方は大きな変化を遂げ、また現在もその変化は進行中である。そこには、婦人にとって様々な前進面が見られる半面、新たな問題点も内包せられている。

本道の働く婦人の状態を見る前に、全国の働く婦人の状態変化の特徴点を概観しておこう。

第一に、働く婦人の中でも雇用婦人の増大が著しく、総理府「労働力調査」によれば、一九八〇年は一三五四万人で、一九六〇年の二倍、一九七五年の一・一六倍の史上最高となり、雇用者総数中の婦人の占める割合も三四・一%と高まった。また、平均年令・勤続年数・平均給与も戦後最高の水準に達した。にもかかわらず、第二に、男子の賃金を一〇〇とする女子の賃金は一九七六年の五六・一%をピークに毎年下降し、ついに一九八〇年は五三・八%となり、男女格差が拡大している。諸外国では格差縮小の傾向があるのに、我国の場合は逆行しており、進んだ資本主義国には例のない現象が生じている。第三に、上記の賃金格差の拡大の一要因としても挙げられている、パート労働者の急増で

ある。パート労働者は八〇年は二五六万といわれ、女子雇用者中に占める割合は、七〇年一二・二%、七五年一七・四%、八〇年一九・三%と年々高まっている。その一時間当り賃金は一般労働者の七割にすぎず、このような低賃金かつ不安定就労者としてのパート労働者の、一般労働者を上回る勢いでの増大は、婦人労働全般に影響を与えるものとして無視しえないものとなっている。

従って、婦人雇用者の増大は職場への進出を、社会的平等の進展として即座に評価しえない状態がある。しかし、パート労働者の活用は、一九六〇年代以降の高度経済成長政策を押し進める上での婦人労働力政策として、政府により、積極的に打ち出されてきたものである。六〇年代は、技術革新に伴う若年労働力の不足を補完する労働力として、七〇年一八〇年にかけては、単なる補充労働力ではなく、構造不況を乗り切るための「合理化」政策の目玉として、つまり「経費節減になる」「雇用調節できる」労働力として本格的に活用する方針が政府・資本の側から打ち出されている。

このように、今日の婦人労働者の状態は、男性と同じように社会に出て働きたい、また働かねばならないという婦人の側の要求・現実と、それを積極的に「合理化」の手段として活用しようとする資本の要求とが、せめぎあい・ぶつ

かりあっている状況の反映といえよう。

さて、以上のような全国の動向は、北海道においてはどのようにたちあらわれているのだろうか。本稿では、とりわけ七五年から八〇年の五年間の変化を中心に、基礎的な統計分析にもとづいて、本道の働く婦人の状態の特色を明らかにしていくこととする。

(注) ①七五年以前については、「北海道経済」別冊『北海道の婦人』（北海道経済研究所、一九七五年）に詳しいので、是非参照されたい。

②この間の資料収集にあたって、公的機関による本道独自の調査や資料が皆無といっても良い状態に改めて、本道の婦人政策の遅れを痛感させられた。「行革」で真先に削られるのは婦人に関する予算（調査予算等）で「すよ」という道職員の嘆息が心から離れない。従って本稿に於ては、差別の実態や母性保護に関する論考を入れることができなかったことをあらかじめ了承して頂きたい。ただし、本稿の分析には間に合わなかったが、近々、八年ぶりに道労働部による勤労婦人の労働実態調査報告が刊行されると聞いている。それをふまえての労働条件の分析は別途に用意したい。

一、婦人就業者の増大と内部構成の変化

(1) 婦人の労働力状態

()内は女子(55年)

	自営業者	324,400人	(70,100)
	家族従業者	268,500人	(211,800)
就業者		2,593,700人	(935,000)
完全失業者		68,700人	(24,300)
労働力人口		2,662,400人	(959,300)
非労働力人口		1,595,000人	(1,228,400)
15歳以上人口		4,257,400人	(2,187,700)
15歳未満人口		1,299,000人	(642,400)
総人口		5,556,400人	(2,830,100)

資料：「国勢調査」55年(1%抽出結果速報)
注) ()内は女子の実数

まず本道の婦人の就業状態を、図1をみて概観しておこう。十五才以上の女子人口は二一八万七〇〇〇人で、そのうち労働力人口は九三万九三〇〇人で労働力率四三・八%である。労働力人口のうち、その九七・五%の九三万五〇〇〇人が就業者で、その内部構成をみると、雇用

表1. 男女別15才以上人口、労働力人口の推移（全国との比較）

	15才以上人口 (千人)		労働力人口 (千人)		労働力率(%)		5年間の増減率	
	道	全国	道	全国	道	全国	道	全国
(女)								
昭45年	1,991	40,669	910	20,708	45.7	50.9	-	-
50年	2,075	43,561	882	20,083	42.5	46.1	-3.1	-3.7
55年	2,189	45,964	959	21,494	43.8	46.8	8.7	7.0
(男)								
45年	1,884	38,227	1,589	32,241	84.3	84.3	-	-
50年	1,949	41,112	1,634	34,301	83.8	83.4	2.8	5.7
55年	2,065	43,366	1,703	35,582	82.5	82.1	4.2	3.7

資料) 「国勢調査」 (注) 昭55年は、「1%抽出速報集計結果」

者が最も多く六五万二〇〇人(六九・七%)、次が家族従業者二万二八〇〇人(二一・八%)、自営業主が七万二〇〇人(七・五%)である(図1)。労働力人口は五十年に比べ七万七千人増加し、男子(四・二%)を大幅に上まわる八・七%の増加である(表1)。就業者はこの間七万一千人増加し、八・二%の増加率である。ともに全国よりも高い増加率である。ところで、昭和四

十五年から五十年にかけて、全国では六二万五〇〇〇人が、道内でも二万八〇〇〇〇人の婦人が働く場を失った。男子の五・七%(全国)増にもかかわらず女子は三・七%減(全国)であったことは、女子労働がいに景気の調節弁の働きをしているか、を如実に示すものである。従って五十一・五十五年、男子の増加率の倍以上で急増する女子労働力が、どのような内容のものなのかは、大きな問題である。とりわけ、本道の女子労働力率は四五・七→四二・五→四三・八と全国の五〇・九→四六・一→四六・八に比べ低い水準であったが、この間その差は縮まっている(四十五年五・二ポイントの差が五十五年は三・〇ポイントの差である)。北海道は、一般的に女の働く場が非常に限られている、といわれてきたが、全国を上まわる水準で増大した女子労働力は、どのような場に、どんな特質をもった労働力として立ちあらわれているのかをまずとりおさえる必要がある。

(2) 婦人就業者の内部構成の変容

△製造業従事者の更なる減少と、卸・小売・サービス業従事者の急増▽

産業大分類別にみると五十年→五十五年にかけて、第一次産業が一六・一%→一三・四%へ、第二次産業が二五・九%→二五・三%へ、第三次産業が五七・八%→六一・一%へと推移して

表2. 産業大分類別就業者の推移（構成比）

	昭50				昭55			
	総数	第1次産業	第2次産業	第3次産業	総数	第1次産業	第2次産業	第3次産業
全国	100.0	13.8	34.1	51.8	100.0	10.9	33.5	55.4
北海道	100.0	16.1	25.9	57.8	100.0	13.4	25.3	61.1
岩手	100.0	34.8	22.9	42.0	100.0	26.2	26.9	46.9
岐阜	100.0	12.0	43.6	44.1	100.0	8.7	43.6	47.7
東京	100.0	0.8	34.3	64.4	100.0	0.6	31.8	67.2

資料) 「国勢調査」 (抽出速報集計結果)

いる(表2)。第一次・第二次産業従事者の構成比の減、第三次産業従事者の増大は、全国も同様であるが、本道の場合、五十五年で第二次産業は全国より八ポイントも低く、第三次産業では六ポイントも高い、という独自の構成を示す。この間の第一次産業の解体は、第三次産業の肥大へと展開し、東京等、大都市府県と似た傾向を示す。本道では、市部とりわけ札幌市への人口集中

が進んでいる中で、婦人就業者の六七・七%（五十五年）が市部に存し、五十年の六五・二%に比べ一段と市部集中が進んでいる。しかも、本道の市は札幌市をはじめとして管理中核的都市が多く、工業都市が少いため、今後、第三次産業への婦人就業者集中はより一層高まると思われる。

「就業構造基本調査」によると、卸・小売業、サービス業、製造業の三業種で六八・二%と半数以上の婦人が占めている。しかし、第二次産業では、建設業で増加がみられる一方で、製造業では四十九年一三・三%（全国二五・二%）↓五十二年一一・四（二四・五）↓五十四年一〇・八（二四・二）と全国に比べより激しく減少している。反面、第三次産業では、卸・小売業で三・四ポイント、サービス業で二・九ポイント全国を上まわっている（表3）。

▲事務・サービス職従事者の増大と、農林漁業・技能・生産工程従事者の減少▽

職業別構成の変容をみると、五年間で減少が顕著なのは農林漁業従事者（二一・五%↓一六・三%）、技能工・生産工程従事者（一三・〇%↓一一・四%）であり、反面、サービス業従事者（一五・七%↑一七・五%）、専門的職業従事者（七・三%↑九・二%）、事務従事者（二二・〇%↑二三・〇%）の増加が目立つ。婦人就業者の多い職業は、本道では事務（二三・六%）、サービ

ス（一七・五%）、農林漁業（一六・三%）、販売（一五・二%）、技能・生産工程（一一・四%）の順であるが、全国は事務（二三・三%）、技能・生産工程（二一・九%）、農林漁業（一三・七%）、販売（二三・五%）、サービス（一一・三%）であり、本道の婦人就業者の技能・生産工程従事者の少なさ、サービス業従事者の多さが特徴的である（表4）。

△全国を上まわる賃労働者化▽

婦人就業者の従業上の地位をみると、全国と本道では大きな差異がある（表5）。本道では雇用者の割合が高く（道六九・七%、全国六三・二%）、自営業者・家族従業者の割合の低さが顕著である。

表3 産業別有業者数の推移

	北海道						全国		
	昭49		昭52		昭54		昭49	昭52	昭54
	(千人)	(%)	(千人)	(%)	(千人)	(%)	(%)	(%)	
農業	144	(17.9)	144	(16.2)	126	(14.0)	18.5	15.4	13.2
林・狩猟業	8	(1.6)	6	(0.7)	5	(0.6)	0.2	0.2	0.2
漁・水・養殖業	24	(3.0)	16	(1.8)	20	(2.2)	0.5	0.5	0.5
鉱業	4	(0.5)	3	(0.3)	3	(0.3)	0.1	0.1	0.1
建設業	38	(4.7)	42	(4.7)	52	(5.8)	2.8	3.0	3.3
製造業	107	(13.3)	101	(11.4)	97	(10.8)	25.2	24.5	24.2
卸・小売業	217	(27.0)	268	(30.2)	268	(29.7)	24.2	25.8	26.3
金融・保険業	34	(4.2)	39	(4.4)	42	(4.7)	4.0	4.2	4.4
運輸・通信業	20	(2.5)	23	(2.6)	18	(2.0)	2.0	2.0	2.0
電気・ガス・水道・熱供給業	2	(0.3)	2	(0.2)	2	(0.2)	0.2	0.2	0.2
サービス業	192	(23.9)	224	(25.3)	250	(27.7)	20.6	22.5	23.8
公務	13	(1.6)	18	(2.0)	17	(1.9)	1.7	1.7	1.8
総計	803	(100.0)	887	(100.0)	902	(100.0)	100.0	100.0	100.0

資料：『就業構造基本調査』

表4 職業別女子有業者数の推移

	北海道						全国		
	昭49年		昭52年		昭54年		昭49年	昭52年	昭54年
専門的技術的職業従事者	(千人) 59	(%) (7.3)	(千人) 76	(%) (8.6)	(千人) 83	(%) (9.2)	(%) 7.5	(%) 7.7	(%) 9.6
管理的職業従事者	6	(0.7)	9	(1.0)	7	(0.8)	0.6	0.5	0.6
事務従事者	177	(22.0)	202	(22.8)	213	(23.6)	21.8	19.6	23.3
販売従事者	121	(15.1)	142	(16.0)	137	(15.2)	13.3	11.9	13.5
農林・漁業従事者	173	(21.5)	166	(18.7)	147	(16.3)	19.1	13.9	13.7
採鉱・採石従事者	0	(-)	0	(-)	1	(0.1)	0	0	0
運輸通信従事者	10	(1.2)	9	(1.0)	8	(0.9)	1.0	0.7	0.7
技能工・生産工程作業	104	(13.0)	112	(12.6)	103	(11.4)	22.2	19.1	21.9
単純作業	29	(3.6)	33	(3.7)	45	(5.0)	2.9	2.6	3.3
保安職業従事者	0	(-)	1	(0.1)	1	(0.1)	0.1	0.1	0.1
サービス職業従事者	124	(15.4)	136	(15.3)	158	(17.5)	11.6	7.7	13.3
分類不能の職業	0	(-)	0	(-)	0	(-)	0.1	0.1	0.1
総数	803	(100.0)	887	(100.0)	902	(100.0)	100.0	100.0	100.0

資料：『就業構造基本調査』

表5 従業上の地位別・女子就業者数

		総数	雇用者	自営業主	家族従業者
実数	道	50年 864,213	569,881	68,005	255,160
		55年 935,000	652,100	70,100	211,800
構成比 (%)	道	50年 100.0	65.9	7.9	26.2
		55年 100.0	69.7	7.5	22.8
	全	50年 100.0	59.8	14.3	25.7
	国	55年 100.0	63.2	13.7	23.0
占める総数中の女子の割合 (%)	道	50年 35.1	31.0	20.7	76.3
		55年 36.1	32.6	21.6	78.7
	全	50年 40.2	32.0	29.8	79.8
	国	55年 38.7	34.1	30.8	81.4
五年間の増減率	道	-	8.2	14.4	-5.9
	全国	-	6.8		

とりわけ、本道の家族従事者は、この五年間で一万三三六〇人減少し、全国を大きく上回る減少率（△五・九％）であった。昭和三十五年からは約一五万人も減少している。道内における家族従業者の多くは農家労働力であると思われるが、農業の解体に伴う家族従業者の

流出が本道における婦人雇用者の供給源の一役を担っていることは、事実である。しかし、家族従業者中の婦人の割合は昭和四十五年七四・八％↓五十年七六・三％↓五十五年七八・二％と年々高まり、不安定で負担の多い家族労働力ととりわけ農家労働の中核に婦人が位置づいていることがわかる。雇用者は、五十五年では六五万二〇〇〇人となり、五十年に比べ八万二〇〇〇人増（一四・四％）と男子に比べ大幅に増加した。その結果、雇用者総数に占める女子の割合は、四十年二八・

○%↓四十五年三〇・八%↓五十年三一・〇%
 ↓五十五年三二・六%と年々高まってはいるが、
 全国と比べるとワントンポ遅れている。

(3) 婦人雇用者の状態

△中核は、中小零細企業に働く第三次産業従事者、事務・サービス職業従事者V

一段と進展した本道の婦人の賃労働者化の配置を「就業構造基本調査」にみると、産業別では、サービス業が二〇万六〇〇〇人(三二・八%)で最も多く、卸・小売業一九万人(三〇・三%)、製造業八万九〇〇〇人(一四・二%)と続き、これら三業種で全体の八割を占める(表6)。なかでも、四十九年から五十四年にかけてサービス業五万一〇〇〇人(三二・九%)増、卸・小売業の三万七〇〇〇人(二四・二%)増が顕著である。その結果、サービス業ではその四七%が金融保険・不動産業では四九%が、卸・小売業では四四・七%が女子で占められている。職業別では、事務従事者が最も多く(三一・四%)、次いでサービス職(一八・一%)、販売従事者(一三・九%)、技能工・生産工程作業者(一三・二%)と続き、とりわけ、四十九年に比べるとサービス職二万四〇〇〇人(増加率二六・七%)増、専門的技術的職業二万四〇〇〇人(四六・三%)増、事務二万九〇〇〇人(一七・三%)増が目立つが、技能工・生産工程作業

表6 産業別女子雇用者数の推移

(単位 千人)

	総数	農業	林業 狩猟業	漁業・ 水産養殖業	業・ 鉱業	建設業	製造業	卸売業 小売業	金融・ 保険業 不動産業	運輸・ 通信業	電気・ 水道・ 熱供給業	サービ ス業	公務
46年	499	11	6	1	3	28	89	163	26	18	0	140	15
49	528	7	8	2	4	34	99	153	31	20	2	155	13
52	584	6	6	3	2	37	91	184	35	22	2	177	18
54	628	10	5	3	3	46	89	190	37	17	2	206	17

資料出所 総理府「就業構造基本調査」

表7 職業別女子雇用者数の推移

(単位 千人)

	46年		49年		52年		54年	
	数	構成比 %	数	構成比 %	数	構成比 %	数	構成比 %
総数	449	100.0	528	100.0	584	100.0	628	100.0
専門的・技術的職業従事者	48	9.7	53	10.0	67	11.5	77	12.3
管理的職業従事者	6	1.2	6	1.1	8	1.3	7	1.1
事務従事者	143	28.8	168	31.8	186	31.8	197	31.4
販売従事者	75	15.1	76	14.4	83	14.2	87	13.9
農林・漁業従事者	17	3.4	15	2.9	17	2.9	15	2.4
採鉱・採石作業者	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	0.1
運輸通信従事者	11	2.2	9	1.7	9	1.5	8	1.3
技能工・生産工程作業者	86	17.3	85	16.1	91	15.6	83	13.2
単純作業者	25	5.0	26	4.9	29	4.9	39	6.2
保安職業従事者	0	0.0	0	0.0	1	0.2	1	0.1
サービス職業従事者	86	17.3	90	17.1	94	16.1	114	18.1
分類不能の職業	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0

資料出所 総理府「就業構造基本調査」

表8 女子規模別・産業別分布

昭54年北海道 (単位 千人)

	1~4	5~29	30~299	300~999	1000~	官公庁	計
農 業	2,641(96.8)	71 (2.6)	12 (0.4)	2(0.07)	1(0.04)	1 (0.04)	2,728(100.0)
林・狩	9(26.5)	12(35.3)	4(11.8)	0	1 (2.9)	8 (23.5)	34(100.0)
漁・水・養	74(75.5)	19(19.4)	4 (4.1)	0	1 (1.0)	0	98(100.0)
鉱	1 (6.7)	6(40.0)	5(33.3)	1 (6.7)	2(13.3)	0	15(100.0)
建 設	132(19.0)	323(46.6)	169(24.4)	24 (3.5)	42 (6.1)	3 (0.4)	693(100.0)
製 造	1,306(26.1)	1,283(25.7)	1,451(29.0)	357 (7.1)	604(12.1)	4 (0.07)	5,010(100.0)
卸・小売	2,528(46.4)	1,413(25.9)	802(14.7)	247 (4.5)	440 (8.1)	23 (0.4)	5,453(100.0)
金融・保険 ・不動産	117(13.0)	66 (7.3)	100(11.1)	76 (8.4)	533(59.1)	10 (1.1)	902(100.0)
運輸・通信	21 (5.2)	56(13.8)	84(20.7)	30 (7.4)	150(37.0)	64 (15.8)	405(100.0)
電気・ガス	0	1 (2.2)	3 (6.5)	3 (6.5)	28(60.9)	11 (23.9)	46(100.0)
サービス	1,483(30.0)	1,043(21.1)	914(18.5)	174 (3.5)	210 (4.3)	1,116 (22.6)	4,940(100.0)
公 務	—	—	—	—	—	364(100.0)	364(100.0)

資料 『就業構造基本調査』

者は減少している(表7)。規模別分布をみると、きわめて零細な企業に集中していることがわかる(表8)。産業別にみると、婦人雇用者の多い三業種では、卸・小売は半数近くの四六・四%が一〜四人規模で、三〇人未満を含めると七二・三%となる。サービス業でも三割が一〜四人規模、半数が三〇人未満規模であり、製造業では、やはり二六・一%が一〜四人規模、半数強が三〇人未満の零細企業雇用者である。三〇人未満ともなると、卸・小売八七・七%、製造八〇・八%、サービス六九・六%にもなる。これに対し、金融・保険業及び電気・ガス業ではその六割が、また

運輸・通信では四割近くが一〇〇人以上の大企業に集中している。しかし、婦人労働者の大多数が中小零細企業労働者であることは、本道の婦人労働者の不安定性を示すものである。全国水準よりはるかに多い不安定雇用者V雇用形態別にみると、本道の場合、臨時・日雇、季節労働者の割合が高く、企業規模の零細さととも、本道の婦人労働者の不安定な雇用的性格を示している。

表9 臨時・日雇・季節的就业者数の動向 (北海道 女) (単位 千人)

	臨時・日雇			季 節		
	昭49	52	54	昭49	52	54
就業者数	114	142	180	89	75	90
対有業者比率	14.1	16.0	20.0	11.1	8.5	10.0
〃 全国	8.1	10.6	12.8	6.4	5.5	4.7

資料：『就業構造基本調査』

表10 雇用形態別女子雇用者数の推移

	雇用者数(千人)						構成比(%)						構成比(%)					
	総数	民間の役員	一般常雇	臨時雇	日雇	その他	総数	民間の役員	一般常雇	臨時雇	日雇	その他	総数	民間の役員	一般常雇	臨時雇	日雇	
昭和49年	528	15	400	94	20	0	100.0	2.8	75.7	17.6	3.7	0.0	100.0	2.8	64.1	10.1	3.0	
52	584	18	425	108	34	0	100.0	3.1	72.7	18.4	5.8	0.0	100.0	3.0	79.8	12.1	5.1	
54	628	18	430	133	47	0	100.0	2.8	68.5	21.2	7.5	0.0	100.0	3.0	77.0	14.4	5.6	

資料出所 総理府「就業構造基本調査」

表11 一般女子の雇用形態別求人・求職状況(55年)

	総数	前年比	臨時・季節	常用	計
新規求職	175,699人	7.6%	56.4%	43.6%	100.0%
新規求人	105,922	1.4	72.7	27.3	100.0
有効求職	817,097	1.9	56.4	49.4	100.0
有効求人	254,744	8.9	67.5	32.5	100.0

資料) 職安統計資料

著しく、その分一般雇用の割合が低下している。これは全国にもみられる傾向であるが、本道では臨時雇いでは、六・八ポイントも、日雇では一・九ポイントも全国を上回っている(表10)。

さらに、本道ではそれらとは労働市場が別個な八万八千人といわれ

表12 女子パートタイム労働者層(非農林業、北海道)

(単位 千人)

	女子の雇用者数 A	パートタイム労働者層			計	B+C A %
		年間就業日数が200日以上で、週当たり労働時間が35時間未満の者 B	年間就業日数が200日未満のうち、季節的求職者を除いた者 C			
昭和46年	482	19	27	46	9.5	
49	513	28	44	72	14.3	
52	571	39	62	101	17.7	
54	612	49	73	122	19.9	

資料出所 総理府「就業構造基本調査」

る季節労働者(女子)が存することを見逃してはならない。

職安を通じての求人も、一般常雇よりもはるかに臨時・季節雇用が多い(表11)。

さて、全国的にその動向が注目されているパート労働者は、本道に於ても、「就業構造基本調査」によると一二万二〇〇〇人で、四十九年に比べると五万人(六九・四%)増という驚く

べき伸びである(表12)。先述した臨時雇用者の増大の主要部分はこれらパート労働者の増大である。職安資料からみても、ここ二三年は常用労働者の就職率が低下する反面、パート雇用は大幅にアップしている(表13)。これらは、公的機関や調査の網の目にふれた部分であるが、チラシや口こみ、店頭張り紙による就労を考慮すると、実態は測り知れない位、大きな数字になると思われる。

パート労働者の一時間当たり平均賃金は四一七円(五十四年「賃金センサス」)で、一般常雇(女子)のその五二・五%半額とチョットである。パート労働者の増大は、明らかに、低賃金労働者が大量に創出されてゆく過程であるが、そこで注意しなければならないのは、パートよりさらに安い超低賃金の内職労働者の存在と、無業者の婦人における四〇万人近いパート就労希望者の存在である。これらは、いわば広範なパート予備軍として、婦人労働者の低賃金・不安定就労化をむしろ婦人の側から固定化、拡大する役割を果たしかねない。

本道の内職者は、労働基準局の資料によると五十六年では九四三四人で、確かにパート就労が急激に増加したここ二三年減少してはいるが、九千人台を保っている(表14)。さらに、道立札幌内職センターの資料によると、景気浮場のいかんにかかわらず、四十五年以来十年間、

表14 家内労働者数の推移

	家内労働者数		
	計	女	男
昭和50年	11,703	11,142	561
51	10,962	10,635	327
52	10,410	10,092	318
53	9,681	9,440	241
54	9,293	9,025	268
55	8,586	8,192	394
56	9,434	9,006	428

資料) 道労働基準局「家内労働概況」

大体三万人前後が相談に訪れている(表15)。行政機関の網の目にかからない内職希望者は、一〇万人ともいわれている。一方、内職求人も、コンスタントにあり、地方では増加傾向にある。和裁・洋裁・編物の「内職御三家」は、元請下請一孫請という複雑な流通経路の下にあり、とりわけ孫請は、内職に依存しなければならぬ構造にある。後述するが、本道の内職者の平均月収は二十日働いて月二万ノである。生活費の足しにもならないような、こんな収入を求めて、幼児や病人を抱えた若い主婦たちの相談者

表13 一般およびパートの職業紹介状況の推移(月平均)

		新規求職数	新規求人数	求人倍率	就職率
		(人)	(人)	(倍)	(%)
一般女子	50	159,628	113,527	0.35	50.9
	51	157,834	110,777	0.35	50.2
	52	163,706	107,552	0.31	51.3
	53	164,276	107,649	0.30	50.5
	54	163,285	104,439	0.29	50.6
パートタイム	50	20,098	15,006	0.74	58.8
	51	18,104	12,566	0.62	56.5
	52	19,232	13,669	0.53	56.3
	53	18,997	13,235	0.53	54.3
	54	13,621	12,883	0.80	64.5
55	14,321	12,993	0.64	61.8	

資料) 北海道職業安定課資料

注) 求人倍率-有効求職者に対する有効求人との割合
就職率-新規求職者に対する就職件数の割合

表15 <札幌内職センター>

	内職相談件数	職登録件数	求人数	あつせん数	<函館内職センター>		
					相談件数	求人数	あつせん数
35年	5,517	962	908	908			
40	10,363	1,681	1,292	1,481			
45	27,352	3,125	2,714	2,738	4,719	407	427
50	29,388	3,502	2,915	2,766	9,323	542	529
51	29,161	3,709	2,781	2,868	9,227	618	599
52※	24,372	3,117	2,473	2,541	13,509	912	869
53	25,410	3,092	2,734	2,772	16,163	872	865
54	28,242	3,466	2,851	2,951	17,391	1,055	1,045
55	28,048	3,337	2,498	2,726	13,074	1,242	1,257

資料) 道立札幌内職相談センター「業務概要」(昭55年度)

(※) 52年度で約5千件低下しているのは、相談センターの場所が都心から離れた所に移転したため。54年より都心に戻る。

が絶えない、というその背後には、本道の勤労者世帯の貧困化の促進がみられる。
^ "家庭に拘束された" 婦人労働者の増大 V
「国勢調査」によると、本道の婦人就業者のうち、「主に仕事」をする婦人が五九万九〇〇

表16 就業形態別女子就業者の推移

	北 海 道				全 国				道	全 国
	50年		55年		50年		55年		50~55 増加率	50~55 増加率
	千人	%	千人	%	千人	%	千人	%	%	%
就業者総数	864	(100.0)	935	(100.0)	19,726	(100.0)	21,073	100.0	8.2	6.8
主に仕事	577	(66.8)	599	(64.1)	12,691	(64.3)	12,976	(61.6)	3.8	2.2
家事のほか仕事	274	(31.7)	321	(34.3)	6,774	(34.3)	7,756	(36.8)	17.1	14.5
その他	11	(1.5)	13	(1.6)	260	(1.4)	340	(1.6)	18.2	30.8

資料：「国勢調査」

(注) 上記の状態は、昭和55年9月24日~30日の1週間の状態をあらわしたものである。「主に仕事」は、調査期間中、主に勤め先や自家営業などの仕事をしていた人、「家事のほか仕事」は、同じく、その期間中、主に家事などをしていて、そのかわり仕事をしていない人、「その他」は「通学のかたわら仕事」「休業者」をさす。

○人、(家事が主で)「家事のほか仕事」をする婦人が三二万一〇〇〇人で、その構成比は六四・一%対三四・三%である(表16)。「主に仕事」の婦人は五十年に比べると二万二〇〇〇人増加(三・八%増)したが、「家事のかたわら仕事」をする婦人は四万七〇〇〇人の増加

表17 女子無業者に占める就業希望者の推移

(単位 千人)

	総数 A	就業希望者 B	左の35歳以上のうち		
			B/A	C	C/B
			%		%
昭和46年	1,169	396	33.9	162	40.9
49	1,232	408	33.1	180	44.1
52	1,239	440	35.5	210	47.7
54	1,288	461	35.8	238	51.6

資料出所 総理府「就業構造基本調査」

表18 就業希望者の希望する仕事のおも・従の割合

	総数 A	仕事をおもに希望する者 B	仕事を従者に希望する者 C		
			B/A	C	C/A
			%		%
昭和46年	396	69	17.4	327	82.6
49	408	64	15.7	344	84.3
52	440	74	16.8	366	83.2
54	461	76	16.7	382	83.3

資料出所 総理府「就業構造基本調査」

表19 年齢別女子無業者の就業希望率 一北海道一

昭54

	15~24才	25~34	35~54	55~64	65才以上	総数
就業希望率	21.2%	58.1	49.0	22.4	6.0	35.8
うち仕事を従に希望するもの	60.4	86.9	85.8	80.0	84.6	82.9

資料：「就業構造基本調査」

(二七・一%)で、「主に仕事」の婦人の増加を圧倒している。その結果、「主に仕事」の比率が低下(六六・八↓六四・一)し、「家事のかたわら仕事」の比率が高まっている(三一・七↓三四・三)。全国では、「家事のかたわら仕事」は三六・八%とその比率は本道を上まわ

わっているが、五年間の増加率は全国を上まわり、急速に全国水準に近づいている。このように「家事のかたわら仕事」をする婦人の増加は、これまでみてきた臨時・日雇・パート・内職等、短時間・低賃金・不安定就労者の増大の一端を如実に反映するものである。

一方、「就業構造基本調査」によると、無業婦人一二八万八〇〇〇人のうち就業希望者は四六万一〇〇〇人(三五・八%)で、その数は年々増加している(表17)。しかし、彼女たちの八割以上の三八万二〇〇〇人が「仕事を従」に希望しており、「仕事を主」に希望する者は七万六〇〇〇人(一六・七%)にすぎず、その割合は低下している(表18)。無業者の年齢階層別にみると、とりわけ、二十五才以上ではどの年齢階層も八割以上が「仕事を従」に希望している(表19)。

二十五才以上の中高年婦人の大半が家庭を持っていると思われる、家庭を持っている限り、「主に仕事」をする者も「従に仕事」をする者も、また女性のみでなく男性もまた、家庭に責任をもつ存在ではあるが、「家事のかたわら仕事をする」婦人、「仕事を従」に希望する中高年婦人の増大は、一方では家庭を持ちながらも仕事を増大する婦人の増加として、家庭か仕事かの二者択一を迫られる、あるいは家事労働にのみ専念することを強いられる婦人の状態よりは一歩前

進した状態といえるが、しかし、一方、婦人ゆえに家庭により拘束された形での就労であり、政府・資本のいう「家庭責任を負った婦人労働者」の典型として、いつでも家庭に戻れる、あるいは家事労働をなるべく私的に全うできるような雇用形態(パート・臨時・日雇等不安定雇用を強いられる、雇用における男女平等の地平とはほど遠い状態である。このような傾向は、別の言葉でいえば、自立できない労働者の広範な創出といえる。

二、本道の婦人労働者の労働条件

件

一 賃金と労働時間を中心にして

(1) 賃金の男女間格差の拡大

本道の婦人労働者の賃金は全国に比べきわめて低賃金であるといわれてきた。それは男子の賃金自体が全国より低く、かつ、その男子に対する格差が、全国における男女格差より拡大していたことによるものであった。

ところで、全国的な婦人労働の動向では、「はじめに」で指摘したようにパート労働者の急増が平均賃金の上昇を押し下げ、男女の賃金格差が新たに拡大するに到っている。本道でもパート・臨時労働者の一般常雇労働者を上回る増

加が見られるが、賃金にはどのように反映されているであろうか。「毎月勤労統計調査」によると、五十五年の女子の現金給与総額の平均は、一五万八六二円で、前年比五・六%の上昇であった。しかし男子は六・九%アップであり、男子を一〇〇とする賃金格差は五五・〇となり、前年まで縮小傾向であった格差は、全国動向と同様、新たな拡大をみた(表20)。しかし、全国では、女子は前年比四・八%アップに対し、男子は七・〇%アップと、上昇率にかなりの差が生じ、女子の賃金は、男子の五三・八と、五十三年の五六・二から二年間、その差が拡大した。このような激しい女子の賃金の相対的な劣悪化と、本道の女子の賃金も同じ傾向を歩みつつあるが、まだワントテンポ遅れている段階である。従って、全国の男女格差が急速に拡大した五十四年には、本道の場合、格差縮小の傾向にあり、そのため五十四年以降、男女格差は本道の方が全国より小さい、という従来との逆転現象をみせている。といっても、まだまだ男子の約半分で、とりわけ女子労働者、とりわけパートの多い、製造業・サービス業、卸・小売業は平均を下まわっている。そのパート労働者の賃金の推移をみると、本道では産業平均一時間当り四五八円で、前年に比べ一七円(三・八%)増で、一般女子の賃金上昇率(五・六%)より下まわっている。全国では、一時間当り四九二円で前

(2) 五十五年における本道の常用労働者の平均月
 間総労働時間
 は「毎月
 労働統計調
 査」による
 と、一八一
 のそれ(四・八%増)より下まわった(表21)。
 年比二〇四・二%の上昇であるが、一般女子

表20 男女別賃金

(現金給与総額)

	男子賃金 (円)	女子賃金 (円)	格差(男子を100としたときの女子の賃金)				
			51年	52年	53年	54年	55年
調査産業計	288,337	158,621	52.3	53.8	53.9	55.7	55.0
調査産業計 (サービス業を除く)	272,743	141,235	47.1	48.2	48.8	51.9	51.8
鉱業	293,615	133,612	44.9	46.3	46.4	45.6	45.5
建設業	255,414	129,030	47.8	49.8	48.9	51.8	50.5
製造業	265,768	112,108	43.4	43.5	43.1	42.2	42.2
卸売業、小売業	247,840	128,956	49.3	48.3	48.6	52.0	52.0
金融・保険業	429,973	191,482	44.6	43.9	45.0	46.3	44.5
運輸・通信業	276,935	219,711	60.5	66.2	71.3	79.2	79.3
電気・ガス・水道業	334,905	169,827	64.4	72.7	71.5	55.6	50.7
サービス業	346,018	187,552	57.9	59.3	58.4	55.8	54.2
全国の男女格差			56.1	55.8	56.2	54.9	53.8
全国の女子を100としたときの道内女子の賃金			88.1	90.5	90.1	94.5	95.3

資料出所 道統計課「毎月労働統計調査」

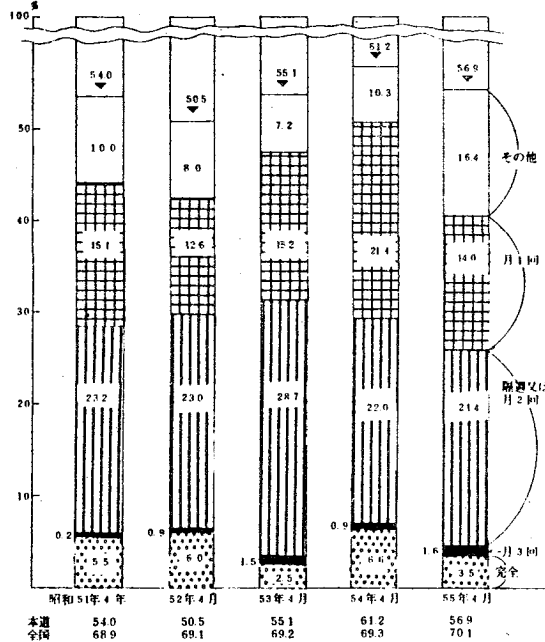
表21 女子パートタイム労働者の賃金等(北海道)

区分		企業規模計						
		年齢	勤続年数	実労働日数	1日当たり 所定内 労働時間	1時間当 たり所定 内給与額	年間賞与 その他 特別給与額	労働者数
昭和		歳	年	日	時間	円	千円	人
50	産業計							
	製造業	38.7	2.7	24	6	291	41.3	3,580
	卸売業、小売業	37.4	2.4	24	6	317	44.0	8,030
51	産業計	41.5	2.6	23	6	364	45.0	18,970
	製造業	40.6	2.5	23	6	336	33.4	4,880
	卸売業、小売業	41.3	2.7	23	6	367	55.1	7,650
52	産業計	41.5	2.7	24	6	382	35.4	20,260
	製造業	40.6	2.6	23	6	363	52.2	5,580
	卸売業、小売業	40.5	2.8	25	6	374	30.9	8,240
53	産業計	41.8	3.1	24	6	433	48.3	21,190
	製造業	41.2	2.6	23	6	411	57.8	4,250
	卸売業、小売業	39.5	3.3	24	6	420	45.4	9,720
54	産業計	41.5	3.1	23	6	441	42.9	34,120
	製造業	41.6	3.3	23	7	412	40.5	9,020
	卸売業、小売業	40.1	3.1	23	6	439	32.9	13,730
	サービス業	43.4	3.0	24	5	466	54.1	10,220
55	産業計	40.3	2.9	23	6	458	46.5	40,380
	製造業	41.5	3.1	23	7	435	65.4	10,420
	卸売業、小売業	38.2	2.6	23	6	455	35.8	19,560
	サービス業	43.5	3.2	24	6	487	48.3	10,030

資料出所 労働省「賃金構造基本統計調査」

注) 企業規模は、常用労働者10人以上の事業所の規模である。

図2 週休2日制実施状況



資料出所 北海道人事委員会調

注) 企業規模100人以上でかつ50人以上規模の事業所の管理部門

・二時間、出勤日数二三日である。全国に比べると五・五時間、一・一日勤務時間は長い。五十年では、その差は一〇時間であったことからすれば道内の労働時間の短縮はめざましいように見えるが、全国の労働時間が増加傾向にあったことによる差の縮小で、本道の労働時間

がいかに長時間であったか、を逆に示している。
また週休二日制の普及状況も遅れ、北海道人事委員会の調べでは、企業規模一〇〇人以上でかつ五〇人以上規模の事業所の管理部門で、ならかの週休二日制を実施しているのは五六・

表2 2 月間実労働時間数及び出勤日数の推移 (規模30人以上)

	北海道						全国			
	月間実労働時間数						出勤日数		総実労働時間数	
	総実労働時間数		所定内		所定外		女	男	女	男
	女	男	女	男	女	男				
昭和50	時間 169.6	時間 185.5	時間 —	時間 —	時間 5.9	時間 13.4	日 —	日 —	時間 163.0	時間 175.8
51	174.0	188.8	128.4	132.5	6.4	14.7	—	—	165.0	178.7
52	176.0	190.4	168.6	174.3	7.4	16.1	2.2.9	2.3.3	164.6	179.1
53	177.7	191.8	169.3	175.0	8.4	16.9	2.3.0	2.3.3	165.1	179.6
54	171.6	187.4	163.7	171.0	7.8	16.4	2.2.8	2.3.1	165.3	181.3
55	168.4	186.6	162.3	170.9	6.1	15.7			164.1	181.2

資料) 「毎月勤労統計要覧」

表23 産業別・1時間当りの賃金

	道内		全国		男女格差 全国男子 = 100	道内女子 全国女子 = 100
	男	女	男	女		
産業計 (含サービス)	1,121	699	1,706	1,013	53.8	69.0
鉱業	1,154	579	1,552	874	50.9	66.2
建設業	978	598	1,427	733	46.2	81.6
製造業	1,067	537	1,612	775	43.6	69.3
卸・小売業	1,067	652	1,686	907	49.0	71.9
金融・保険業	1,637	935	2,657	1,325	46.0	70.6
不動産業	992	547	1,921	1,009	47.7	54.2
運輸・通信業	1,058	853	1,579	1,335	69.6	63.9
電気・ガス・水道業	1,353	679	2,112	1,214	54.1	55.9
サービス業	1,310	763	1,984	1,290	62.1	59.1

資料) 「毎月勤労統計調査」より作成

九%で前年より減少し、全国に比べ一三・二ポイントも低くなっている。しかも完全実施は三五%にすぎない(図2)。このように、本道の労働時間は全国に比べまだまだ長い、婦人労働者の場合はどうであろう。

本道女子の月間労働時間数は五十五年一六八・四時間で二年間減っており、とりわけ所定内労働時間は五十五年に比べ六・三時間減少した(表22)。全国では女子の労働時間は増大を続

けてきたが五十五年ではじめて減少し、一六四・一時間となった。しかしそれでもなお、本道の方が、四・三時間長く就労している。

さて、先に賃金について見たが、表20をみる限り、実数では全国よりわずかに低い、その差や、本道の男女格差は、かなり是正されてきたように見えた。しかし、実質的な賃金の評価は、労働時間数とあわせて考察しなければならぬ。そうすると、表23のように、一時間当りの本道の女子の賃金は、産業計で六九九円となり、全国の女子の七割弱となる。ちなみに本道の男子の一時間当り賃金は全国の六五・七にすぎず、そのような男子の六二・三%が本道女子の賃金の水準となる。このように労働時間とクロスすると、本道の婦人労働者の低賃金の実態があらわになる。

三、本道における不安定女子

就労者の労働条件

パート・内職・季節労働者に
関する実態調査より

ここでは、今日の婦人の低賃金労働力として様々な注目をあびている、パート・内職そして季節労働従事者の状態の一端を、いくつかの調査資料より紹介しておくこととする。

(1) 「パートタイム求人事業所及びパートタイム求職者の状況調べ」(札幌職安、五十五年より

今日、パート労働者は婦人労働の問題の中心になりつつあるが、その労働実態はなかなか把握しにくい。

それはその就労形態が非常に短期的で流動的であり、また、職業安定所等公的機関を介して就労するのはごくわずか(おそらく一〜二割程度)で、大部分は「口こみ」や「チラシ」による私的な就労という特殊な労働市場をなすためである。

しかし、先のようなパート労働者の増大及び無業者のパート志向の増大という現状に対し、少しずつ行政の側でもパート労働の実態を明らかにする方向に動き出しつつある。今、札幌職業安定所が初めて行った「パートタイム求人事業所及びパートタイム求職者の状況調べ」(昭五十五年)により、その一端をみてみよう。

五十五年度のパートの求人事業所は、製造業四〇〇件(九・六%)、卸・小売業一七九一件(四三・四%)、サービス業一三四二件(三二・五%)、その他五九二件(一四・三%)で、卸・小売及びサービス業の求人が圧倒的に多い。これらの事業所の九割以上が三〇人未満の小零細企業である(表24)。その求人条件を、同じく表24でみると、雇用期間は約半数が六ヶ月以上であるが、二二・二%が三ヶ月雇用で一ヶ月雇用とあわせると四割強が短期雇用である。一日の就業時間は、七割が六時間以上のフルタイ

表 2 4 パートタイム産業別求人事業所の状況

	求人件数	事業所規模				就業時間				就業時間給					
		30人未満	30~99人	100~299人	300人以上	1月未満	1~4月	4~6月	6月以上	4~6時間	6時間以上	400円未満	400~499円	500~599円	600円以上
製造業	400	87.0%	9.7	2.5	0.8	26.0%	2.45	1.2	48.3	11.8	86.5	17.3	66.5	9.7	6.5
卸・小売	1,791	92.9	4.9	1.5		15.7	18.2		63.6	20.6	72.6	15.4	66.8	14.0	3.8
サービス	1,342	94.6	4.4	0.9		20.4	24.3		56.1	22.6	64.9	20.6	62.1	13.2	4.1
その他	592	94.1	4.6			27.4	35.5		35.1	5.4	87.8	21.3	61.6	18.1	-
計	4,125	93.1	5.2	1.5	-	19.9	22.2	2.3	55.6	18.2	73.6	18.1	64.5	13.3	4.1

資料) 札幌職業安定所調査資料(昭和55年)より作成

表 2 5 パートタイム産業・職業別内訳

	新規求人数	充足数	充足率(%)	求人職業別内訳(%)					
				事務的	販売	単純労働	サービス	その他	計
製造	1,064	647	60.8	19.1%	4.3	54.7	8.6	14.3	100.0
卸・小売	3,883	2,335	60.1	20.2	27.3	20.9	29.9	1.3	100.0
サービス	2,590	1,868	72.1	38.4	3.6	9.0	41.9	7.1	100.0
その他	1,193	973	81.6	67.4	6.5	7.9	14.5	5.4	100.0
計	8,730	5,823	66.7	31.9	14.6	19.7	28.8	5.0	100.0

資料) 札幌職安同資料より作成

表 2 6 パート求職者の求職希望

	総計	職業別求職(%)				希望時間給(%)				希望期間	希望時間数
		事務	販売	単純労働	サービス	400円未満	400~499円	500~599円	600円以上	6ヶ月以上	6時間以上
25才未満	1,612人	56.7	14.9	7.6	6.6	6.3%	87.3%	5.7%	0.7%	61.8%	95.5%
25-34才	3,702	57.7	10.8	10.3	8.5	5.7	86.1	7.2	1.0	80.3	87.6
35-44	2,917	32.2	11.1	22.5	23.2	6.4	87.1	5.8	0.7	87.8	78.9
45-54	1,519	16.4	6.9	27.9	39.8	7.8	86.7	4.8	0.7	89.8	77.1
55才以上	453	4.2	2.4	13.5	64.4	6.8	87.8	5.3	0.1	94.0	67.9
計	10,203	41.7	10.6	16.1	19.5	6.4	86.7	6.1	0.8	81.6	83.9

資料) 札幌職安同資料より作成

ム的雇用である。その中で、製造業は、フルタイムの雇用の短期間雇用を希望する事業所の割合が他産業に比べ高い。賃金は時給四〇〇円台がどの産業も六割以上で、残りが四〇〇円未満と五〇〇円台に分散している。次に求人数をみると、製造業一〇六四人(二二・一%)、卸・小売業三八八三人(四四・四%)、サービス業二五九〇人(二九・六%)、その他一一九三人(一三・六%)で、卸・小売関係の求人が圧倒的に多い(表25)。職種は事務が三一・九%、サービス職が二八・八%、単純労働が一九・七%であるが、産業により異なる。製造業では半数以上が単純労働の就業者を希望し、サービス業では店員等のサービスと事務労働者を、もっとも求人数の多い卸・小売業では、事務・販売・サービス・単純労働とあらゆる職種の求人がある。次に、求職者の求職条件をみると、表26の如くである。年令階層別にみると、二十五歳以下十四才が三七・二人と一番多く(三六・三%)、次に三十五歳四十四才が二九・七人(二八・六%)で、子育て中あるいは子供に手がからなくなった年代の婦人で六割強を占める。希望する職種は若い層程、事務職が多く、年令が高くなるにつれ単純労働・サービス労働が多くなる。五十五才以上にもなれば六割強がサービス職で、内容は掃除婦とか主婦・血洗いといったものである。希望時間給はどの年令階層も八割以上が

四〇〇円台を希望し、求人事業所の条件と若干異っている。また希望する就業期間も平均すると八割が六ヶ月以上の長期就労を望み、とりわけ年令階層が高くなるにつれこの傾向は高まっている。求人事業所ではその半数が六ヶ月以上雇用という条件なので、ここでも求人と求職の差異が生じている。同じく希望時間数をみると、期間と逆比例して、若い層になる程六時間以上のフルタイムの雇用を希望する率が高まるが、平均すると八割がフルタイムの希望で、ここでも求人側の条件とズレが生じている。このような求人側と求職側のズレによって、求人側の充足率は平均六六・七%に留まり、とりわけ製造、卸・小売の充足率は平均より低い所に留まっている(表25)。

このように、道内でパートを望む事業所は小零細規模の卸・小売及びサービス業が多く、とりわけ事務的仕事、サービスの仕事(下働きや掃除婦等)にパート活用を望んでいる。その一方、パート就労を望む婦人は、二十五―四十四才の子育て最中を含めた中年令の婦人が多く、若い人は事務的仕事を、中高年は単純・サービスの仕事を希望し、フルタイム的なるべく長期の雇用を希望していることがわかる。札幌管内のパート紹介を専門に行っている札幌タミミナル職業紹介所の五十六年十月一ヶ月の求職者四五六名の調査によると、その三一四名(六八

・四%)が主婦で、とりわけ三十才台の幼児や小学校低学年の子をもつ若い主婦が求職に多数訪れている、という。彼女たちの住宅事情をみると、自家所有一五九名(三四・六%)が借家人居者一五四名(三三・六%)を超えている。二十五―三十四才でもその二六・六%が、三十五―四十四才で三七・七%が自家保有者で、いわゆる貧困な生活条件の中で暮らしている層とはいえない。しかし、パート就労希望の動機は、ローンの返済、学費の補助を含め生計費の補助と答えたものが七四・九%もあり、先述したフルタイム的、長期雇用のパート志向の背景には、いわゆる「新しい貧困化」に伴う、生活防衛的求職が圧倒的であることがわかる。

(附) 以上の調査は、公的機関を通じた事業所と求職者の求人・求職条件で、それ程劣悪なものはないが、これ以外に劣悪な条件と無権利状態に苦しめられている大多数のパート労働者がいるだろうと思われる。昨年十一月二十六日第十五回はたらく婦人の全道集実行委員会が主催した「パートで働く婦人の交流集会」には、主催者の予想をこえた参加者があり、予定時間をオーバーして話し合いが続けられたという。「この『盛況』の裏には、安い賃金で休日等の保障も不十分な、いわば『無権利』状態で雇われていることへの強い不満が読みとれた」(道新)というように、パート就労の婦人の労働者としての要求や不満をきちんと把握することが、今日の

婦人労働をめぐる情勢において緊急に必要なことと
思われる。

(2) 「婦人の就業に関する意識調査」(昭55年)
「内職あつ旋後の就業実態調査」(昭56年)
(ともに道立札幌内職相談センター)より

内職相談センターの「業務概要」によると、五十六年三月末日現在、有効登録者数は三三二七名(札幌市が五三・五%)である。年令的には三十―三十四才が最も多いが(三一・二%)、二十五才から四十四才までで六割を占め、若い人や高令者は少い(表27)。ほとんどが主婦であるが世帯主の職業は常用労働者が四割近くで、一ヶ月の収入も一四―一六万が最も多く、七割以上が二〇万円未満の月収である(表28、29)。単純に比較はできないが、道「家計調査」によると、五十五年の勤労者世帯の世帯主(三八・九才)の平均収入は二八万七〇一七円であることから、これらの層は低所得世帯といってもよいが、持家率はきわめて高い(表30)。従って、かなり窮迫した状況の中で内職に糧を求めて来所している(表31)。内職の理由をみると、經常収入不足のためが二八・六%で最も多い。次が老・幼看護のため(二三・四%)であるが、老人や幼児を抱えてパートにも出られないが、それでも何らかの収入を得なければならぬ状況を示している。また余暇の活用が二一・八%にもなるが、余暇を趣味・教養に使うのではな

表27 年 令 別

年 令	人 数	比 率
20才未満	9	0.2%
20～24才	137	4.2
25～29才	658	19.7
30～34才	1,043	31.2
35～39才	638	19.2
40～44才	354	10.6
45～49才	224	6.7
50～54才	128	3.8
55～59才	78	2.4
60才以上	68	2.0
計	3,337	100

資料)道立札幌内職相談センター『業務概要』
56年

表29 1カ月の家計収入

収入額別	人 数	比 率
80,000円未満	99	2.9%
80,000～99,000	72	2.2
100,000～119,000	199	5.9
120,000～139,000	440	13.2
140,000～159,000	730	21.9
160,000～179,000	483	14.5
180,000～199,000	417	12.5
200,000～219,000	456	13.7
220,000～239,000	124	3.7
240,000～259,000	144	4.4
260,000～279,000	39	1.2
280,000～299,000	32	0.9
300,000円以上	102	3.0
計	3,337	100

資料) 同上

表28 世帯主の職業

職 業	人 数	比 率
官 公 職 員	500	14.9%
民 間 職 員	961	28.7
常 用 労 務 者	1,333	39.9
臨 時 日 雇 労 務 者	3	0.1
商 人 及 び 職 人	229	6.8
無 職	203	6.2
農 林 業 従 事 者	17	0.6
そ の 他	91	2.8
計	3,337	100

資料) 同上

表30 住宅の状況

住 宅	人 数	比 率
自 宅	1,524	45.6%
借 家	1,220	36.5
間 借	70	2.2
社 宅	501	15.0
そ の 他	22	0.7
計	3,337	100

資料) 同上

表31 内職をする理由

内職をする理由	人 数	比 率
経 常 収 入 不 足 の ため	957	28.6%
臨 時 支 出 に あ っ て る た め	600	17.9
老 ・ 幼 看 護 の た め	780	23.4
適 当 な 勤 め 先 が な い た め	231	6.9
余 暇 の 活 用 の た め	726	21.8
そ の 他	43	1.4
計	3,337	100

資料) 同上

表 3.2 主要内職の種類と工賃

(昭和56年3月末日現在)

内職の種類	工賃単価	経験要否	仕事の内容要
和裁 (注文)	1着 6500円～25000円	要	高級女物長着で主に小紋、つげ下げ、振袖、留袖の仕立が多く、工賃は小紋6,000円から、つげ下げ8,000円～10,000円、振袖等は10,000円以上。
洋裁 (既製)	1着 400円～2500円	要	裁断、仮縫いずみの婦人服仕立で、工賃はワンピースで5,000円から、スーツ、コートは8,000～10,000円位。
婦人服直し	1か所 270円～	要	裁断ずみのスカート、ワンピース、コートをミシンで縫製する。スカートは4,000円、ワンピースは6,500円から2,000円程度、コートは2,500円。
編物	1枚 800円～5,000円	要	婦人服の袖丈つめ出しや、裾上、丈つめなどをやる。ロッキング必要。
時計バンド組立	1本(男物) 40円	否	機械編みで三色以上の編み込み模様が多く、子供物8,000円～1,700円、婦人物は1,500円～5,000円程度。
小道具	1個 2円～	要	金属の部品を5種類組み合わせて紳士用の時計バンドを作る。
帯広布	1箱 420円～	要	松竹梅、鶴亀などを作る。
美唄市	1束 5円	要	ワンピースアップの箱詰め
美唄市	1枚 120～	要	ワンピースアップの箱詰め
美唄市	1枚 20～	要	ワンピースアップの箱詰め
美唄市	1個 9銭	要	ワンピースアップの箱詰め

資料) 道立札幌内職相談センター『業務概要』56年

く、時間があつたら少しでも収入の足しにしたい、ということの中で中身が問題である、というのが相談員の評価である。

内職労働の実態を「あつ旋後調査」(札幌市に住む内職従事者三〇〇人を対象)にみると、あつ旋職種は、編物が三九・五%(六六人)、和裁二〇・九%(三五人)、毛糸しゅう二・七時間である。とくに割著(割著を袋に入れて

〇%(二〇人)、縫製七・二%(二二人)となり、筆耕(九人)、割著(四人)、オモチャのカプセル詰め、時計バンド(各二人)、タイプ(一人)で、技能をもつ者の方が就業率がよい。ちなみに、これらの仕事内容と工賃は、表32の如くである。一日の内職時間は仕事により異なるが、平均五～七時間である。とくに割著(割著を袋に入れて

五〇本まとめて包装)従事者は八～一〇時間の長時間労働をしている(表33)。一日あたりの工賃収入は表34の如くである。和裁は高いが、シシューや編物は低い。割著は八～一〇時間の長時間働く割には低い。一ヶ月の内職日数は、一六～二〇日間が三四・七%で最も多いが、二六日以上も二一%おり、内職といっても大体毎

表 3 3 1日の内職時間

区分 職種	1時間		2時間		3時間		4時間		5時間		6時間		7時間		8時間		9時間		10時間		10時間以上		計			
	%		%		%		%		%		%		%		%		%		%		%			%		
編物			3.0	2	9.1	6	7.6	5	22.7	15	27.3	18	13.6	9	9.1	6	3.0	2	4.6	3					100	66
シシュウ			5.0	1	30.0	6	25.0	5	20.0	4	5.0	1	10.0	2									5.0	1	100	20
縫製			8.3	1					25.0	3	41.8	5	8.3	1							8.3	1	8.3	1	100	12
和裁	2.9	1	2.9	1	2.9	1	2.9	1	11.4	4	28.5	10	8.5	3	25.7	9	5.7	2	2.9	1	5.7	2			100	35
洋裁							25.0	4	25.0	4	12.4	2	18.8	3	18.8	3									100	16
筆耕					22.2	2			33.3	3	44.5	4													100	9
オモチャノ カプセル詰											100	2													100	2
時計バンド (組立)									50.0	1	50.0	1													100	2
割符									25.0	1					25.0	1	25.0	1	25.0	1					100	4
タイプ															100	1									100	1
計	0.6	1	3.0	5	9.0	15	9.0	15	20.9	35	25.7	43	10.8	18	12.0	20	3.0	5	3.6	6	2.4	4			100	167

資料) 同上

表 3 4 1日当りの工賃収入

区分 職種	200円未満		200~299		300~399		400~499		500~699		700~999		1,000~1,499		1,500~1,999		2,000以上		計			
	%		%		%		%		%		%		%		%		%		%		%	
編物	13.6	9	25.8	17	21.2	14	16.7	11	16.7	11	3.0	2	3.0	2							100	66
シシュウ	10.0	2	10.0	2	60.0	12	5.0	1	5.0	1			5.0	1					5.0	1	100	20
縫製	8.3	1	8.3	1			8.3	1	16.7	2	33.4	4	8.3	1	8.3	1	8.3	1	8.3	1	100	12
和裁	2.9	1									5.7	2	8.6	3	17.1	6	65.7	23			100	35
洋裁			6.2	1			6.2	1			18.8	3	37.5	6	12.5	2	18.8	3			100	16
筆耕			11.1	1	11.1	1			22.2	2	33.3	3							22.2	2	100	9
オモチャノ カプセル詰													100	2							100	2
時計バンド (組立)							100	2													100	2
割符			25.0	1	25.0	1					25.0	1	25.0	1							100	4
タイプ															100	1					100	1
計	7.8	13	13.7	23	16.8	28	9.6	16	9.6	16	9.0	15	9.6	16	6.0	10	17.9	30			100	167

資料) 同上

表35 1ヶ月の内職日数

区分 職種	5日以内		6日以上 10日以上		11日 15日		16日 20日		21日 25日		26日以上		計		
	%		%		%		%		%		%		%		
編物					12.2	8	30.1	20	41.0	27	16.7	11		100	66
シシュウ					15.0	3	55.0	11	10.0	2	20.0	4		100	20
縫製			8.3	1	16.7	2	8.3	1	50.0	6	16.7	2		100	12
和裁			5.7	2	22.9	8	40.0	14	11.4	4	20.0	7		100	35
洋裁					12.5	2	37.5	6	31.3	5	18.7	3		100	16
筆耕							33.3	3			66.7	6		100	9
オモチャ/ カプセル詰							100	2						100	2
時計バンド (組立)									100	2				100	2
別業							25.0	1	25.0	1	50.0	2		100	4
タイプ					100	1								100	1
計			18	3	14.4	24	34.7	58	28.1	47	21.0	35		100	167

資料) 道立札幌内職相談センター『業務概要』56年

日のように就労している(表35)。
その結果としての一ヶ月の内職収入は、しかながら七四・四%が三万円以下という驚くべき低収入である。シシュウ等は大半が一万円以下である(表36)。内職工賃に満足しているのは和裁ぐらいい、編物・シシュウ・割著・筆耕は工賃が安いことに不満を持つものが多いが、「安くても続けている」者が四割いることは、

内職従事者のおかれている状況を反映するものとして注目される(表37)。
内職就労者の将来の就労志向を「意識調査」(相談者五〇〇名にアンケート調査、有効回答四六三名)にみると、調査対象者の八三

表36 1ヶ月の収入額

区分 職種	5,000円以下		5,000 10,000		10,001 20,000		20,001 30,000		30,001 40,000		40,001 50,000		50,001 60,000		60,001 70,000		70,001 80,000		80,001 90,000		90,001 100,000		100,001 150,000		計		
	%		%		%		%		%		%		%		%		%		%		%		%		%		
編物	13.6	9	56.1	37	24.3	16	4.5	3									1.5	1								100	66
シシュウ	15.0	3	70.0	14	10.0	2			5.0	1																100	20
縫製			8.3	1	33.4	4	25.0	3	8.3	1	8.3	1		16.7	2											100	12
和裁	2.9	1	2.9	1	5.7	2	14.3	5	5.7	2	28.5	10	17.1	6	11.4	4	2.9	1			5.7	2	2.9	1	100	35	
洋裁			6.2	1	31.3	5	31.3	5	6.2	1	6.2	1	12.5	2	6.2	1										100	16
筆耕	11.1	1			44.5	4	22.2	2			22.2	2														100	9
オモチャ/ カプセル詰							100	2																		100	2
時計バンド (組立)					100	2																				100	2
割著			50.0	2			25.0	1	25.0	1																100	4
タイプ									100	1																100	1
計	8.4	14	33.5	56	21.0	35	12.5	21	3.6	6	9.0	15	4.8	8	4.2	7	1.2	2			1.2	2	0.6	1	100	167	

資料) 同上

表 3 7 内職工賃について

区分	職種	編物	シニュー	縫製	和裁	洋裁	筆掛	オモチャノカプセル結	時計バンド	割著	タイブ	計
工賃が安い		39	10	4	4	4	4			2		67
	%	59.0	50.0	33.3	11.4	25.0	44.5			50.0		40.1
安くても続け ている		25	7	7	10	6	2	2	2	2		63
	%	37.9	35.0	58.4	28.6	37.5	22.2	100	100	50.0		37.7
まあまあであ る		2	3	1	21	6	3				1	37
	%	3.0	15.0	8.3	60.0	37.5	33.3				100	22.2
計		66	20	12	35	16	9	2	2	4	1	167
	%	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

資料) 同上

表 3 8 (1) 内職を希望する理由は

項 目	人数	%	その理由 (M, A)	
			項 目	人数
1 家屋の外に出られない	183	45	1 家族が反対するため	29
2 外に出て働く自信がない	19	5	2 出産育児のため	65
3 希望する時間の仕事がない	50	12	3 老人や病人の看護のため	17
4 家で仕事をする方がよい	136	34	4 家事のため	48
5 その他	16	4	5 病弱のため	11
			6 その他	13
計	404	100	計	183

資料) 同上

(2) 将来フルタイム勤務やパートタイム勤務で働きたいと思いませんか。

項 目	人数	%
1 フルタイム勤務で働きたい	49	12
2 パートタイム勤務で働きたい	142	35
3 内職以外では働きたくない	134	33
4 わからない	64	16
5 その他	15	4
計	404	100

資料) 同上

表 3 9 婦人が働くことについて国や都道府県等に対し要望があれば記入して下さい。

(例えば保育家事処理行政サービス等について)

項 目	人数	%
1 地理的条件の良いところ	2	6
2 保育所を設けてほしい	23	67
3 内職の種類を多くしてほしい	2	6
4 賃金が安い	5	15
5 親切にさせていただいて感謝	1	3
6 単純作業がほしい	1	3
計	34	100

資料) 同上

が、雇用経験があり(事務・販売従事が多い)、結婚(四九%)・出産(三〇%)で退職をしている。内職を希望する理由は、大半が家事、育児のため家の外に出られないからである(表 38)。将来の就労意志については、フルタイム希望者は一二%にすぎず、三五%がパート、三三%が内職を希望しており、短時間・臨時的勤務の希

望者が多いことは全国的傾向としてわからなけれどもないが、内職へ固執する者が三割近くいるのは意外である。しかし、婦人が働くことについての行政への要望では六七%が保育所を設けてほしいと答えている(表 39)。悲しむべき低賃金で、企業の使い捨て労働力の論理に、反対もせず受け入れてゆく内職労働者を非難する声もあるが、幼児を抱えて外に働きに出ることが社会的に困難な状況がまだ厳然としてあり、このような現実の中で、生ぜざるをえない就労形態・意識であるといえよう。

表A-1 季節労働者の男女別構成

	総数	男子	女子	女子の率
雨館	35,600	25,943	9,657	27.4%
江差	7,575	4,816	2,759	36.4
岩内	7,889	5,442	2,447	31.0
小樽	8,345	5,845	2,500	30.0
室蘭	10,639	6,723	3,916	36.8
小樽	13,352	8,972	4,380	32.8
浦河	5,067	3,637	1,430	28.2
札幌	55,581	43,464	12,117	21.8
岩見	6,570	4,582	1,988	29.6
美見	2,247	1,755	490	21.8
夕張	4,006	2,161	1,945	48.5
滝川	13,733	9,865	3,868	28.1
留萌	6,057	4,545	1,512	25.0
旭川	23,988	17,311	6,677	27.8
名寄	8,229	5,817	2,412	29.3
稚内	10,014	6,077	3,937	39.3
帯広	20,686	12,470	8,216	39.7
釧路	14,186	10,437	3,749	26.4
室	6,442	3,538	2,904	45.0
北見	15,442	9,726	5,716	37.0
紋別	6,490	3,713	2,777	42.7
走	5,706	2,944	2,762	48.4
合計	287,844	199,783	88,061	30.6

資料出所) 全道労協・道季労『季節労働白書』(56年)

(注) ここにいう季節労働者とは、「就業構造基本調査」でいうところの、年間二〇〇日未満の季節的労働者ではなく、はっきりと、降雪、寒冷期間は仕事が打ち切られ、雇用保険が切れる就労者で、いわば四月から十一月までの七、八ヶ月の特定期間のみの就労者である。

さて、本道の季節労働者の労働・生活条件に關する調査が全道労協・道季労と、全日自労建設一般労組の二つの組合によって相次いで行われた。ここではこれらの調査データより、とりわけ女子の実態について概観する(便宜上、前者を調査1、後者を調査2とする)。

(調査1)では、本道の季節労働者の低賃金構造がくっきりと浮かびあがる。

調査対象の女子季節労働者の年収は八〇万八〇〇円(図A-1)、これが全産業平均と比べると、明らかに低いものである。全年令階層を通じて男子季節労働者の年収は、一般男子の年収に大きく水をあけられ、一般女子並みの水準にあり、さらに、それより一段と低いところに女子季節労働者の年収が位置している。さらに「賃金センサス」により確かめると、就労期間が七、五ヶ月の女子季節労働者の年収は八万四二〇〇円、一ヶ月平均すれば七万一千六六円にすぎず、通年の建設労働者の一ヶ月収入(一二万二六六円)の五七・二、一般女子の一ヶ月収入(一三万二七五〇円)の五二・八という低水準である(表A-2)。しかし、この七万一千六六円が、とにかく彼女らの一ヶ月の労働力再生産費であるのは事実である。

加えて、季節労働の特色の一つに、年令が異常に高いことがあげられる(表A-3)。調査1

(3) 『季節労働白書』(全道労協・道季労、昭和56年)及び全日自労建設一般労組の季節労働者調査(昭和56年)より

『季節労働白書』の分析によると、本道の季節労働者は約二十九万人、そのうち女子は八万八〇〇〇人(三〇・六%)とおさえられている。彼らの従事する職種は、圧倒的に建設業が多く(六八・八%)、次いで製造業(一二・三%)となる。とりわけ、男子のほとんどが建設従事者であるが、彼らは、我国の高度成長期に生み出された特異な労働市場を形成し、全国に比べ低い本道の労働条件より更に劣悪な条件の低賃金・不安定就労層である(注)。

その地域分布をみると、表A-1の如く、郡

部に多く存在し(市部四七・七%、郡部五二・三%)、とりわけ檜山(就業人口の三五・七%)、留萌(同じく二二・二%)、紋別(同じく二〇・九%)等、零細な農漁村の地域住民の主要な雇用形態となっている。女子の場合は、どちらかといえば、農水産物加工等の食料品製造業の高い地域に多い。これは女子の職種が、男子と同様土工仕事も多いが、加工工場工員の割合も高いことによる。いずれにしても、本道では雇用者の六人に一人(男子のみでは、五人に一人)が冬場には仕事を失う季節労働者であり、単に貧困農漁民層の問題ではなく「地域的貧困」問題としてとりおさえる必要があることが『白書』では提起されている。

表A-2 北海道・労働者の年収(54年)

		(万円)	
産業	性別	男	女
産 業 計		297.2	159.3
鉱 業		339.7	—
製 造 業		280.8	126.5
卸 小 売		281.8	153.2
金 融 保 険		337.8	219.8
サ ー ビ ス		310.6	175.5
建 設 業		289.5	147.2
(季節労働者)		167.2	84.2

* 季節労働者は「きまつて支給する現金給与額」×7.7
 ~7.5月で、「年間賞与その他特別給与額」を含まな
 い。「賃金センサス」54年から作成

資料出所) 全道労協・道季労『前掲書』

表A-3

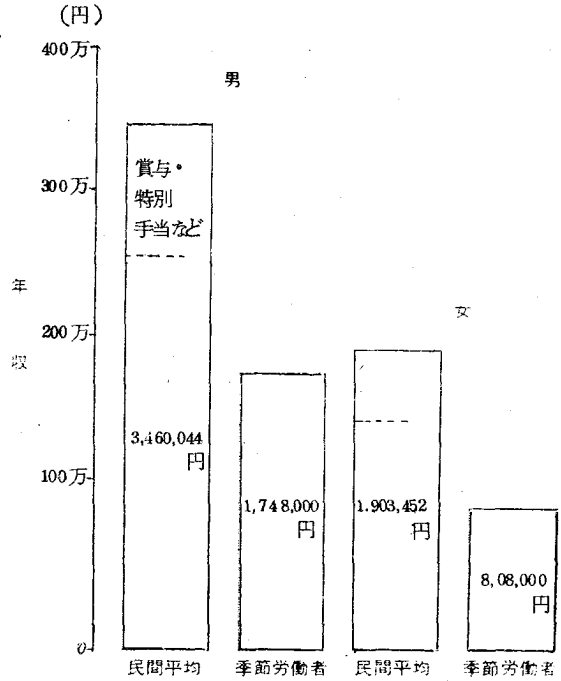
性別 年齢	構 成 比	
	男	女
~19歳	0%	0%
20~	9.1	1.5
30~	14.9	11.0
40~	20.3	44.9
50~	30.1	27.9
60~	22.0	11.8
70~	2.7	0
N・A	1.0	2.9
計	100	100
平均年齢	49.9歳	49.9歳

資料) 全道労協・道季労『前掲書』

では女子の平均年齢は四八・九才で、男子は四九・九才で、女子の場合四十才・五十才台で七三%を占め、六九才台を加えると八四・六%である。調査2も同様で(表B-1)このような中高年齢層の比重の高さが、どんな特異なものかは表A-4をみれば明確である。

さて、全日自労建設一般労組の調査(調査2)は、五十六年の一月から三月にかけて、各管内の企業組合講習者一万三四九七名(女子五四〇七名、男子八〇九〇名)という大規模なものである。調査対象者の主な収入源は男子七割以上、女子も五六・五%が季節労に依存し(表B-1

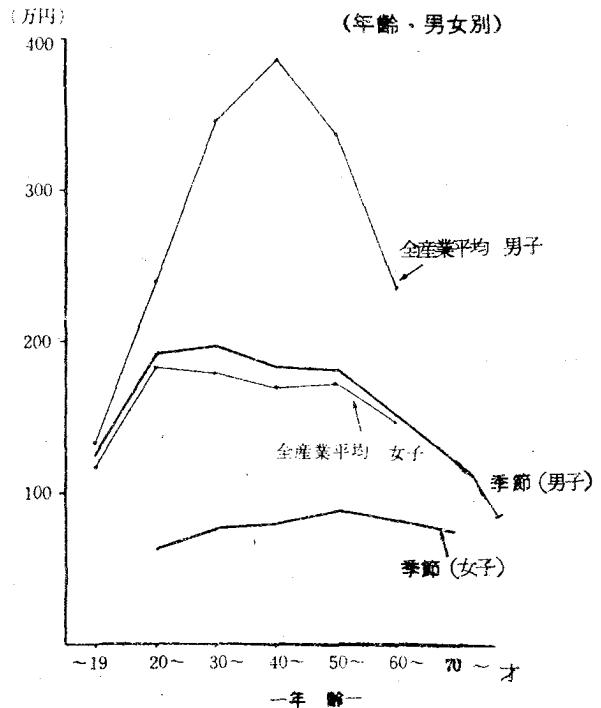
図A-1 年収=年間給与総額の比較(昭和55年)



(註) 民間平均は道「毎勤」年間給与総額
 季節労働者は本調査の結果

資料) 全道労協・道季労『前掲書』

図A-2 季節労と一般労働者の年収の格差



資料出所) 全道労協・道季労『前掲書』

表A-4 年令構成の比較

年 齢	(男)			(女)		
	雇 用 者 数 ・ 総	建 設 業 者 雇 用 者	季 節 労 働 者	雇 用 者 数 ・ 総	建 設 業 者 雇 用 者	季 節 労 働 者
～19歳	3.1%	4.2	0	6.0	2.7	0
20歳～	28.0	27.8	9.1	33.2	25.7	1.5
30歳～	25.6	23.7	14.9	19.9	21.5	11.0
40歳～	22.7	21.8	20.3	21.4	27.7	44.9
50歳～	12.6	12.9	30.1	13.6	17.5	27.9
60歳～	2.8	8.3	22.0	4.8	4.5	11.8
70歳～	1.5	1.2	2.7	0.8	0.3	0
人数(人)	962,984	160,154	199,783	492,593	24,917	88,061

資料：全道労協・道季労「季節労働白書」より

*国勢調査(50年)から作成

表B-1～8 本道の季節労働者の実態(全日自労建設一般労組調べ)

(B-1) 年 令 階 層

	～29才	30～39	40～49	50～59	60～69	70～	計
男	9.5	11.5	21.3	29.2	24.2	4.3	100.0%
女	1.6	17.2	40.5	31.6	8.7	0.4	100.0

(B-2) 就業人員(一家の)

	1人	2人	3人	4人	5人	不明	計
男	40.1	35.0	14.6	8.9		0.4	100.0
女	16.9	55.6	18.8	5.9		2.9	100.0

(B-3) 一家の主な収入源

	季節労働	農・林・漁	商店等	製造業	その他	不明	計
男	75.2	2.0	0.5	0.7	5.9	5.7	100.0
女	56.5	12.1	0.6	1.8	19.9	9.1	100.0

(B-4) 一家の総収入

	～99万	～199万	～299万	～399万	400万～	不明	計
男	12.5	31.6	26.3	10.7	8.4	10.5	100.0
女	15.3	19.5	27.6	15.9	9.3	12.3	100.0

(B-5) 就 労 年 月

	初 め て	2 年 目	3 年 目	4 年 目	5 年 目 ~	不 明	計
男	21.5	13.3	11.6	7.0	43.3	3.3	100.0
女	22.2	15.1	11.5	6.6	41.2	3.4	100.0

(B-6) 夏場の仕事を終了後の冬場の過ごし方

	別の会社 就 労	したいけど 仕事なかった	休 養	農 業 等 農 自 家 の 仕 事	そ の 他	不 明	計
男	6.9	61.9	6.1	2.5	8.2	14.5	100.0
女	4.6	61.7	8.8	6.1	6.8	15.8	100.0

(B-7) 今後の就労希望

	出稼つづ けたい	地元で季 つづけたい	家業に専念	地元で定職 につきたい	地元以外で定 職につきたい	そ の 他 ・ 不 明	計
男	4.7	50.1	2.2	33.5	3.2	6.3	100.0
女	1.9	49.9	1.2	34.8	1.4	10.8	100.0

(B-8) 冬期講習に望むこと (複数回答)

	建築関係	法律問題	健康問題	資 格	そ の 他	不 明
男	40.5	39.1	31.6	46.1	2.5	0.8
女	13.0	47.7	52.4	26.2	5.5	12.9

3)、それによる世帯(一家)収入は二〇〇〜二九九万円台がもっとも多く、三〇〇万円未満が六一・四%を占める(表B-4)。女子の主な職種は土工が五六・三%、その他(加工場等の工員と思われる)が二二・二%である。その出身階層は農業が最も多く(四二・三%)、女子本人の場合も五八・六%が農業を、六一・五%が建設労働者を経験しており、季節労働、農村地域の過剰労働力を吸収する不安定労働の一形態であることがわかる。男女とも、四割以上が、季節労働を五年以上続けており(表B-5)、今後も「地元で(季節労働を)続けたい」が四九・九%、とりわけ女子の場合は「地元で定職につきたい」(三四・八%)という要求が高い(表B-7)。

これら季節労働は、先にみたように建設労働者(とりわけ土工)が圧倒的に多いが、その就労は冬場は打ち切られる。その間どうするのか、「夏働いていた職場をやめた後どうしているのか」という質問に、その多くが「何か仕事をしたかったがなかった」(男女とも六一%)と答え、別の会社に就労できたものはごくわずかである(表B-6)。まさに冬場は仕事からはじき出される特殊な不安定就労者であり、いわゆる農家の農閑期の出稼ぎ等の就労とは性格が異なっている。従って、冬期講習の期待も大きく、希望する内容は、女子の場合、健康問題、男子

の場合、建築関係の技能や資格に関する要求が高い(表B-8)。しかし、何と云っても、講習よりも冬場も事業を設けてほしい、という要求を強くもっており、本道のこれまでみたような季節労働者の労働・生活条件からして切実な要求である。

(さきたに はるみ)

札幌婦人問題研究会)



婦人が働きつづけるために

— 婦人労働者のさまざまなる

闘いとその典型 —

太田伸子
笹谷春美

ここでは一九七五年以降の婦人労働者の闘いと前進する姿をとらえようとするものです。

『石油ショック』の「二〇〇カイリ問題」は、まず、婦人労働者を直撃、「合理化」の中で減少させられました。財政危機、低経済成長は高令者、臨時職員の仕事を奪い、一方では狩り出される主婦層のパート化を促進、婦人の保護ぬき平等論がおしつけられてきました。

しかし、国際婦人年を契機に婦人の要求を無視できぬ情勢も生まれ、そこで働きつづけるための闘いが組まれています。

こうしたなかで、入手することが出来た、限られた事例についてまとめました。

第一章では「合理化」、職業病、解雇との闘いの事例をまとめ、第二章では母性保護の典型的な闘いについて、第三章では「合理化」再編の中で労働者の団結を固めつつ、働きやすい職

場をつくってきた札幌市の保健婦の闘いに、前進する典型を見い出したいと思います。

第一章 立ち上がる婦人労働者

(一) 「合理化」との闘い

△水産関連業界での成果 V

「二〇〇カイリ問題」は関連業界に働く労働者の死活問題でした。ニチモウキグナス労組では釧路、函館、長門の工場閉鎖提案に対して、組合員一人一人が将来にわたって生活と仕事を守れる条件を(1)かち取り、「合理化」問題を解決しました(79年10月)。その土台は、組合主導による労使正常の闘いを六年半取組み、多くの熟練婦人労働者のエネルギーを(2)発揮して、解決した(79・3)ことによるものです。

(1) 退職者・退職後下請企業へ再就職者・配転者・退職後下請企業との請負契約による自営者の「四つの道」を自主選択をする。

下請へ再就職する二十年勤続(函館)の婦人労働者は「あきらめきれない……一生けん命働き続けたい」と語っています。(機関紙「きずな」43頁)

(2) 「勝利へはばたけ」50頁

また、釧路の大型冷凍工場の作業を一手に請負う下請企業の労組(公社組労組)では、親会社の組合と共同して、工場閉鎖、全員解雇を撤回させています(76・3)。

(3) 「前進する婦人」

さらに、ウロコボウル(ボウリング場)⁽⁴⁾は不況を理由に「独身者の解雇」を提案。それは結成間もない運輸一般労組の排除をねらうものでした。「不況・赤字であれば、解雇もやむをえない」という不当判決を怒る函館争議団支援共闘会議を生み出し、解雇を撤回させました(82・1)。

(4) 三井資本函館製網船具の子会社。最後まで闘った中の唯一人の婦人労働者は「あんな首の切り方はない」と思ってきました。「ウロコボウル七年の闘い」

△不当解雇と闘いつづけて▽

このところ、タクシードライバーに婦人も進出しています⁽⁵⁾。婦人労働者の日勤専門を夜間走

行もする「正常ダイヤ」に組替えるという理由で、大交通⁽⁶⁾では生活を賭けて働く三人の婦人労働者を解雇しました⁽⁷⁾。(75・2)。

その一人、山崎恵子さんは夫の重雄さんと職場復帰をめざして闘っています。山崎さんは夫婦で一台の車に乗務、時間外手当などの未払いについて労働基準監督署へ申し立てをしたことによる解雇が真の理由です。

(5) 北海道新聞(81・11・2)「日勤専門が限界」
(6) 経営者はかつて、本道労働界の幹部であつたことです。

(7) 「山崎重雄・恵子さんを守る会」結成総会冊子
・「前進する婦人」11号41頁

また、社員の有効利用を図る目的で広島転動できなければ退社を迫られ(81・2)、一人でその不当性と闘い、この三月、会社の権利乱用にならないという判決を受けた、渡辺淑子さんがいます。

(8) サンド・ビック・ジャパン(株)スエーデン資本一

〇〇%。特殊鋼を扱ひ、札幌営業所は二名。
(9) 結婚四ヶ月目、「内勤事務がなければ営業をしたら」という願いも受け入れられなかった。

△労働力政策と闘って▽

失対事業で働いてきた婦人労働者は高令化⁽⁹⁾しています。昨年は、そこへも二度目の大きな「合理化」⁽¹⁰⁾をかけてきました。

これに対して、全日自労建設一般労組では失対事業を「徹底的に、街と市民のために役立つものに」することによって、事業の存続と社会的合意を拡大する方針をもちました。美唄、室蘭で、その先進をきった運動がおこっています。

⁽¹⁰⁾ 平均年令約六十五才(80・3現在)

「失対事業再確立と末組織労働者の組織化をめざす全日自労・建設一般のたたかい」佐藤陵一
(「北海道経済」80・10月号)

⁽¹¹⁾ 六十五才線引き・百万円の支度金道内八九七人を追い出す。

⁽¹²⁾ ⁽¹⁰⁾に同じ「」十一頁

林業の苗畑に働く、定期作業員もまた、高令化する婦人労働者です。全林野労働組合では長年、徹夜の交渉を繰り返し、六ヶ月から九ヶ月へと雇用日数の拡大をはかってきました。国有林を民間並みに安価な山づくりをすすめるようとする林野庁に対して、苗畑縮小をくい止め、仕事を確保する全道的な闘いがあります。

国公立大学に働く教職員の第六次定員削減が計画されています。定員外職員が増えても、その労働条件は悪化するばかりです。⁽¹²⁾

この定員外職員の身分保障と大学の民主的運営、教官の研究条件向上のために四年半闘われたのが室工大定員外職員(鈴木友子さん)の不当解雇闘争⁽¹³⁾でした。78年7月、継続雇用は認められませんでした(敗訴)、室工大の定員外

職員は増えている状態です。

13 八時間から六時間雇用。週三日、二ヶ月毎に皆切り、夏休みは解雇。(第12回北海道地区大学教職員組合、婦人部集会報告)

14 「室工大定員外職員不当解雇撤回闘争の記録」

第一集・第二集

15 室工大定員外裁判・公判ニュース(78・7・25)

私立幼稚園・保育園の労働者が不満をもちつつ辞めて行く中で、麻生保育園の臨時保母(金野純子さん)は六年間の闘いを経て原職復帰をしています(75年和解・76年再採用)。「本採用と同じ仕事をしている以上、臨時保母だからと言って簡単に解雇は許されない」という全国に先がけて勝利しました。

また、対ガン協会では78年、組合結成後、二十人の婦人パートの首切り撤回、四人を正職員化させています。

16 「第15回はたらく婦人の全道集会」「赤旗」(79・6・3)

△組合差別と「合理化」の根は一つ▽

金融業界の「合理化」は婦人の再就職リストづくりなど、婦人パートが恒常化しています。

F火災では女子の戦力化として、正社員、アシスタント、アルバイト、パートと同一職場に四段階の異なる雇用条件の労働者が働かされて四年になります。全損保組合の婦人部では、婦

人が組合分裂後の組合差別と性差別による二重の賃金差別を受けてきたことを重視、全国的に差別撤廃の闘いを組みはじめています。この闘いは労働者の分断をねらう資本との対決であり、アシスタント等への雇用差別をなくして、労働者全体の労働条件向上をめざすものです。

(二) 職業病をなくするために

職業病から命と健康を守る闘いを、北海道労災職業病対策連絡協議会(73年結成)にみるとこの六年間に五倍以上の認定者と職種の広がりを見ることが出来ます(表1)。

(1) (表1) 職種別業務上認定者数(名)

職 種	事務作業員	チェンカー	保 母	新聞・印刷従事者	教員・教務	タイピスト・テレ従事者	運 転 手	工 員	そ の 他	計
75・3	36	25	22	6		2	1	7	1	100名
81・7	72	39	48	15	1	3	11	9	20	218名

(1) 「北海道の婦人」97頁「北海道経済別冊第9集」「第12回労災職業病全道交流集会討議資料」を参照。

特に、学校図書館司書の公務上の労災認定を認めさせた闘いは、全国的にも大きな励ましを与えています(80・5)。生徒たちを励まし、密度の高い図書館業務をする中で、67年に発病高教組、職場の支援を得て四年間認定闘争を取り組み、勝利しました。

(2) 稚内高校の塚田美代子さん、「職業病をなくす闘いの発展を」高教組

また、新たな職種に手話通訳者の公務認定闘争があります(79・12)。札幌の唯一人の囁託員となった西川式子さんが、充分な休みがとれぬままに、病気を悪化させたことから、「ろうあ者相談員・専任手話通訳者制度改善を求める連絡会」を結成して取組まれています。制度化への前進はありましたが、公務認定は認められていません。

そして、林業で働く二人の婦人労働者(全日自労建設一般足寄支部)は白ろう病の認定を受けていますが、通院による週二日間の部分休業しか認められず、生活できる休業補償をめざして、闘いを広げています。

(3) 「第15回全日自労建設一般労組道婦人部代議員総会議案」(82年2月)

(三) 男女差別の撤廃をめざして

ここで触れるものは社会的に取上げられた数例です。しかし、男女平等・地位向上をめざす

闘いは、私たちの権利をはく奪する「行革」・軍拡への道と対決することであり、それは平和を願う者へ勇気を与えています。

男女差別定年制を打破したのは北洋相互銀行従業員組合です。十一年間要求してきた女子四十五才停年を六十才に延ばして、働きつづける展望を切り開きました(78・9)。

また、新聞報道によると、全北海道労働組合協議会に働く書記の定年制(男65才、女55才)が提案されましたが、昨年十二月、撤回されました。

(1) 第6回婦人部定期大会議案書(79・11・9)
(2) 北海道新聞(81・9・11付、81・12・20付)

扶養手当の打ち切りを許さない闘いを組んだ小樽。婦人議員の力も得て、市長から「性別に關係なく主たる扶養者に支給します」との回答を引き出しています(80・5)。これは国際婦人年の世論を背景に、行政の底にある婦人差別を扶養手当の打ち切り問題として浮上させたものとなっています。

(3) 小樽市職員藤原智恵子さんの闘い。「前進する婦人」14名

結婚退職制は今も生きています。⁽⁴⁾それを打ち破ろうとした渡島信用金庫の労働者は、旧性の氏・印鑑・呼称しか認めないといういやがらせを受けましたが、仮処分の申請によって、即日この妨害をはねのけています。

(4) 十勝管内の農協のこと。「前進する婦人」14名

賃金の男女差別は開く一方ですが、自民党のみならず、右より再編・同盟路線が強まる中で、とりわけ組合が分裂していたり、思想差別が加わると、女子は最下級におかれています。現在、函館信用金庫では組合差別と男女差別による賃金差別の不当性が裁判で問われようとしています。

(四) 労働者の権利を守って

ここにみられる事例は、初歩的な労働条件への疑問や組合活動へ参加したことによる解雇、退職金差別であり、これらは教育、福祉関係の職場という共通性をもっていました。

私立高校の講師は「一年契約制」であり、「首切り要員」となっています。一年契約者として、初めて組合に加入し解雇された旭川実業高校の古川先生の解雇撤回闘争⁽¹⁾は、教育制度の矛盾を社会的に明らかにした闘いでもありました。80年、和解により七年に及ぶ闘いを終え、専任講師として改めて任用されました。

(2) 古川先生手記「前進する婦人」11号

社会福祉法人を多角経営しているO学園に働く札幌保育労働組合員の退職金カットを、差額支給させた闘い(81年)はワンマン経営の表面化した数少ない例となっています。

また、函館の無認可A保育園では組合結成による解雇がありました⁽³⁾が、短期間の関係者によ

る説得で解雇を撤回させました(81・12)

(2) 保育労組ニース(81・2)

(3) 運輸一般保育支部A分会「ウロコボウルの闘い」さらに、札幌の重度精神授産施設I園の指導員は、労働条件(見習い期間中の夜勤明けの代休など)について質問したことから、試用期間満了に伴う雇い止め(解雇)となっています。労働者の団結によって、和解、解雇撤回させています。

また、函館の清華園(特別養護老人ホーム)でも組合をつくり、職場改善を要求した三人の婦人労働者が解雇されました(81・11)。四年間の強制寄付金が二七〇〇万円、テレビカメラで労働管理をするという露骨なものでした。⁽⁴⁾この三月に出た解雇無効の地労委勧告を履行させる闘いが組まれようとしています。

(4) 仮処分命令申請書。「不当解雇撤回闘争支援のお願い」(82・2・10)

(太田 伸子)

第二章 母性保護権利と育児の

要求をめぐる闘い

(一) 全損保婦人労働者の産八闘争

産八とは産前産後休暇八週間の略であるが、労働省の「女子保護実施状況調査」によれば産

表2 損保各社の母性保護規定

産前	後		賃金カット	通院	つわり	育児時間	妻出産休暇
	期	間					
前	前	後		休	休		
千代田	8回	8回	なし	なし	なし	1日2回又は1日1時間	なし
大東京	6	8	産後6週を超えたら分給	10日	なし	同上	なし
共栄	8	8	なし	なし	なし	1日につき1時間	なし
協会	8	8	前給2週は臨給カット	5回	なし	同上	
日動	6	6		10日			7日
日火	8	8				1日2回又は各30分	
日産	8	8	なし	7日	何日でも	1日につき1時間	2日
日新	8	8	賃金の1/4カット	3日	30日以内	同上	なし
大正	8	8	なし	7回	なし	1日2回又は1日1時間	2日(～7日)
朝日	6	6	なし	個別	個別	同上	2日
住友	6	6	なし	なし	なし	1日2回又は各30分	なし
東海	8	8	臨給カット	なし		1日につき1時間	なし
安田	6	8	臨給カット	なし	なし	なし	3日前後
富士	6	6	なし	10日	なし	1日2回又は各30分	5日以内

※ 上記のうち、住友・東海・安田・富士の労組は全損保を現在脱退している。

カット等があっても、六週以上休まざるをえない状況が広範に拡大していることの表れ、と見ることが出来る。全損保婦人労働者の産八要求は、そうした状況の中で、働き続けるための必須の要求として闘われている。

表2を見て頂きたい。全損保加盟単組の大正・千代田・日産・日火・共栄・大東京が次々とこの五年間に産八要求を獲得している(表中傍線部分)。全損保婦人労働者たちが、「産八」等七項目の統一要求を掲げ闘いのスター

おさめつつある段階であった。しかし、丁度この時期、自由化競争に突入した損保業界では、婦人労働者の位置付けも職場の花から戦力へと変化し、モーレツな「合理化」が進行していた。

「ある営業部の女子が流産して自宅で休養していたら、仕事を家にもってこられた」「結婚しても子どもをつくるなといわれた」「休日・祭日の出勤も覚悟しておくように、といわれた」「残業で、気がついたら終電車に乗り遅れ、上司の家にとめてもらった」等、あげればキリがないが、その中で、損保婦人労働者は、全従業員(三三%)の(一九六九年)より四二%(一九七五年)と増大を続けている。

このような職場で子どもを育てながら働くのは並大抵のことではない。まして「産八」等母性保護権利拡大要求は、ヘタをすれば男性や未婚女子の労働強化にもつながりかねない。全ての労働者の理解がなければ不可能な闘いである。この困難な闘いから私たちが得る教訓は大である。本稿では、日産と大東京の北海道の婦人たちの闘いを紹介しよう。

(「なぜ働き続けるか」の理解を求めて)日産支部) 日産支部では一九六二年、産前八週を獲得したが、産後八週はかちとれないまま、「合理化」の進行下「産八」要求は職場のすみに行われ、七二年再び闘いの火がともされた時、「そんなにして働かなくてもよいのではないか」という男性の疑問に答え、「なぜ、こんなにして働き続けるか」

前休暇六週間を超える者の割合は七六年二六・二%から七八年二八・二%へと増加し、同じく産後休暇となると七六年四一・二%から七八年四九・八%と半数近くが労基法の規定以上の休暇をとっている。この数字は、公務労働者を中心に産前後八週制度の獲得が促進していることに加えて、六週規定にもかかわらず臨給や賃金

トをきったのは一九六二年であったから、実に一五・二〇年の長い年月を経て一斉に花開いた感がある。ところで一九六〇年代といえば、全国的に婦人労働者とりわけ既婚者の割合が著しく高まった時期であり、それと併行して保育所運動等、婦人が働き続けるための条件作りが一定成果を

という自らの意志を確認することから出発した。学習会には男性にも積極的に参加してもらい、母性保護について自分たちの母親や女兄弟の身になって考えてもらいたい、と訴えた。

札幌のAさんは、七五年の全国大会で全国の組合員に「産八」の闘いへの協力を次のように訴えた。「女性が苦勞しながら働いているのは、経済的理由もありましょう。又、社会で働くことに生きがいを見出ししている人もあります。どんな理由であれ、女性であるが故に社会に出て労働者として働くことが否定されなければならないのでしようか。家庭に入るのも一つの生き方であると同時に、社会に出て働くことも一つの生き方です。女性が次代を負う子供を生み育てるといふ大切な役目が社会的な仕事としてでなく、個人的な問題としか考えられない現代社会では、女性が母性を損うことなく働くことは大変なことですが、同じ働く仲間の権利を守る、という立場から、この運動に御協力下さい」。

現在、日産の労働条件は他社もوراやむ程である。出先機関の人も母性保護権利が行使しやすいように女子一人体制を二人にかえた。三人の子持ちの役職者（次長）も出現している。札幌で一歩先に産休をとったBさんは「私の頃は結婚したらやめるのが当たり前であったが、今は、ごく当然に働き続けるようになった。子どもも、気兼ねなく生みたいだけ生みたい」といふのが一つの要求となっている」と述べている。道内業界の中でもっとも既婚婦人の多い日

産は、男性を含め多くの働く仲間の理解と連帯の上に立っている。

（労働環境整備の一環としての産八要求―大東京支部）

大東京の婦人労働者、とりわけ既婚のママさんのこの五年間の増加ぶりは、全国水準をはるかに凌ぐ増加ぶりである（表3）。従って妊娠・出産・育児に関わる要求は一段と高まらざるをえないが、実際の現場ではどうであろう。札幌のママさんの声をひらってみると――

Sさん（札幌）：産休に入るとすぐ保育所探し、公

表3 大東京支部の婦人労働者の推移

	5 0 . 1 0 . 1		5 4 . 1 0 . 1		5年間	5年間
	人数	構成比	人数	構成比	増加人数	増加率
含み	2,455	100.0	2,995	100.0	540	21.9
男性計	286	52.4	1,547	51.6	261	20.3
女性計	169	47.6	1,448	48.4	279	23.9
未婚	1,055	43.6	1,209	40.4	154	14.6
既婚	114	4.6	239	8.0	125	109.6
(うちママさん)	(47)	(1.9)	(90)	(3.0)	(43)	91.4

資料) 大東京組合資料

立の産休明けが一園もないため無認可へ。保育料五万五千元、タクシー代を入れると給料の六割以上が消える。育児時間も、帰り一時間の希望はかなえられず朝一時間とる。しかし、有給ではなく、一日の労働時間（つまり八日）になると年次有給の一日分にかえられ、結果的に四日間の欠勤扱いとなり、給料と臨給が減額された。

Mさん（札幌）：一人目の時は、ただでさえ残業してやっとな消化できる仕事量なので、いくら密度を高めてもムリだと思ひ、育児時間もとらなかつた。二人目の時は、出先（女子社員一名、アルバイト一名）にいたが、代替がギリギリに決まつたため、産休に入つてからも出社して引継ぎを行う。産後入社後も、出先では授乳時間もとれないと思ひ、ムリに母乳をやめたら乳腺炎となり通院、産後八週あつたらこんなこともないだろうに。

このように、ママさんたちは、労働強化の職場の中で自己規制し心身とも無理を重ねていた。そしてついに七八年、大阪分会で五人もの異常出産者が出た。これを契機に産八運動は急速に進展する。産八要求は、単に婦人だけの問題ではなく、安心して働ける職場を、という全労働者の要求と密接不可分であり、労働強化や不正・矛盾を克服する労働環境整備の一環として位置づけられ、闘われた。その結果、日産より五年遅れて八一年四月より産後のみである

が八週が実施された。しかし、内容的には、まだまだ問題を含まものである。産前はまた六週であること、産後も制度としては八週とれることになったが、六週をこえる二週は賃金カットの対象となつてゐる。

以上のように、全損保における産八運動はこの五年間に大きな実りを見せたものの、賃金カット等、諸規制を含み、六二年の母性保護統一要求にはまだ遠い。しかし、全損保では企業の枠をこえて、既婚婦人たちが手をつなぎ交流を深めているのが、特徴である。札幌でも八社三二名が「既婚婦人の会」を結成し、年一回の懇談会をもつてゐる。そこには未婚者も参加し、励ましを受けており、確実に、先輩労働者たちの闘いは若い後輩たちに引き継がれてゆくことであろう。

(二) 職場保育所・夜間保育所作り

―斗南病院看護婦の闘い―

働く婦人が出産をひかえて、最も心を痛めるのは産休明けの保育のことだろう。現在、札幌市における認可の産休明け保育園は心の里親一園のみで、この一〇年間公立は一園も設置されていない。このような状況の下で、婦人労働者は、地域の無認可共同保育所や職場保育所の設置、育児休業法の制定など、様々な側面を切り拓いてきた。ここでは職場保育園をつくり、そこで夜間保育も行つてゐる斗南病院の例を紹介しよう。

国公立共済組合連合会の斗南及び幌南病院は一九七五年に職場保育所を開設、幌南は病院の施設を改造、斗南は市内のマンションの一室(六F)を借りてスタートした。二年後、斗南の父母は、子どもが増え狭いこと、マンションの六Fは保育園としては危険だ、として、改善要求を出したところ、病院側から幌南との合併案が出され、双方の組合の交渉の末一九七九年秋に、幌南病院の施設を利用した共同保育所が開設された。しかし、その間、施設や用具、運営のことなど、合意を形成するのは簡単ではなく、予定より一年半おくれたスタートであつた。職場保育所といつても病院側はわずかな補助金を出すだけで、その他いっさいは父母まかせ、保育料は月約二万円、その他にバザー等の財政活動も必要でその維持は大変な労苦を必要としている。現在〇〜六才児五〇名が保育され、斗南は、勤務先から遠いこともあり、該当婦人労働者の約三分の一の人が一五名の子どもを預けてゐる(残り三分の二は、家庭でみてもらつたり、育児休業や保育ママ制度を利用してゐる)。

ところで、斗南では、看護婦の夜勤は一月平均八〜一〇回、家族の協力が不可欠であるが、一人、夫の出張が多く、どうしても夜勤時に子供が保育に欠ける人がいる。この一名の仲間(子ども二人)のため、斗南労組は夜間保育所設置の要求を出した。ところが、八一年の夏、病院側との交渉も最終段階を迎えた時、それまで足並揃えていた幌南労組が、突然白紙に戻したのである。理由の一つに、夜勤の

困難な看護婦をどのように守るか、というところでの意見の相違があつた。幌南は、そのような看護婦は三交替勤務を免除する方が良く、としたのであるが、これに対し斗南は、できない人は夜勤をはずし、できる人のみする、というのは、労働者の分断につながるのではないか、また何よりも現有人員が少い中で、幌南の考え方は実現性がない、むしろ、誰でも安心して夜勤できるよう夜間保育所を設置することの方が先決だ、と考えた。単独で交渉の結果、病院側より月五万の補助をとり、八一年一月より、夕方六時より翌朝八時までの夜間保育体制がスタートした。

子どもたちが夜間保育に慣れるよう「練習おとまり会」を数回行い、母親一五名、子供約三〇名が合宿し交流を深めたり、保育は臨時保母一名(民間の保母を使用することは幌南が反対)に夜勤でない母親が一名ずつ交替でボランティアでついたり、一人の困難・要求を皆で受けとめ、ママさん看護婦さんたちは、夜間保育所の火を守り続けている。

看護婦の仕事は夜勤と不可分である。しかし、その間の家事や育児は、藤田健次氏の「看護婦のオヤジ頑張る」(労働旬報社)に明らかかなように、家人の多くの犠牲の下に行われている。一人の看護婦の夜勤がもっと少なくなるような人員増加と、安心して夜間も働ける社会的施設・手段の拡充は看護労働者の切実な願いである。

(三) 育児休業のその後の展開について

「産休が終っても、保育所はないし、預かってくれる人はいない、このままではやめざるをえない」「少しでも、子どもも親も体に無理を強いることなく、乳児期を切り抜けて働き続けたい」「乳児期は母乳で育てたい」

こんな婦人労働者の強い要求を背景に、育児休業制度（「義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設の看護婦、保母等の育児休業に関する法律」）が国会で成立したのは一九七五年七月であった。限られた職種の婦人労働者ではあるが、この制度は定着しつつある。

文部省調べでは、該当女教師の取得率は七七年四七・二％、七九年五八・四％と年々増加し、また、日教組の中でも先頭的に闘った北教組の調べでは、道内の該当女教師の七六・一％（一九八〇年）が行使しており、七六年三割、七八年五割と全国水準を上まわって増加している。また、利用期間も、六ヶ月未満二九・二％、七ヶ月一〇ヶ月六八・二％であり、とりわけ一〇ヶ月の満期行使者が四四・六％ともっとも多い（一九八〇年度、育児休業行使状況調査）、但し、教育委員会の調べと若干数字は異なる）。自治労傘下の札幌市でも、五一年二九名、五二年二二名、五三年四三名、五四年四七名、五五年四七名と、制度として定着している様子が問われる（人事課調べ）。

この数字を見る限り、育児休業は働く婦人の要求にかなうものであり、今や、婦人労働者の育児に関する既得権となっている。しかし、育児休業の成立は、働く婦人の要求が基底にありこそすれ、「人材確保法案」等と関連して政府や独占資本の労働力政策に見あう側面もはじめるから有していた。従って、五年前にも本紙の臨時別冊で幾つかの見解が紹介された（『北海道の婦人』立不論文、『北海道経済』別冊第九集、一九七五・七）ところであるが、今日に於てもまだ多くの問題が残されている。

第一に、日教組が要求した三原則（有給・選択性・原職復帰）のうち選択性のみ保障されているが、ほとんどが無給（北教組では俸給の七八％の共済掛金のみ支給）で、原職復帰も完全ではない。従って休みたたくても経済的な面で休めない人の要求はかなえられていない。民間でも、七八年より看護婦の育児休業中の社会保険料（八一年、一ヶ月三二七〇円）を助成する「特定職種育児休業利用助成給付金」制度が発足したが、物価高騰による生活苦の下で「無給」というのはネックとなっている。

第二に、適用職種が教員・看護婦・保母のみであり、またほとんどが国公立関係の労働者で占められ、一部の人々の利用に留まっていることである。そのため日教組は、適用範囲の拡大を最大の課題として国会闘争を行い、次期国会

へ継続審議にまわすことができている。札幌市職も全職種への拡大を交渉中であるが、この間、適用対象外の保健婦二名が育児休業を美力行使でかちとった。これら勇氣ある先駆者により下地が作られ、市側から「保健婦への拡大を検討する」という回答を引き出している（八二年）。ところで、民間企業には、七二年成立の勤労婦人福祉法にもとづいて、一定の要件（労働協約に明示されていなければならない）を満たす事業所に国が奨励金を出しているが、一企業一回限り（初年度のみ）、中企業三〇万、大企業二五万という代物で、全国でも普及率は六・六％（七八年）と低く、北海道では「おそらく五〇社を超えると思うが実態把握はできていない」（道婦人少年室）現状であり、普及率は更に下まわる。

第三に、この制度をめぐり五年前議論された主なものが、これに伴う産休明け保育所運動の後退（これは適用を受けない婦人労働者にとり致命的である）と、乳幼児の世話話家庭で母親が行うもの―母親責任論に乗ることになり、育児の「社会化」の障害になるのではないか、という意見であった。これらの点は、この間十分に克服されたであろうか。答えは否であろう。先ず、産休明け保育所の前述のように公立のものは一園も設置されていない。それどころか最近の行政の対応をみると、乳幼児の保育の家庭

責任を、ますますかたくなに主張している。従つて六ヶ月からの乳児保育園も不足し、一年間育児休暇をとつたものの、スムーズに保育所が決まらず、「産休明け退職」者もあとを絶たない。また、母親が第二子以降の育児休業中、第一子が保育園から締め出されるため、ますます入所が困難になる。このように、育児休業と産休明け保育所の問題は車の両輪であり、育児休業に伴うより一層きめ細かな保育行政が要求される。

一方、育児に対する母親責任論に関連し、幾つかの問題点が、北教組の前述の調査から指摘される。

一九八〇年度の「育休明け退職者」が全道では行使者の一・六%、札幌ではそれより高い一二%である。僻地で保育行政の手薄な地域よりも、最も条件が良い札幌での退職者が多い、という現象は、退職理由の大半が「家庭の都合」というあいまいなものである（調査の設問項目にも問題あり）ということと、また、それとも、育児休業の行使理由の大半が、保育や産婦・新生児の健康状態によるものよりも「自分の手で育てたかった」（道六四・八%、札幌六九%）と答えていることにも関連しよう。そもそも、育児休業制度要求の目的は何であつたか—と考えると、この調査結果は注視する必要がある。関連して、日教組婦人部の「第一次婦人労働調査中間報告」（一九八一年実施、三四名）によると、「〇と三才

児までの保育について、四九%が「三才まで母親が家庭で育てる方がよい」とし、とりわけ二五—三四才の長子が未就学の場合、六二・八%がそのように答えており、教師という仕事に生きがいをもつて働く婦人でさえ、育児と仕事の間で揺れ動いていることがわかる。逆に言えば、育児にも仕事にも心ゆくまで満足できない客観的現実の反映とみることができ。その中で、子育てに集中したい気持ちが生じるのもあながち批判はできない。

もともと、育児休業は、働く婦人の切実な願いと、政府と独占資本の労働力政策が譲歩しあつた段階でスタートした側面をもつ。従つて、政府や資本にとつては、無給で、養成にお金のかかる専門的職種に限って適用することがウマ味なのである。従つて、有給・全職種適用（あるいは適用職種の拡大）という婦人労働者の要求とは真正面から対決しあうものである。昨年（八一年）、日経連は、既存の育児休業でさえ、国・自治体及び企業の「負担増」である、と資本の論理を露骨に表わし、女子に対する「保護は最少限に留めること」を強調し、法制化に反対を表明した。まさに「臨調路線の下での育児に関する既得権のはく奪」（『婦人労働問題研究 嶋津千利世論文、一九八一、創刊号、労働旬報社』）に他ならない。

育児の母親責任論に乗じることなく、差別撤廃条約で提起された、「育児は妻と夫、そして

社会の三者の共同責任である」という新たな視点の中にどう位置づけて闘うか、が今日の育児休業の改正をめぐって問われているといえよう。

（笹谷春美）

第三章 住民要求にこたえて

札幌市職衛生評議会

保健婦部会の闘い

健康は国民の権利として憲法に保障され、また、国際世論として、健康は権利であるという思想がひろまりつつあります。

しかし、日本型の福祉は「自分の健康は自分で守れ」と言っています。この公衆衛生行政の第一線を担わされているのが保健婦です。自治労札幌市役所職員組合衛生評議会保健婦部会（以下、部会とする）は保健所「合理化」再編との闘いの中で、労働者として、めざめゆく典型となっています。

それは、保健婦の闘いは、地域住民の健康を守るための闘いと、そのために必要な労働条件向上の闘いとを一体化しようとしていることにあるからです。

（一）保健婦部会結成への歩み

一九七七年五月十八日、機構改革案を白紙撤

A 保健婦の業務量の推移(表4)によると対人保健サービス部門が増加していることが分かります。地区活動があまり変化していないのは、仕事量が変わらないのではなく、減少させないために、残業、時には、自宅への持ち帰りによって事務処理をする等、保健婦の使命感に支えられたものです。強まる「合理化」再編に立ち向かわざるを得ない現実となっています。

(1)「危機に立つ保健所」保健所医師グループ編著 珠真書房

(2)「厚生白書」昭和五六年度版一六九頁

(3)部会独自要求(保健所を人口十万人に一ヶ所、保健婦を厚生省指導の人口五千人に一人を要求しつづけているが、74年以降増員なし)

(4)部会の試算でも53%(第3回部会議案書)

△「合理化」再編の執拗な攻撃▽

「札幌市公衆衛生調査専門委員会」の第一次具申(76年)には総務・衛生・保健予防の三課から総務課を廃止する機構改革案が含まれ、保健所の基本的業務(衛生統計、衛生思想の普及)を弱体化させるものでした。

そこで、各保健所代表者は、組合本部とともに、衛生評議会を結成、職場討議、各保健所運営協議会へ訴え、地域へのピラ宣伝、医療関係団体、議会へと社会的に改革案の危険性を訴え、77年3月白紙撤回させました。

さらに、79年2月保健予防課業務大巾縮少をねらう「みなおし案」が出ます。それは保健婦の訪問活動を乳幼児から寝たきり老人、特定疾患に優先させよ、という低福祉政策の肩替りであることを見抜き、確認書を交し、白紙撤回させたのです。しかし、当局は「みなおし案」を担当スタッフに直接提案し、全体の問題にならない段階で、広報で市民に知らせ、実行させるという個別攻撃に出ています。

「機構改革案」撤回闘争で部会を結成し、「みなおし案」撤回闘争の中で、自分たちの仕事の基本的性格について学び、教宣ピラを四シリーズ七項目を発行しています。一方、仕事への姿勢をいましめあうことも忘れませんでした。

(5)「住民にこたえる保健所づくり」のための強化拡大については今後、労使で協議する。

(6)定数増のない苦しさから「仕事の簡略化を喜ぶような風潮」はないかと提起している(第四回部会定期総会議案書)

△非常勤職員導入は定数増加にならない▽

81年4月、乳幼児検診を時間内に処理するという理由で、衛生部は一方的に嘱託保健婦の採用を進めて来ましたが、それは三点の理由で定数増につながらないことから反対、話し合いがつくまで凍結することになったのです。嘱託採用のニュースに「いい友達がいる」

と連絡をとる一幕もありましたが、この闘いは目先にとらわれずに、公衆看護活動のあり方について、本質的論議が出来たことが成果となっています。

(7)④非常勤で間に合うと認められた職場に職員が配置された例がない。⑤外来(札幌検診等)は看護婦、助産婦などのチームを組む仕事で、保健婦だけ増えても時間短縮にならない。⑥外来だけの個別指導をするのでは、公衆衛生看護を全体として、とらえられず、業務の後退を招く。(第五回部会定期総会議案書)

△住民とともに闘って▽

部会では保健所を行政の第一線機関であり、健康増進のための計画機関であること、労働者はその働き手として、住民に対する問題提起者、立案者そして行政の現場責任者であると想定し、「住民にこたえる保健所づくり」の基調を明示しています。

こうした観点から、使用料・手数料値上げ反対(80・3)、小児ガンの早期発見検査の無料化(人件費・機材費を検査料に算入している)と完全実施(81・4)そして、乳児検診の一才六ヶ月検診の検討(78・79)、未熟児検診再開に向けて(80・6)などが闘われてきました。また、要求を出している地域住民と、人口急増地(もみじ台、厚別など)に保健所の新設要

請、白石保健所で歯科検診の実施を実現させたり、難病者の家族との相互援助で保健婦も学ぶ機会を得ることもあります。

「合理化」再編の攻撃を機敏にはね返しつつ、専門職としての自覚を深め、多様な住民の願いに答えてきました。

(8)第五回部会定期総会議案「運動の基調」

(三) 労働条件の向上をめざして

部員、七十四人は保健婦を一生の仕事として考えている人が多く、平均年齢は三十代の後半、既婚者は八十%、勤続年数では四十年になる人もいます。

△不当な人事移動内示撤回の闘い

母性保護既得権の行使はたえず、新たな闘いが必要です。78年3月、人事移動は産休中育児時間取得者の五名、妊娠中の三名を含む保健婦二十八名に対する内示でした。時間ギリギリまで、ねばった団交の末、母性保護を必要とする八名は撤回、最終的に十一名の移動にとどめ、以後、一方的人事は許さないといい状態をつくり出しています。

△育児休業適用の闘い

札幌市の保健婦は育児休業法の適用除外です。しかし、育児のために休業を認めさせてきた三

人の実績が市条例に保健婦の適用をもち込ませる道を切り開きつつあります。かつて、未熟児をもった保健婦は職場を去らなければなりませんでした。78年のB・C両保健婦は子供の病気を理由とする育児休業を獲得、80年にはD保健婦が、療育、その他を理由とする育児休業を獲得、ともに産後一年を経て、原職復帰したのです。

しかし、有休を使い切って、一才まで欠勤扱い、代替なし、定期的に診断書提出の義務を負ったものとなっていました。

所長から圧力がかかりながらも、組合のパックアップにより、休業できたDさんは「私たちの仕事は永いものだから、一時期はゆとりをもって子供に接したい……」と後に続いて活用することを呼びかけています。

(1)「組合を通さず、看護係にも表面化させないこと」と言われる。第5回部会定期大会議案書

△係長人事の民主化

部会では係長の職務を「住民にこたえる保健所づくり」のために「係長の仕事に対する視点が大きく影響する」と考え、積極的に79年から民主化を要求しています。係長人事には、保健婦の現場を出て、医療社会相談員などに職種替えをしなければ昇進できない慣例があること、さらに組合活動をしている者への差別があるこ

と、この二つの問題点があるのです。

現場の声を反映できる係長、ものの言える係長実現をめざしています。

(2)第5回部会定期大会議案書

(四) 保健婦部会を支えているもの

部員は各保健所に十名前後散らばり、昨年は三役会議(年間26回)、幹事会(年間15回)をもって運営をしています。

部会を支えているものとして、四点あげたいと思います。それは①市職親組合と婦人部、とりわけ二十七年共に歩んできた婦人部の功です。②部会が職能別組合として発揮する有効性、③お互いを支えあってきた保健婦同士の連帯、④他団体との交流によって社会的視野を広め、行動し、全道、全国的教訓を学び、部員に還元する努力が払われていることです。

(1)各保健所の保健婦の仕事の連絡会議が時間内に保障されていないので、部会は唯一の交流の場。ストライキには参加しないけれども、仕事の話となると、熱をおびてくる人もいます。

(2)たとえば、子供を通院させるために、北広島から早朝、伏古の産休中の仲間のもとへ連れていったり、それぞれが子育ての時期には、一番大変な人の家に泊りながら、仕事のこと、家事を夫とともにする方法などトコトン話し、励ましあってきました。

(3) 近年、開催されるようになった保健所・保健婦の集りもあります。

さて、結成六年目を迎える衛生評議会保健婦部会に、仕事に誇りを持つ労働者の不屈の姿を見い出すのではないでしょうか。

老人保健法案をめぐる新たな問題も出ています。国民に役立つものにするために、保健所、地域住民そして医療関係者の智慧と力を出し合うことが必要な時期になっています。

数多くの方々の御協力と御教示により、ここまでこぎつけました。ここに謝して御礼申し上げます。

(太田伸子)

(おおた のぶこ 札幌婦人問題研究会)

(ささたに はるみ //)



在庫あります!!

北海道経済別冊第9集

北海道の婦人

800円(〒70円)

— その生活とたたかい —

北海道における婦人の労働と生活	中川順子
北海道における婦人労働者の状態	塩沢麻子
	岸玲子
農村婦人の労働と生活	中屋紀子
漁村で働く婦人の状態	西条武男
中小業者婦人の実態と要求	舩甚秀
労働組合運動のなかの婦人労働者	立木あや
— そのたたかいと役割 —	
住民運動のにない手として	石川一美
よりよい生活と平和をめざして	浅田琉璃子
— 生協に集う婦人の活動 —	
北海道の保育の現状と保育運動	甲田峰子
	阿部弘子
北海道の教育と婦人教師のたたかい	志野律子
子どもの幸せをねがって立ちあがる母親たち	佐藤節子
— 札幌での運動を中心に —	
北海道の母親運動の歩み	橋本富美子

北海道農家婦人と改良普及事業の役割

千野葉子
牧村いずみ

はじめに

北海道農業はいま厳しい現実と直面している。稲作減反は北海道稲作農民に「農家をやめろ」と言っているようなものだ。北海道を稲作適地から除外しようとして、減反面積の集中的配分を強制してきている。しかし、苦しいのは稲作農家だけではない。牛乳の生産調整、さらに畑作物についても低価格が続いている。

こうした近年の厳しい農業情勢のもとでは農家の婦人も経営主のいうままに農業労働をしているだけではすまなくなってきた。機械も立派に操作し、また営農と生活を守るために、経営主とともに考え、行動する婦人が求められているだろう。

ところが、最近、農家の営農と生活の向上に大きな役割を果たしてきた農業改良普及制度の

廃止が叫ばれている。真っ先に攻撃されているのが生活改良普及員による生活改善活動だ。農家の生活も都市なみに向上し普及指導は必要がなくなったというのが理由である。

そこで、ここでは農家の婦人が現実にかかえている課題がどのようなものかを検討したうえで、農業改良普及制度の果たしてきた役割と今日的な意義を明らかにしたい。

第一章 北海道農家婦人の労働

生活の現状と課題

Ⅰ 農業生産の担い手として

北海道農業は70年代に入って、耕耘過程から収穫過程までの主要な労働過程が機械化され、大型機械化体系に移行した。とくに稲作は手労働に依存していた田植労働が機械化され、婦人

労働は大きく軽減された。こうして機械化は農民を過重労働から開放し、かつて問題となった「農民の早老」¹⁾はもはや昔のこととなった。今や、てんさいのプランターや収穫機に乗って機械補助をする婦人たちをあちこちでみかけるようになった。そして最近では立派に機械作業をこなす婦人もふえていく。「自立経営志向農家の婦人の意向に関する調査結果」²⁾によると、大型機械化の進んでいる北海道の場合、なんらかの機械を操作できるものが七六%、トラクターを操作できるものは四三%にも及んでいる。

ところが問題なのは、機械事故が機械化の進展に対応するように増加していることである。高井宗広氏は、交通事故と比較するため農作業事故をトラクター台数当りの死傷者数で換算し、負傷数は一九七二年に、死者数は一九七四年に交通事故数を上まわったことを報告している。³⁾とくに婦人の負傷事故数の増加が著しい。

これは「メカに弱い」婦人たちがなんらの技能訓練も受けず、夫からの簡単な指導で、機械補助や操作をしている現状があるからにはかない⁽⁴⁾。自走式機械の補助で年間二〇〇本の指が切りおとされているのである。高井氏は、婦人の機械操作の増大と関連させて一九七五年以前には補助者としての事故が多かったが、七五年以降は運転者としてのものが多くなっている⁽⁵⁾と指摘している。

他方、機械化の遅れている野菜生産などでは手労働が依然として多く、婦人の機械作業への進出は進んでいないが、最近ハウスの栽培が増加し、それに伴って新しい技能や科学的な知識がやはり婦人にも必要となっている。さらに、減反・生産調整のもとで、複合経営等の新たな経営展開を検討せざるをえなくなっている。こうして技能習得や経営学習の体制的な整備・充実が望まれているといえよう。農業改良普及制度もその一翼に位置づくものであろう。

ところで、婦人の生産者としての自覚は農業労働や経営に深く関わるなかで高まっていくものである。機械を操作し、栽培管理の技能を身につけて基幹労働力として位置づくことによつて。名寄市のある稲作兼業農家では、農業労働はもとより経営の一切を婦人がきりもりしている例もみられた。兼業農家では男子労働力が農外就労しているため、婦人の農業労働により多

く依存するわけである。

最近離農も鈍化してはいるが、依然、農家数は減少を続けており、

この一〇年間で三万六千戸が離農した。そして、専業率も一九八〇年には四二・〇%にまで低下している（一九八〇年農業センサス）。

こうした専業率の低下は、婦人の農業生産における位置を高めるものとなっている。農業だけに従事している女子の数は一九八〇年農業センサスによれば男子のそのの一・三倍になっている（男子一〇五、〇三六人、女子一三八、〇四六人）。なお経営耕地面積三ha以下層では女子労働の依存度がとくに強いことがわかる（表1参照）。

こうした婦人の農業生産における位置の高

表1 年令別の農業従事状況（年間150日以上）

(%)

	年齢 ha	総計	16~19	20~24	25~29	30~59	60~64	65~
			男子	~3.0	37.4	6.3	21.5	28.3
女子	~5.0	65.8	12.9	48.6	63.9	74.1	73.0	49.5
	~7.5	73.0	17.3	63.1	79.0	85.1	70.0	41.3
	~10.0	77.5	22.2	75.9	87.0	89.6	72.4	40.0
	10.0~	78.7	34.4	88.9	89.3	95.1	79.6	48.2
	計	67.2	21.7	67.8	77.9	75.2	66.6	44.3
	女子	~3.0	44.1	3.9	18.0	33.8	50.4	44.6
女子	~5.0	72.4	7.3	39.9	76.6	86.2	57.9	29.0
	7.5	72.7	7.8	49.5	84.7	87.9	48.4	23.1
	~10.0	74.6	12.4	62.0	88.1	89.1	47.8	24.0
	10.0~	77.4	21.0	75.6	92.2	91.9	56.2	27.0
	計	66.1	12.1	53.3	77.7	77.6	50.0	28.3

注 農林省『農家経済基本調査』1979年

まりが、健康をそこねるようなものであってはならない。機械化によって婦人の健康は保障されるようになったのだろうか。短期的には労働時間が一〇時間をこえることも少なくない。ハウス農家や酪農家は一年中忙しい。とくに、機械化をしのぐ規模拡大をすすめてきた畑作農家や、逆に機械化のすすんでいない野菜農家では過重労働をしいられている婦人も多い。また兼業農家の婦人の心労はたいへんなものだろう。その上、農村にはまだ母性破壊につながるような農業労働の慣行が残っている。升田和比古氏によれば酪農民の調査から九割以上が陣痛がはじまるまで働いているということである。労働者婦人には出産休日が制度的に保障され、生理休日もかなり認められているのと比較すれば無権利状態といつてよい。家族の理解が少ないということと同時に、労働者と違って産休・生休の保障が全くないことも大きな原因である。

婦人が安心して生産に従事するには改善しなければならぬ課題がいくつも残されているといえよう。

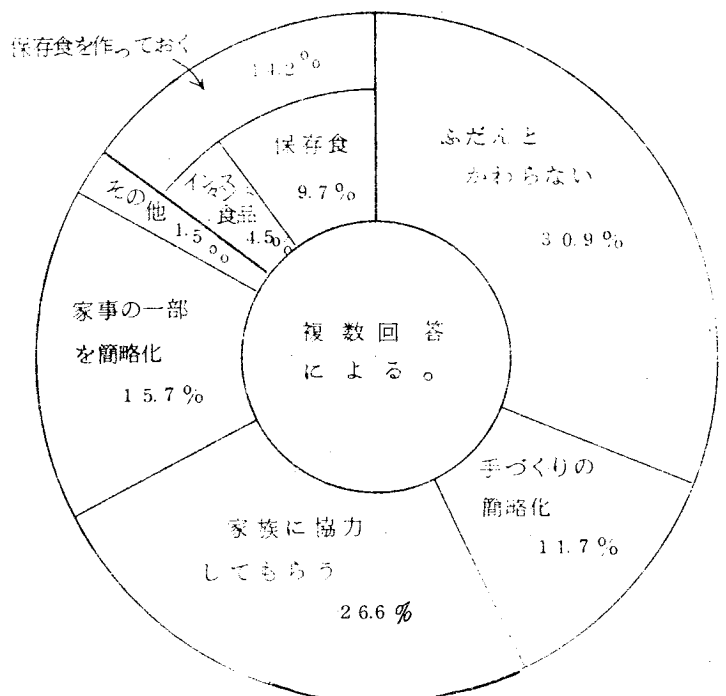
△生活を創造していく担い手として▽

農家の生活も都市の勤労者の生活と変わらぬほど「近代化」「合理化」された。しかし、ゴミ処理やし尿処理、あるいは上下水道の不備など社会的共同消費手段の整備はまだまだたち遅れ

ており、今後の課題として残されている。しかし、かつて生活のほとんどを自給でまかっていたころと比べれば、家事労働も随分楽になった。季節保育所ができて若妻も安心して農業労働ができるようになった。

ところが、次のようなことが最近うまれてくる。たとえば農家の婦人の肥満が今日問題とされている。これは重労働から解放されたにもかかわらず従来のままの大食、そして偏食を続けているために生じている。(7) とくに農閑期の「寝て暮らす」生活は肥満を一層促すものとなっている。一方、農繁期には家事労働に充分時間をかけることができず簡略化・粗放化も生じる。その場合、自家野菜で保存食を作っておいたり、自家冷凍して農繁期に備えるという対応も可能であるが、そうではなく、インスタント食品や既製の加工食品ばかりを食しているとすれば健康上重大な問題で

図1 農繁期(盛漁期)における家事作業



注1. 北海道『昭和54年度農山漁村婦人の生活に関する調査結果報告書』1980年
2. 対象者数 1,200人

あろう(図1参照)。今や野菜を全て購入する農家さえあらわれている。婦人の家族内地位も上昇し、家計を管理する婦人がかなりの部分を占めてきている。一九七九年度の「農山漁村婦人の生活に関する調査結果報告書」(8)では、婦人本人が六三・八%、婦人と夫が二〇・七%という結果になっている。しかし、それは形式的なもので、実質的には農協の組織(組合員勘定)まかせで、一ヶ月に費や

している生活費が正確につかめない婦人も多いのである。

これらの例は、あふれる商品にふりまわされ、生活を創造していく主体に婦人がなりえていないことを示している。しかし重要なのは、生活を管理・創造していくことの、現実的な条件と可能性が今日ようやくつくられてきたということである。つまり、一方で農業生産力の発展が、

他方で生活諸条件の改善が生活をより豊かなものにつくりかえていく条件となるのである。そして現に生活改良普及員による生産と生活の調和をめざした活動が各地で成果をあげてきている。しかし、農民経営の生産と生活は未分化であるからこそ、生活だけを切り離してとらえる

のではなく、むしろ生産と生活を統一的に把握することが重要なのであり、農業改良普及員と生活改良普及員の活動の有機的結合が必要とされるのである。洞爺村のNさん夫婦は分担して、

農作業日誌・経営簿を記帳して、労働時間や生産費から作付作物を考え、家族員の労働配分を検討し、一方自家野菜も換算して家計簿の記帳

をしている。余った自家野菜の冷凍はもとより手づくりみそ、ジャム、おやつ等をつくるのは

妻の欠かせない仕事だ。家計の節約のためというだけでなく、自分の畑でとれた安心できる農産物を利用して食生活を豊かなものにし、という思想を婦人はもっている。もちろんこの前提

には婦人の生産者としての自覚があるが、ここまてになるにはやはり農業改良普及員と生活改良普及員の一体となった指導・援助があったことを忘れてはならない。こうした活動をさらに充実させていくことが今日望まれているのである。

注(1)大橋一雄「東北農民の早死について」(労働科学研究所『労働の科学』第10巻11号、一九五五年)

(2)北海道農業会議、一九七八年

(3)高井宗広「農作業事故の現状とその要因」

(4)「農業『近代化』と健康問題に関するシンポジウム」北海道大学教育学部産業教育研究施設

「産業と教育」第1号、一九七九

(5)農山漁村改善研究会「昭和五一年度農村婦人の農業生産活動との関連における生涯設計に関する調査報告書」(一九七七)によれば農業技術

の習得の方法として「家族から教えてもらった」と答えたものが八五%にも及んでいるが、「講習会で学んだ」と答えたものは三九%にとどまっている。

(6)高井宗広、前掲書

(7)升田和比古「酪農地帯の健康診断結果について」(同上)

(8)重住道彦「最近の農民の健康障害をめぐって」(同上)

(9)北海道の農漁業に従事する有配偶者婦人一二〇

○人を対象にして、生活改良普及員による面接調査をまとめたもの。

第二章 生活改良普及事業の役割と

課題

第一章で述べたように福祉・教育切り捨ての「ニセ行革」の風が吹きあれるなかで戦後、一貫して農家の健康と生活を守りつづけた農業改良普及事業の一環としての生活改良普及事業も「行革」の対象とされている。その理由として主に次の三点が挙げられている。「(1)農家所得が向上し、都市的生活様式が農家生活に波及した。(2)生活改良普及員の活動の多くは食生活、健康管理など農家だけに必要とはいえない指導にあてられている。(3)自治体、保健所の活動と共通するものも少なくない」。さらにマスコミなどのキャンペーンも行なわれている。「『農民の健康づくり』に消える百億円?…サラリーマンの健康を国が心配してくれたことがあったかしら…」(週刊新潮、79年11月)農家の場合、生産・生活すべての面を自らが考えて編成しなければならぬ。労働基準法も労働基準監督官もないなかで危険な機械・農薬などを取り入れなければ生産が追いつかず、忙しい時でも「外食で」というわけにいかない農家の場合、栄養確保のため保存食、自給野菜生産など

について、相当の知識と工夫がなければたちまち健康が破壊されてしまうし、現に普及所の指導が入っていない所ではそのようなことが起きている。第一章において述べたように、現代の農家生活は昔とは質の異った新たな困難をかかえており、今こそ普及事業の役割が期待されるのである。ここでは普及事業のこれまでのありゆみと今日的役割について述べる。

農業改良普及事業の発生は敗戦直後にさかのぼる。その目的は、農業に関する試験研究の成果を急速に普及し、能率的な農法の発達、農生産の増大および農村生活の改善を図って農民の利益を増進し、ひいては公共の福祉に貢献することであった。食料不足の当時、食料増産とそのため技術を早急に各農家に伝える必要性があった。しかし理念としては民主的なものも含まれていたのである。普及事業は「考える農民」を創るといふ教育事業であり、生産と生活を車の両輪と捉え両方を向上させることにより、初めてよい経営ができるというのである。従って、農業技術や生活技術の他に教育学の単位も必要とされた。生改（生活改良普及員）の仕事は単に「生活技術」を伝えることではない。家族の健康や子供の教育、衣食住の管理、豊かな生活文化を創りあげるために自ら考え、これらの目的遂行のために家事作業を編成できるよ

うな農家婦人を創ることが目的である。こうした理念に支えられながら農改（農業改良普及員）と生改は戦前までの上意下達を強制するような官僚的な農業指導でなく、農家の自発的意志を尊重しながら個別巡回指導を活動の基本とした。

当初における「個別課題の個別解決」期、戦前・戦中の物的欲求を抑えるような精神主義に対する反省から、人間のための物のあり方、物的条件の意味を学ぶための教材として、家父長制のもとで嫁を苦しめた「物の条件」の改善がとりくまれた。例えば熱効率、排気の悪い「かまど」の改善。神様をまつるほど神聖なものと考えられていたため、指導にははかり知れない苦勞があったといわれる。また、嫁のつらい仕事の典型である「水くみ」をなくすための井戸ポンプ・水道の取付、「ばっかり食」をなくすための食生活改善、そして清潔のための作業衣の使用などが重点指導目標とされた。当初は農家一戸一戸をたずね、個別指導を行ってきたが、自ら生活改善を考える人々が生まれ、働きかけられる側でも農協婦人部という組織ができたことから普及活動の拠点として重点部落、実験部落などをつくってグループの育成、プロジェクト活動などを行なうようになる。この方式はその後、生改の担当地区内に重点地区を決め、濃密重点指導を行うことにより周囲への波及効果をねらうという仕方に発展する。これは、生改

の数が指導対象農家数とくらべて非常に少ないという現状のなかで（例えば北海道全体で、一九五二年六〇人、一九六七年から現在まで一八〇人）少しでも活動の効果をあげようという工夫のあらわれであった。こうして、「個別課題の共同解決」として共同炊事や季節保育所など、自らの生活に関連した地域的な課題にも積極的にとりくむグループが出現してくる。このような経過から、一九六四年には生活改善グループ連絡研究会が結成され、国からは各種の補助金、事業ももうけられるようになった。順調に進んできたかに見える生活改良普及事業も高度経済成長政策の下で農業基本法が一九六一年、公布され、普及事業全体が構造改善事業の下請的存在へと変質していく過程で苦悩を始める。「行政事務を担当しない」という当初の立場にもかかわらず、小規模農家切り捨て、大規模経営で生産性をあげることのみ焦点をあてた政策の下請せざるをえなくなった農政と、農民の健康・生活・環境のことを考える生改が対立することもしばしばであった。しかも、六〇年代後半から、「農村が都市化したから生改は必要ない」という声に生改は苦しめられなければならなかった。しかし当時は農業労働力が都市に流出し、「主婦農業化」が進行するなかで、また專業農家においても規模拡大が進行し、労働過重のため農民の健康破壊が進行している時でもあった。

その後、ほぼ68年頃から各町村にあった普及所を統合し、集団で広域化指導を行うようになった。これにより北海道では、一八〇カ所の普及所が六〇カ所となり、農家から普及員が遠ざかったとの批判も農民からなされた。

こうした苦労を経ながらも、「高度経済成長のツケとして、公害環境問題がクローズアップされるなかで、一九七二年には「農家及び農村地域の生活環境の整備」が重点目標となり、農村では各家庭まかせとなっている汚水、ふん尿、ゴミ処理などについても環境保全の指導が行なわれる。生改の活動も巾の広がりや深まりが出てくるのである。「生活優先」の考えかたは市町村自治体や、農業団体においてもとりあげられるようになり、生活問題解決のため、普及事業との連携・協力体制のよい区域ほど効果をあげている。主婦の労働過重を軽減するため畑作地帯の機械作業で、肥料一袋の目方を農協と協議して減量したり、アスパラガス栽培地帯の腰痛防止のため、「作業間体操」の図解と伴奏をテープに録音し、社会教育や農協と力をあわせて実施している例がある¹³。さらに、近年問題となっている機械の安全使用の指導も強化されてきている。

普及員の仕事は回答を与えることではない。すぐれた活動例において共通しているのは、労働時間、家事時間、家計分析、栄養分析など、

考える材料を生改が農家婦人といっしょになって作りあげている、ということである。特に今日の農家においては複合経営のあり方が課題となっており、家族労働力数・市場・資金力などに照らしてどのような経営が望ましいかが一戸一戸の農家に問われている。その際、生産と生活の均衡のとれた発展は農家主婦のイニシアチブにかかっている。実際に、すぐれた生産活動の背後には必ずといっていいほどすぐれた生活活動があることを数々の実践事例が示しているのである。加えて、都市と比較してあまりに貧弱な社会的共同消費手段、自治体サービス、環境保全対策について、自らの労働と生活に照らして自らの地域に必要なことを農家婦人が考えていく能力を身につけるためには生改こそが重要な媒介となる。

このような今日的課題からみて、現在の普及活動は充実することこそが必要であり「行革」の対象にあげるなど、極めて反農民的といわなければならぬ。北海道の場合はまだ、直接に人員削減とはなっていないが、一八〇人という数は一九六二年から変わらず、日常的な研修が必要な職業であるにもかかわらず年々研修人数が削られるという事態になっている。一九七〇年度には「技術向上研修」一六七人まで至っていたのに対し、現在は単年度当り「緊急課題研修」四五人、「技術向上一般研修」六〇人、農

水省の研修に至ってはわずか二名である。生改は平均年令が三四・九才と若く、農村における課題も複雑になっている今日、ともすると「生活技術の切り売り」になってしまう原因の一つにこの貧困な研修体制がある。

生改の活動に対する無理解に対して現在関係者は、単に成果をPRするだけでなく、よりよい活動を展開することによって答えようとしている。その一つは、農改と生改が協力して経営主の方にも家計を考慮に入れた経営を行うよう指導するとともに、農家婦人が経営簿記をつけるように指導することである。第二に地域的課題をみつけ、生改が行政と農民とのパイプ役となることである。今日では転作に対応した野菜栽培、農産物加工、地域特産物の創造などの生産活動から、健康や環境、地域文化を育てる活動など重要な課題が山積している。第三に、「技術の切り売り」傾向を廃し、小さくとも自主的活動グループの育成に一層努めること。第四に、普及所内での生改の位置づけを高めることである。(ところで、数年後に農改、生改ともに四年制大学卒しか採用しなくなるというのだが、普及員の力量は短大卒か四大卒かということよりもむしろ研修の体制や、日常的に力量を高めるような状況になっているかにかかっているのではないかと考えられる。)また、現在、経営主しか加入できない「農業者年金」に婦人も加

入できるようにする、などの運動も重視することになった。

このように、活動の内容自体も発展させてきている生改の活動は、「削減」どころか、予算、研修、人員、生活実態調査費などの面で充実こそが今後の求められるべき方向であろう。

(1)一九八〇年一二月行政管理庁の指摘より

(2)大根のとれる時期には大根ばかりという食事内容をさす。

(3)「普及の風雪三〇年―北海道農業改良普及事業三〇周年記念誌―」(編集発行、社団法人北海道農業改良普及協会)より引用

(4)洞爺村・美沢生産婦人部の施設園芸におけるすぐれた野菜づくり、南網走農協婦人部の生産組織など、婦人も生産者として成長している地域では必ず「生活者」としてもすぐれた活動を行っている。

(5)花だんの指導を生改が行っていることも攻撃材料の一つとなっているが、これは生活を豊かにするという思想を身につける上で重要な「教材」であるだけでなく、都市と違って様々な文化に接する機会のない農村では「花だん」は地域文化となりつつある。「コンクール」などで上位を占める農家の園芸技術はすばらしく、これ自体地域の財産である。

(6)ただでさえ生活に関する資料、調査は少ないのに、生改が行なう生活に関する調査プロジェクトは年々減らされてきている。

(ちの ようこ 北大院生博士課程)
(まきむら いずみ)



定期購読のご案内

★「北海道経済」は、主として道内の産業、政治経済、地域自治体問題等についての調査研究、評論、ルポなどを掲載している働く道民の立場に立つ月刊誌です。

★定期購読ご希望の方は、氏名、送り先住所等をご明記の上、誌代を添えてお申し込み下さい。毎月当所より直送しております。

★誌代は一年分六〇〇〇円あるいは半年分三〇〇〇円(送料共)の前納でお願いします。

★臨時定価等の場合には前納金で精算し、誌代切れのさい、ご連絡します。

★ご送金には、郵便振替をご利用下さい。

振替 小樽三五四三

住所 001 札幌市北区北九条西四丁目

北海道経済研究所

(II) 婦人と教育・保育

学校教育における婦人の問題

― 婦人教師の現状と女子教育の問題を中心に ―

婦人教師の現状

表1のように北海道の婦人教師の数は、一九七五年以降も飛躍的な増加はない。しかし幼稚園や小学校での婦人教師の絶対数は増加しており、小学校における比率は微増傾向にある。十年前に比べるとこの傾向は一段と顕著で、中学にも共通する。婦人教師増加の重要な要因が養護教諭の定数配置にあることは、表2によっても明らかであるが、七五〇八一年に中学では養護教諭二四一、教壇教師二三四とはほぼ同数増加

しているのに対し、小学校では養護教諭五九三、教壇教師七一と後者の増加が多い。婦人教師の増加傾向は一時期遅れて北海道にも及んで来たと見るべきだろうか。

一方高校においては、この間養護教諭七一の増加に対して教壇教師の増加はゼロである。養護教諭の大半は（六八八）公立に配置され、それを含めて公立は微増、私立で漸減しているのが表3の1からもわかる。しかし公立における婦人教師の割合を特別市の例で比べてみると（表3の2）、やはり北海道は下位である。また、私立において、これらの統計に表われない、講師の中

の婦人教師の問題についても、追求分析の必要は大きい。

このような状況の上に、北海道の婦人教師の闘いはいかに展開されているか、北教組約九千、高教組約六百の婦人部を中心にまとめてみよう。

まず養護教諭の熱気をおびた定数配置の闘いはほぼ終息し、高教組養護教諭対策委員会はこの数年来大規模校への複数配置を要求している。

次に解雇に端を発した古川とし子さんの闘争は八一年七月に和解し、現在私立高校の解雇反対闘争はない。古川さんの闘争を略述すれば、一年契約で採用された古川さんが「結婚までの

志 野 律 子
藤 井 真 由 美

約束だった」と虚偽の口実で（実は組合加入を忌避されて）旭川実業高校を解雇されたのが七四年三月であった。翌年旭川地裁は地位保全の仮処分と給与支払を命じ、七七年三月十五日、本裁判においても解雇を不当労働行為とする判決を下した。この間理事者は一年契約制を廃止したが、札幌高裁に控訴し、新たに「自衛隊志望生徒の進路を妨害した（事実無根）、態度横柄など教師として不適格」との理由を加えたりした。私教組は七九年春斗に時限ストを行なったが、その要求項目に「原判決に従って古川さんを職場復帰させること」をもちこんだ。一七〇団体、七千人をこえる署名がよせられた高裁で七九年九月結審後も和解交渉がすすめられ、

表1 北海道における婦人教師の比率

年次	幼稚園			小学校			中学校			高等学校		
	教育総数	婦人教師	比率(%)	教育総数	婦人教師	比率(%)	教育総数	婦人教師	比率(%)	教育総数	婦人教師	比率(%)
1972	2,182	1,975	90.5	22,141	5,455	24.7	13,876	2,146	15.5	11,439	1,431	12.5
1975	2,615	2,365	90.4	22,690	5,801	25.6	10,903	2,324	21.3	11,969	1,503	12.6
1976	2,770	2,501	90.3	22,846	5,951	26.0	13,952	2,410	17.3	12,103	1,505	12.4
1977	2,963	2,654	89.6	23,139	6,128	26.5	14,077	2,541	18.1	12,299	1,545	12.6
1978	3,144	2,843	90.4	24,010	6,671	27.8	14,313	2,697	18.8	12,454	1,544	12.4
1979	3,307	2,984	90.2	24,501	6,884	28.1	14,035	2,671	19.0	12,587	1,533	12.2
1980	3,490	3,169	90.8	24,742	7,060	28.5	14,090	2,684	19.0	12,817	1,551	12.1
1981	3,567	3,218	90.2	24,814	7,105	28.6	14,134	2,739	19.4	12,990	1,574	12.1

(北海道教育庁「北海道学校一覽」による。以下同じ。)

古川さんは八年ぶりで教壇に戻った。闘争中に生まれた玲子ちゃんを育てながら、専門の理科を教え、専任教諭としての本採用に備えている。ところでこの間、国内的、また、国際的な情勢の変化で特に重要なことは、いわゆる「育児休業法」の成立（一九七五・七）、「労基法研究会報告書」の提出（一九七八・十二）「婦人に対するあらゆる形態の差別撤廃条約」調印（一九七九・十二）である。

育児休業法は、日教組が運動方針にとりあげてからようやく十年目に制定されたが、その過程で経済情勢の変化による圧力が大きくかけられ、人先任、選択、有給の三原則のうち有給規定は実現せず、適用職種も教員、看護婦、保

母に限られた。そのため両教組とも強く改善を要求している。

北教組婦人部は、一九八一年度運動方針に「適用職種の拡大」「代替者の身分確立」「本格的有給化（当面期末、勤勉手当の支給）」の法改正を国会に働きかけ、道にも条例改正を要求するとしている。北教組婦人部は対市要求書に保育所行政の改善をもちこんでいる。つまり育児休業によって第一子の保育所退所を強要されて、職場復帰に困難を来さないよう、また、教員も託児しやすいように保育所増設にとりくむことを要求している（なお公立学校共済組合北海道支部は、育児休業法制定前からの長い斗争の成果として、全国最高水準の保育費補助

表2 養護教諭の増加

年次	小学校		中学校		高等学校	
	婦人教師	養護教諭	婦人教師	養護教諭	婦人教師	養護教諭
1972	5,455	638	2,146	278	1,431	200
1975	5,801	872	2,324	419	1,503	234
1976	5,951	995	2,410	491	1,505	248
1977	6,128	1,124	2,541	557	1,545	265
1978	6,671	1,328	2,697	631	1,544	275
1979	6,884	1,387	2,671	688	1,533	285
1980	7,060	1,447	2,684	661	1,551	295
1981	7,105	1,465	2,739	660	1,574	305

（八万四千元）を支出しているが、来年度から半減される。

表3-1 公・私立高校における婦人教師の比率

年次	公立高校			私立高校		
	教員総数	婦人教師	比率 (%)	教員総数	婦人教師	比率 (%)
1972	9,229	864	9.3	2,210	567	25.6
1975	9,832	957	9.7	2,137	546	25.5
1976	9,978	958	9.6	2,125	547	25.7
1977	10,156	989	9.7	2,143	556	25.9
1978	10,394	1,038	10.0	2,060	506	24.6
1979	10,535	1,033	9.8	2,052	500	24.4
1980	10,726	1,041	9.7	2,091	510	24.4
1981	10,864	1,053	9.7	2,126	521	24.5

また、八〇年度末の小中学校婦人教師の退職者中、勸奨による者二五%という比率は、十年前に比べて倍増である。これは育児休業や保育所増設の結果、若年退職者が減少してきたと見るべきか検討したいことである。

育児休業の取得状況は表4のように、この五

表3-2 特別市の市立高校における婦人教師 (1980年調べ)

	教員総数	婦人教師	比率
大阪	1,378	181	13.1
名古屋	849	99	11.7
神戸	742	103	13.9
京都	714	102	14.3
横浜	714	137	19.2
札幌	420	45	10.7
福岡	276	36	13.0
広島	234	27	11.5

（「市高教第11回大会経過報告書」より算出、校長・教頭を除く）

年間に約三倍に増加し、産休の増加を圧倒している。この法は保育所に乏しい郡部教員の強い要求に端を発したものであったとされるが、はたしてよくこれに对应しているであろうか。

次に育児休業の前提としての母性保護等についてみよう。一九五七年、総評婦人協議会およびかけ以後、母体保護、のち母性保護、さらに七八年から「婦人の働く権利確立運動強化月間」として十一月、十二月に学習・点検のとりくみがある。北教組の近年の状況をそれら調査から少し紹介すると表5のように生休や、夫の出産休暇使用率の低さが目立ち若干問題視されているようである。

表4 産休・育休の取得状況（高校では実習職員も含む）

年次	小 学 校		中 学 校		高 等 学 校	
	産 休	育 休	産 休	育 休	産 休	育 休
1976	84 (34)	20 (5)	24 (11)	13 (3)	10	3
1977	86 (28)	37 (12)	32 (14)	20 (11)	12	5
1978	92 (31)	36 (13)	40 (22)	28 (11)	12	6
	<222>	<139>	<74>	<46>	<29>	<19>
1979	76 (25)	44 (14)	22 (12)	29 (8)	12	3
	<244>	<163>	<83>	<55>	<44>	<14>
1980	87 (31)	65 (23)	42 (15)	29 (12)	8	8
	<248>	<161>	<111>	<82>	<37>	<11>
1981	102 (44)	72 (24)	47 (24)	32 (10)	12	10

()内の数字は郡部を示す。
 < >内の数字は年度内の取得者総数を示す。道教委札幌市教委職員課集計による。
 「北海道学校一覧」の数字は当該年度5月1日現在のものである。

調査 231-6111
 -35419

また、両教組とも更年期障害休暇の新設（北
 教組は月三日でいと明記）を要求しているが、
 一九七五年他府県に先がけて「更年期障害調査」
 （小・中・高・養護学校の三五〇五五才の婦人

表5 母性保護の権利行使状況（「北教組婦人部権利点検集計」による。数字は%）

年次	産前休暇 完全行使	産後休暇 完全行使	通院 休暇 (産前・併用 行使も含む)	通勤緩和 措置	生 休	夫の出産 休暇行使 (不完全も 含む)
1978	95.2	93.3	87.2	17.7	40.5	62.0
1980	98.8	98.0	88.1	23.0	35.7	44.7

教職員三三七〇名対象。
 回収九二〇名。障害を
 訴えた者五三七名を
 行なったにも拘らず、
 道教委の対応は進んで
 いない。
 労基法報告に対して
 は両教組とも直ちに批
 判・抗議にとりくんだ。
 北教組は七九年五月七
 一〇〇枚余の抗議ハガ
 キを集中し、高教組も
 労基法改悪反対、男女
 平等法制定要求署名に
 とりくんだ。
 差別撤廃条約につい
 ては両教組とも道教委
 に対し、政府に早期批
 准を働きかけるよう要
 求すると共に批准実現
 の署名運動もとりくん
 である。北教組は八一
 年五月末現在六九五七
 名、高教組は八月末現
 在一六三六名に達した。
 ところでのこの条約批
 准のためには、国内法

や制度の見直しが必要であり、教育内容の男女平
 等、典型的には家庭科の男女共修はさげられぬ
 課題である。高教組は八一年初めて「家庭科の
 女子のみ必修を改め男女共学をすすめるための
 検討・実態調査をおこなうこと」を道教委に要
 求したが、婦人教師は婦人労働者として、教育
 労働者として、日常教育や教研集会（不幸にも
 主任制反対闘争の最中、七六年から両教組別個
 の全道集会を開催）においてこの分野での特殊
 な闘争を課せられているといえよう。

参考文献及び資料

- (1) 「日教組婦人部三十年史」日教組婦人部編 一九七五
- (2) 「北海道の婦人」札幌婦人問題研究会編 一九七五
- (3) 「前進する婦人13」 一九七五
- (4) 「古川先生と民主教育を守る会ニュース」
 〇四二号 一九八一
- (5) 「北教組婦人部総会議案」一九八一
- (6) 「高教組情報婦人部討議資料」

(し)のりつこ

札幌婦人問題研究会

二、女子教育

1. 女子教育問題とり組みまでの経過

一九七五年以降の北教組婦人部活動の重要な柱の一つである女子教育問題はどのような経過から提起されたのかまず追ってみよう。

一九七四年日教組の教育制度検討委員会報告『日本の教育改革を求めて』が現在の女子教育の中で、憲法や教育基本法が示した理念が完全にスポイルされていると分析したことを契機に同年の日教組婦人部定期総会で「婦人解放をめざすための女子教育のとり組み」を決定し、中央・都道府県段階に女子教育問題研究会を発足させている。

「戦後三十数年日本の教育は、戦前・戦中の国家主義を除去し、憲法・教育基本法をもとに民主主義を原理として展開されてきた。(中略)この中で人間形成のうえに最も基本となるべき男女平等の教育は万全であったとはいいがたい。むしろある面では完全に欠落していたのではない。憲法をはじめとする諸法規に男女平等が明記されてはいても、家庭・学校・社会のいたるところで不平等は今日まかり通っている。私達が未来に真に民主的で平等な社会を構想するならば、そのための思想形成は、現在の教育の

中で積極的に行われなければならない」(1) また「これまで取り組んできた男女共修の家庭科問題だけでは充分ではない」(2)。

このように、これまでの民主教育から欠落していたものへの見直しという意味をも持っているから、男性教師を含めてとり組まれる必要がある。従って二年間の婦人部段階でのとり組みの後、一九七六年度より全国教研「人権と民族」分科会の小分科会、七六年度より特別分科会、八〇年度より独立分科会となり、道段階でも同じような経過をたどって八一年第三次全道教研に一七分科会として独立した。

2. 女子教育とり組みの意義

女子教育の必要性が強調されるのはなぜであろうか。第一に女子特性論、役割分業論の一層の浸透がある。一九七六年全国教研に「二三才どまりの人生設計」と題した女子高校生の人生観が談議をよんだ。

「高卒後二、三年長くて四、五年勤めて結婚してやめる。四年制大学は一年位の勤めしか出来ないから、短大がちょうどいい。共働きは育児と両立しないからやらない」大分からのレポートだが、七六年北海道高教組が行ったアンケートでも七四%の女子高生が「結婚したら仕事をやめ育児に専念、その後余裕があれば仕事を持つ」と答えているし、日本の雇傭形態がM字

型を描くという事実からも「二三才どまりの人生設計」は一般化している。

現実には働く婦人の六五・七%は既婚者だから、自分の母親をはじめとして家庭と仕事に懸命にとり組んでいる同性を見てはすなのに、そこから自分の人生設計を描くことが出来ない、現実を見ていないといえる。自ら人生を切り開いてゆくという考えや戦後の民主主義の発展の中で獲得してきた婦人の権利を継承してゆくという観点を見出すことは出来ない。国の命ずるまま、夫の望むままに生きた戦前の婦人が負わされた苦しみを再び招来しないために、自らの考えて行動出来る人間形成が必要だといえる。

第二の意義として、現在進行中の政府の政策との関連である。自民党政府は自らの独占資本優位の政策が招いた財政上の行きづまりを福祉切り捨て、自助という方向で国民に転嫁する態度を一九八二年予算案で明確に示した。すでに七八年に、生理休暇の廃止、深夜業禁止の条項削除の方針(3)による母性保護の切り捨てを、七九年には育児、老親の世話、身障者病人は家庭で(4)と徹底的に家庭に依存する日本型福祉社会の推進を明らかにしている。核家族の増加、予測される高齢化社会の中での福祉切り捨ては女性の忍従を重要な柱としていることは否めない。政府の理想とする女性とは、高・短大卒後の賃

金の安い時期二、三年働き、結婚・出産を機に家庭に入って夫が働きやすい環境を作り、育児と老親の世話に専念し、その後あるいは余暇にパート・臨時の安上りの労働力として働くという労働政策にも合致する人間か、ボランティアなどの活動に参加させて国家責任の肩代りをさせるというもので、女子高校生の描く人生設計と酷似している。

これまでの歴史の中で政策的に切り捨てられてきた女性が独占資本の格好の餌食にならないよう、労働に参加することで自立を旨とする人間形成が重要な意味を持つてくるわけである。

第三に一九七九年の「婦人に対するあらゆる形態の差別撤廃条約」との関連での女子教育の重要性がある。前文「婦人に対する差別は、権利、平等および人間の尊厳尊重の原則を侵害し、婦人が男性と平等の条件で、国の政治的、社会的、経済的、および文化的生活に参加するうえでの障害であり」第五条において男女の固定的役割にもとづいた偏見・習慣の撤廃、第十条では男女平等の基礎として、教育のあらゆるレベルとあらゆる形態での男女の役割の固定概念の除去を課題として提起している。男女平等を真に内実あるものにする努力こそ、世界の進歩に貢献する道といえるであろう。

第四の意義は女子教育は家庭に対する男女両性の責任を強調しているが、これは今や国際的

な太い流れになっているので、より太く大きくする役割を果たすことになる。

一九六五年から六七年までの国際文書、例えば六五年のILOは「家庭責任を持つ婦人の雇用に関する勧告」にみられるように「家庭責任は婦人に」というとらえ方が主流となっていた。⁵⁾しかし一九七五年の国際婦人年世界会議メキシコ宣言以来「家庭責任は男女両性の責任」と変ってきている。⁽⁶⁾

3. 女子教育の現状と今後の課題

女子教育問題の中で定義づけられた自立とは、自らの労働によって賃金を得る経済的自立、自らの人生・行動を決定出来る精神的自立、生命維持のため生活処理の出来る生活的自立の三つが固く結合されたものであるとしている。

一九七七年初めて全道教研「民族と人権」分科会の分散会の反省には、意識調査が多く実践報告が少ないと指摘されているが、八一年の全道教研の発表は、質量ともに充実しており、女子教育の実践の広がりを感じることが出来る。

特徴的なことを抜き出してみよう。

一、男女平等に対する意識・差別の実態調査のためのアンケートがいせんとして多いが、問題の所在を明確にし、共通認識とするため、当然といえる。対象を生徒・婦人教師のみでなく男性教師(夕張・函館)、父母(日高)に広げて

いる。学校教育の場での男性教師の参加、社会通念を構成する父母の協力あるいは意識変革等の必要上、今後もとより組みの発展段階ごとになされていくだろうと思われる。

二、女子教育推進者としての婦人教師の意識はどうか。札教組レポートによると全体の中に占める婦人教師の比率三二・八%、担任中に占める比率三五・五%(男性教師が総務などを担当するため)ただし低学年に集中して高学年を希望しない理由に「時間数が多い。家事・育児との関連で」「生活指導に精神的・肉体的疲労」「修学旅行卒業式をひかえての精神的肉体的疲労」をあげている。

家事・育児を背負いこんで、全力投球できない溜息が伝わってこないでもないが、自ら女の中に逃げこんでいる要素はないか。

夕張の調査で、女子教育とり組みの中で「議長」の輪番制など男子と同等にやりたいが一九七八年四三%、八一年五四%と婦人教師としての目ざめが広がりつつあることを知ることが出来る。婦人労働の中で権利獲得のリーダーシップをとってきた誇りを持って、労働権を確固たるものにして欲しいと願う。

三、男性教師の意識はどうか。夕張レポートによると「仕事の中で女だからだめだと感じたことがない」四八%「母性保護当然」八三%「男女同一給与当然」八五%としながら共働きにな

ると「できることならしない方がよい」三八%（函館四九%）となる例からみて、たてまえや理論として男女平等を理解出来ても本音の部分でついでいていない教師が多いというのが現状かもしれない。

二、教科を通しての実践がふえていく。

前年のとり組みに続いて教科書の中の役割分野のチェックが進められている（北空知）。

小学校社会科（旭川・北見）や国語（留萌）の中で労働の意義を教える試み、中学校公民歴史の中に女性史を位置づけた例（北空知）がある。これらの実践がモデルとなつて北海道のみならずまでとり組まれること、全教科の実践モデルが作られることを期待している。

ホ、母と女教師の会がとり組んだ経験が上川支部比布支会から報告されている。

女子教育問題を主課題として二三支会のつどいを成功させ、上川大会には五〇〇名の参加を得ている。母親のレポートより、男性教師の参加（全体の四%）等、先進的な実践といえる。

大会で「せめて弁当は自分で」「女のくせに、男のくせにといわないこと」を確認、実践をつみ重ねていこうという意欲を伺い知ることができる。上川支部の発展とこのとり組みが普遍化されることを期待するところである。

へ、高校生対象の意識調査が釧路から報告されている。結果そのもの、高校についてのレポ

トが唯一つということに問題を感じている。高校の場合、婦人教師の占める率が低いのでやむを得ないという側面はあろうが、社会の入口に立っている生徒故に対策が急がれるのではないかと。

男女共学であり表面上平等に扱われてはいるが、女子生徒の三四%が結婚後家事専従・結婚と仕事の両立を考えるもの一九%と「二三才どまりの人生設計」が主流となる。男子生徒は「将来自分の妻が働くこと」に賛成・しかたがない三一%、出産まで三一%、一生一九%であり母親の六〇%が仕事を持っていて大半は「家計のため」と推察出来ているが、「母親が何のために働いているのかわからない」一九%、「自分にプラスになっているのかわからない」五〇%という結果を示している。

働く母親を目前にしながら、現実を見きれないというのは単に受験体制のゆがみとらえていいだろうか。

課題

イ、高校教育の中にもっと広げる必要があるのではないか。高教組、私教組（私立女子高が果たしている役割の検討が必要）との連携が必要であろう。一九七五年より全国高校女子教育研究会が開かれ、昨年で六回を迎え体系的とり組みが蓄積されている。学びとっていく必要があるだろう。

ロ 教科活動の中に民間教育団体の経験や実践を生かしていけないだろうか。特に家庭科は直接、生命維持、家庭の理念等人間の基本に関わる教科であり、役割分業意識克服の格好の教科である。家教連の経験、実践に学ぶことは多々あると思う。

ハ、家庭科共修問題が男女相互のり入れで前進したとはいえ、高校女子のみ必修は変っていない。高教組がとり組んでいる男女共修の闘争との連携は必要であろう。

ト、中学校で教科、特別活動を通じて男女平等の意識を培い、高校で科学的、体系的知識をもって総仕上げが行なわれ、社会通念に打ち負かされることのないエネルギーを蓄積させて飛び立っていく姿を望んでいる。

ニ、男性教師が役割分業論を克服し、共同の実践者となるには道はあるかの観はあるが、共に民主教育をすすめてきた仲間である。実践を通じて働きかけていくことが必要であろう。

注

- 一、女子教育問題研究の手引き―その推進のために
一九七七年五月一日教組女子教育問題研究会
- 二、女子教育もんだい研究―一九八〇年一二月
日教組女子教育もんだい研究会
- 三、一九七八年労働基準法研究会報告より
- 四、一九七九年家庭基盤の充実に関する対策要綱より

五一九六六年ユネスコ『婦人の地位に関する勧告』
で「家庭責任を持つ婦人教師」一九六七年『婦
人に対する差別撤廃宣言』で「家庭とくに子の
養育における婦人の役割に留意し」という言い
方になっている。

六一九七九年『婦人に対するあらゆる形態の差別

撤廃に関する条約』前文「すべての分野で、婦人
が男子と同等の条件で、最大限に参加すること」
一九八一年ILO勧告も「家庭責任を有する労働」
になっている。

(ふじい まゆみ)

札幌婦人問題研究会)

非行・暴力から子どもを守る運動

はじめに

最近の非行の傾向は、戦後第三のピークと表
現されていますが、北海道も同じ状態で、道警
少年課の資料によると、八〇年中の補導人員は
一万七三九人と、前年にくらべ、一四・九%
もふえています。昨年新聞やテレビなどにとり
あげられた大きな事件をあげてみますと、二月
上旬、札幌市西区手稲東中学校の校内暴力事件
を皮切りに、六月上旬、中学一年の少年がおこ
した札幌市真駒内緑町団地のエレベーターの中
での幼女傷害事件、更に六月末、釧路管内浜中
町の霧多布中学では、相つぐ校内暴力を警察に

渡 辺 昌 子

通報したことから、生徒十四人が補導され、学
校も四日間の臨時休校に追いこまれるなど、中
学生の荒れている状態が一つの特色でした。ま
た九月下旬には、登別大谷高校で、高校一年生
が教室内でさいいなことからケンカをし同級生
を死にいたらしめる事件などもおこりました。
このように新聞にとりあげられた事件は氷山の
一角で、トイレがこわされる。陰湿ないじめが
横行する教室内で授業が成り立たないといった
ような状態は、あちこちから出されています。

一、アピール 申し入れ

新婦人の班会、支部委員会、常任委員会など

集ってはなしがはじまると、まず子どもたちの
大変な状況がふき出すように出されてきます。
新婦人道本部は二月上旬の手稲東中の問題をき
っかけに、また同月中旬に開かれた第六十五回
中央委員会の方針をうけて、二月二十八日、三
月一日、第三回道本部委員会をひらき、アピ
ール「子どもたちを非行から守り、心身ともにす
こやかに育てましよう」を確認しました。
新婦人の会員自身のとりくみの基本点四つを
おさえながら

①会員同志困った時に本当にたよりになれる仲
間になりましよう。

②子育て小集会、教育懇談会、スライドを見る
会など、集って心を開いた話し合いをおこな
い、子育ての知恵を交流しましよう。

③そして会員一人一人が子育てに見通しを持っ
た親になり、子どもを暖く見守り自立へのし
つけをきちんとしていきます。

④一人では子どもは守れません。新婦人には
いって見通しある子育てを”と仲間をふやし
すべてのおとなが手をつないで子どもたちを
守る運動がひろがっていくよう力をつくしま
しよう。

八一年三月十日 道教委、北教組、高教組、
私教組、全道労協へ合意運動をひろげる立場で
申し入れをおこないました。

三月上旬には、非行問題学習懇談会をひらき

四月から七月 新学期を迎えてPTA問題の学習交流会、子どもまつりのとりくみ、平和はがき運動のなかでの学習活動、北海道母親大会へむけての学習、小集会活動などすすめられました。母親大会の「子どもの自殺・非行・暴力」の分科会は百名をこす参加者があり、道内各地の深刻な状況が浮きぼりにされました。

二、教育講演会「子育てを考える つどい」のとりくみ

八一年六月二十五日、新婦人中央本部でも、アピール「非行・暴力から子どもを守り、身心ともにすこやかに育てるために」を出し、子どもたちの現状に心をいためているすべての善意の方々と手をつないで全国的に運動を大きくひろげましょう、とよびかけました。その運動の一環として、映画「教育は死なず」の上映運動、教育講演会、「子育てを考えるつどい」がはじまりました。北海道でも、若林繁太、須長茂夫、秋葉英則の三先生をお迎えして、七月十三日～二十一日道内十四ヶ所で、参加者総数、二千五百名にのぼる「子育てのつどい」が開かれました。道本部では、新聞・テレビ各社に報道依頼、各教職員組合には「つどい」への参加、非行をなくす運動参加など申し入れを行いました。北海道新聞には「つどい」のお知らせ、西区民センターでの若林講演の様子などが記事としてのり、N

HKでも昼のお知らせの時間に報道されたりしました。

各会場ごとに創意あふれる宣伝、おさそい活動がくりひろげられ、どの会場も予想を上回る参加者で、子育てになやみよいお話を聞いて参考にしたい、という婦人の要求の強さを如実にあらわしていました。札幌の西区民センターではトップの開催とあって、道新の報道でみたという男性も含め、学年PTAの委員が全員参加するなど、八十名の会場に二百人があふれ、区民センターの館長さんからも「よいお話ですね」と期待がよせられました。岩見沢では、六十一才のおばちゃんも参加され、孫の子育てに悩んでいる話が出されました。夕張では、半分が父子、母子、養父母家庭というようなきびしい生活実態の中から子どもたちをどう守っていったらよいか真剣な話し合いになりました。須長先生は、今の経済中心の情勢をしっかりとらえ、子どもたちには家庭内の仕事を責任をもって分担させるなど労働することによって、身体的にも精神的にも自立できる子どもに育てることが必要と特にその中で父親の果す役割、家庭内の民主化の大切さを強調されました。

このとりくみのなかで、感動した参加者十八名が入会し、三十一名が新婦人しんぶんの読者になりました。この時すぐにははいられなかつ

たけれど、次の「教育は死なず」上映運動や、要求別小組の誕生のなかで入会されるなど、子育てのポイントはこた、と一緒に考えあい、感動しあったつながりは、子どもを守る力の発展へとひきつがれていきました。

三、映画「教育は死なず」のとりくみ

「子育てを考えるつどい」の成功を力にして八月から十二月、映画「教育は死なず」の上映運動にとりくみました。この映画は若林先生が何回も話されているように、どんなに非行を重ねてきた子どもであっても、また何度裏切られても「だめな子はいない」とひたすら教育の心を求めて体当りでぶつかる教師集団を感動的にえがいています。その教師集団の中で子どもたちはお互いに助け合う努力をはじめ、学ぶ喜びと生きる勇氣、自立の心と社会を見る目の正しさを身につけていきます。そして子どもの変化を通して父母も変っていく姿は、子どもの成長にとって今何が求められているかを問いかけています。

子どもたちの現状に心を痛めているすべての善意の方と手をつなぐ、子育て合意運動の一環として、学校、教職員組合、労組、民主団体、PTA、町内会、町内会婦人部、青少年育成委員など、幅広い団体、個人に六月二十五日アピールと一緒によびかけ、九月十四日「教育は死

ならず”を成功させる会を結成し北星男子高校長、松田平太郎氏が会長をひきうけてくださいました。青少年育成委員北区新琴似地区会長、西区発寒地区会長の出席もあり「映画を成功させるだけでなく、子どもたちを非行から守るために、地域ぐるみのとりのくみを発展させていきたい」などの積極的な意見が出されました。

九月二十七日、札幌市民会館で行った有料試写会には約七百名の方がみにこられ、その中には、小・中・高校の校長先生をはじめ学校の先生方、青少年育成委員関係の方などの姿も多くみられました。

教師をめざしている学生さんからは「教師に一日も早くなりたくなかった。生徒を信じることが大切だとつくづく感じた」

現実と格闘し、苦悩している教師からは「いままでに、これほど教育のすばらしさを教えられ、教師としてやっていく勇気をふるいたたせられたことはありません。」

母親からは「出来の悪い子どもを持つと、親のていさいで、お前だけどうしてこんな人間に生れてきたの」とせめていきましたが、この映画を見て教えられました。」など数多くの感想がよせられました。

十月中旬上映開始と予定されていましたが、不況と右傾化の世相の中で、民主的な映画の観客の入りが悪くなっているのを反映して、なか

なか上映館が決定せず、全道トップ上映の室蘭が十一月十七日・二十六日、札幌・小樽・苫小牧・函館・北見・三笠は、十一月末から十二月に上映と、観客の入りの一番悪い時期になってしまいました。しかし各支部とも例年にならない厳しい寒さの中で、PTA、教員組合などに足を伸ばし、夏の若林、須長、秋葉、岸本講演会に参加して感動した方々が積極的にPTAでの知り合いなどに協力券を普及していきました。年内上映は上記の七市、総計一万二千名の観客がありました。

札幌東支部では、PTAでの知り合いの方にすすめたところ「こんなすばらしい映画生れて初めてみた、その晩夢にまでみた」と感動、PTAの運営委員会の中でも話題になり、協力券普及への大きな力になりました。その後地下鉄の中でつっぱりスタイルの子どもたちをみても、あの子どもたちにも云い分があり、考えていることがあるのだなと思えるようになった。人を信じる大切さをひしひしと感じたと話しています。

札幌南支部では、会員数の三倍の協力券を普及、若林先生の講演会と一緒にいった方を八月の試写会におさそいしたところ「すばらしい映画」と感動し、PTA関係その他知人に積極的に声をかけ、一人で三十枚以上の協力券を売ってくださいました。そのエネルギーを生かし新

婦人にはいってご一緒に子育てを、と訴えたところ、十一月十五日の非行シンポジウムにも参加しその場で入会されました。

四、非行・暴力から子どもを守るシンポジウム

春からとりくんできた運動の一定のまとめとして、十一月十五日、札幌市の自治労会館でひらき、父母、教師など百余名が参加しました。

北星余市高校の深谷哲也先生は「非行・暴力の追放と学校づくり」、全司法家庭裁判所の重藤一郎先生は「子どもの非行をどうみるか——中学生を中心に——」とそれぞれの立場から問題点を提起されました。

深谷先生は、同校の教育実践をふりかえりながら、高校の学校間格差のある現在、中学では全員が学力によって序列化され、無気力で何をやっても喜びのない子どもがつくられている。私学にいく子どもたちは自分をあきらめているのが多く、体力も気力もなく人間性をとりもどさせるには大変な努力が必要、一方エリートといわれている子どもたちにも、人間的なゆがみがでてきている。と今の子どもの現状を指摘されました。

さらに今の非行問題の根元にある重要な点として、学校の中に暴力支配をはびこらせないと、暴力集団がひろがると生徒の中の民主主義

がこわされ、正義が通らなくなっていく、小さなうちに暴力の芽をつみ、教師の信頼が回復してくると、子どもたちの目つきも柔和になり生き生きとしてくる。そのためにはまず教師ががんばること、と教師集団の団結の大切さを話されました。そして親もひとまかせでなく、子どもに対して責任のもてる親になることが重要と指摘されました。

重藤一郎氏は、非行少年のレッテルをはることは、新たな暴力をさそうことになっても解決にはならないこと、教師や父母がみずからの教育権を国家権力にゆだねることなく、おとなの責任のとりかたを子どもにも示すこと、生活レベルでの基本的なしつけをしっかりつけることの大切さを話されました。

次に母親の立場から、中学三年の我が子を立ち直らせた経験も話され、深い感動をよびおこしました。

「家出やシンナーをくりかえす、自分の子ども一人だけを立ち直らせることはできない。息子の仲間の親を一人ずつ訪ね、親がかわらないと子どももかわらぬ、とそれぞれの家庭の問題をじっくり話し合い、新婦人の会にはいってもらい五人で班をつくりました」

「能重先生の『非行を防ぐ』のスライドをみたり、同じなやみをもっている同志ということ、だんだん本音で話せるようにしていった。

そして気がねなくよその子どもも叱れるようになった」

「自分の子どもも含めて、つっぱっている子どもたちはみんな感性にたけたよい子ということがわかってきた。それだけに仲間を見捨てられないで、今の体制に反抗しているのだと思う。子どもたちの心を本当に理解していったら、目つきもやわらかくなり、ひたいのそりもなくなり、ズボンもストレイトになっていった」

「能重先生の講演会をひらく責任者になり新婦人の班に、また会場の周辺の中学校にチラシとアピールをもって訴えて歩いた。夫も聞ききて、講演会は大成功した。おとなが輪になって子どもをとりもどすことで生きる力を与えることができる」と信じます。」

親と子どもの一対一のぶつかり合いでは子どもはとりもどせない。同じなやみをもった親を説得して新婦人の会に入会してもらい、親も集団になってとりくんでいった道筋は、本当に教育的でした。

このあと母親、教師の発言が続き、市長が先頭にたった運動にまで発展した稚内の教育運動の経験が語られ、非行をおかした子どもを汚いものを見るような目のない街づくりをめざしている報告は地域ぐるみの運動への展望を示しました。

シンポジウムの中身はどれもこれもすばらしい。

く、南区の方、東区の方と感動したお母さんはその場で新婦人の会に入会されました。また集会には参加できなかったけれども、同じようにつっぱった子どもをもって悩んでいる母親が、テープを聞いて父親と話合ったり「教育は死なず」の協力券を、子どもの行っている中学校の先生方に贈って、先生方との話し合いを深めたり、など波紋は次々にひろがっています。

五、子育て小組みの誕生と発展

夏から秋にかけて次々にとりくまれて、教育講演会、映画、シンポジウムは、まず会員一人一人の子育てのなやみにこたえた質の高い中身であっただけに、参加した会員は、新婦人にはいってよかったという自信とよるこびを大きくもつことができました。そしておさそいした方からは、PTAや町内会などの催しでは得られないすばらしい内容で新婦人の会ってよいことをする会ですね、と賞讃の声がよせられ、新婦人にはいってご一緒に子育てをよびかけたなかに誕生していききました。

算数教室小組、国語教室小組、PTA小組、幼児小組、小学生小組、中学生小組、など八一年秋の行動月間中に誕生した子育て小組は集約分だけで八三組、一九四名の会員さんがふえています。

つっぱり気味の子どもをもち、何とかしたいという願いで非行シンポジウムに参加し新婦人に入会した方たちによって誕生した札幌東支部の中学生子育て小組では、非行を防ぐのスタイルをみて話し合う、我が子は中学生をよみ話し合う。高校の先生をかこんでの懇談会など、月二回の集りをとても大事にして、生き生きした活動をひろげています。

十一月に板谷監督を迎えて子育て集会をひらいた札幌中央支部の班では、新しい会員さんが本当によかったと感激し、仲間をふやして子育て小組（幼児組、小学生組）をつくりスライドをみる会、先生をかこんでの懇談会、平和の学習会など、活発な活動が進み、その中でまた仲間がふえています。

我が子が元気でびのびとかしこく育ってほしい、これはすべての母親の願いです。この願いを実現するためには、身近かなところで、学び合い行動していく母親の小さな輪を次々にふやしていきましょう。新婦人にはいつて見通しある子育てを、そして子どもたちを最大の非行、暴力である戦争から守りましょうと、ねばり強く活動を進めています。

（わたなべ まさこ

新日本婦人の会道本部）

北海道の保育の実態とこれからの保育運動

一、はじめに

昨年末、保育関係者の主催で二つの集会が札幌で開かれました。一つは、十月二三日、「スロップ・ザ・福祉政策の後退」をスローガンにした全道緊急集会（主催・道社協保育協議会、北海道保母会、札幌私立保育所連合会）で、全道から四〇〇人が参加。もう一つは、一二月四日、「保育の危機から子どもを守る一二・四札幌保育決起集会」（主催・札幌保育労組など九団体の実行委員会と二七賛同団体）で、三〇〇人が参加しています。

これは、昨年七月十日にだされた第二次臨時行政調査会（第二臨調）の第一次答申で、保育所が名ざしで攻撃され、これをうけた厚生省の八二年度予算要求が前年より大幅減額という異常事態に、経営者、保育労働者、父母などが立ち上がった集会でした。

土 岐 由紀子

北海道においては、一九七六年、立ち遅れた北海道の保育実態を明らかにし、保育運動の前進をスローガンに全道保育団体合同研究集会実行委員会が結成され、全道集会と「北海道の保育白書」が発行されて今年で七年目を迎えます。この集会を契機に、遅れていた保育運動も活発になり無認可保育所、保育労働者、学童保育の全道組織が作られ、北海道の保育行政の充実のため奮斗してきました。しかし「日本型福祉社会」（注一）、「都市経営論」構想の出現で七〇年代の保育運動は新しい局面を迎え、八〇年代の保育のあり方が問われています。

ここで北海道の保育実態と運動をふり返り、今後の保育運動を展望してみたいと思います。

二、依然として遅れが目立つ

北海道の保育実態

「七六年北海道の保育白書」では、北海道の

(表1) 人口1,000人当りの園児数

		保育所	幼稚園	合計	備考
75年度	全国平均	14.23人	20.48人	34.71人	
	北海道	8.68	12.55	21.23	ワースト1
	山形	10.51	11.45	21.96	" 2
	石川	36.84	11.91	48.75	ベスト 1
80年度	全国平均	17.29	20.87	38.16	
	北海道	11.53	15.61	27.14	ワースト1
	山形	13.59	15.10	28.69	" 2
	石川	42.04	11.17	53.21	ベスト 1

※ 保育所 12月現在、幼稚園 5月現在

保育が全国最下位とその劣悪な実態を告発していますが、この間の幼稚園、保育所の整備状況を点検してみたい。

(1) 保育所・幼稚園の整備のおくれ

表1を見ると、保育所と幼稚園の両方の整備状況は、依然として最下位です。しかも月形町など二八町村(五六年四月一日現在)が保育所

(表2) へき地・季節保育所開設状況

	名称	カ所数	入所人員	備考
76	へき地保育所	カ所 435	人 15,806	季節保育所は春秋2回開設
	季節 "	延べ 580	19,188	
78	へき地保育所	435	14,408	
	季節 "	延べ 491	16,020	
80	へき地保育所	435	13,022	
	季節 "	延べ 392	13,095	

未設置、乙部町など七六市町村(五六年五月一日現在)で幼稚園未設置、両方とも未設置は浜益村など一七町村にもなっています。また、この不足をへき地・季節保育所、事業所内保育所、そして札幌の仲よし子ども館、旭川の通年制保育所等の法外施設でカバーされてようやく他県並というのが実態です。(表2) 広大で過疎化の著しい北海道で、集団保育の場を求める親の声は切実です。

これに対し道は、五三年度からスタートした北海道発展計画(五三、六二年度)に基づき、保育を必要とする児童の全員入所、未設置地域

と無認可保育所の解消をめざしています。幼稚園は、北海道長期総合計画(五六、六〇年度)で五才児の就園率を六七%に(五四年度五六・四%)、四才児は四一%(五四年度三二・七%)に引き上げ、公立六〇園新設をうちだしています。

しかし北海道の実態をみたらならば、決して机上のプランだけではいけないことは明白です。市町村の財政状況や地域の実態、そして住民の要求で左右されるのです。たとえば、保育白書などで紹介されてきたへき地・季節保育所は、地域の突状に見合ったものとはいえ補助金は少なく公的責任はありません。幼稚園と保育所がともに「幼児の保育の場」であるならば、両者の調整や地域の実状に合った幼保一元化の積極策も北海道においては必要です。しかもこれらの計画は、定員われ(園児減)や臨調答申でもう壁におつかっているのです。

(2) ふえる民間依存

第二臨調の答申は民間委託を大きな柱にしていますが、公私の状況をみてみたいと思います。幼稚園は、圧倒的に私立に依存しています(表3)が、保育所も随分私立に依存してきています(表4)。札幌市は、政令指定都市でも革新自治体が保守にかわってきたことで拍車

(表3) 幼稚園の推移

	公立		私立	
	園数	園児数	園数	園児数
53年度	86 (17%)	8,021人(10.04%)	428 (83%)	71,853人(89.96%)
54 "	91 (17%)	8,232人(9.93%)	443 (83%)	74,640人(90.07%)
55 "	92 (16.8%)	8,302人(9.64%)	456 (83.2%)	77,794人(90.36%)

(表4-1) 保育所の公私比較

	公立	私立	合計
50年度	カ所 375 (64.88%)	カ所 203 (35.12%)	578カ所
55 "	カ所 496 (62.23%)	カ所 301 (37.77%)	797 "

かけられてきているようにです。
 三、入所をはばむ高額の保育料
 (1) 保育所
 国は、保育にかかると費用は父母負担を原則

(表4-2)

	全道		札幌		旭川		苫小牧		岩見沢	
	51年度	56年度	51 "	56 "	51 "	56 "	51 "	56 "	51 "	56 "
公立	182カ所	221カ所 (+93)	27	32 (+5)	6	6 (+0)	10	11 (+1)	2	2 (+0)
私立	157カ所	256カ所 (+99)	87	116 (+29)	12	30 (+18)	3	10 (+7)	5	13 (+8)

とし、毎年、「保育料徴収基準」が引き上げられています。二月八日の衆議院予算委員会で共産党の栗田議員は、給料は七%しか上がっていないのに所得税は二%上がり、そのため保育料は三九%も引き上げられるとして、徴収基準の引き下げと所得税の減税を追求しました。高い保育料は入所をさまたげ、現に政府の調査でも入所希望者二七〇万人のうち、年一三万人もが入所を縮めているといえます。(赤旗八二年二月一九日付)

このように国の基準は余りにも高すぎ、札幌市は「まけてやっていると」と言うけれど生活実態に見合った保育料は住民の切実な願いです。しかし道内の保育料は高く、国基準どうりの保育料は一三市町村もあり、一年おくれの保育料も多いのです。しかも臨調答申では、道内で最も多い階層のD4まで全額徴収と言っているのですから深刻です(表5)。

保育料値上げ反対運動は各地で起きています。一昨年旭川市と豊浦町で値上げ幅を切り下げさせています。

旭川市では、五五年度の保育料を三才未満で平均三五%、以上児で二%もの大幅な値上げ案が提案されましたが、「旭川保育をよくする会」などの市交渉、街頭宣伝、署名等の幅広い活動の盛り上がりにより、平均一八・七五%アップにとどまらせるという成果を上げ、全道の保育運動を励ましました。

高い保育料は認可保育所から子どもをしめだし、公的保障を回避する役割を果しますから、これは保育運動の最も重要な課題です。

(2) 幼稚園

幼稚園が圧倒的に私立に依存しているのは、前述のとおりです。では、父母負担の公私格差はどうなっているでしょうか。道教委の五六年度調査では、公立の保育料は最高八五〇〇円、最低一五〇〇円で平均四二五〇円に対し、私立は九〇〇〇円前後、年間で公立が五万三〇〇〇円、私立は一四万円弱と大きな差があります。しか

(表5) 費用徴収階層別保育所入所措置児童数

差引 (56年-55年)	費用徴収階層別保育所入所措置児童数												合計					
	A	B	C1	C2	C3	D1	D2	D3	D4	D5	D6	D7		D8	D9	D10	D11	D12
55.4	1,275	59,467	29,222	4,416	4,491	2,367	3,706	4,292	7,102	39,422	27,966	1,819	1,276	10,446	768	604	1,589	50,357
56.4	1,370	58,677	27,577	4,218	4,232	2,402	3,516	4,152	7,131	41,509	26,800	1,853	1,321	10,888	850	683	2,171	50,441
95	△79	△165	△198	△259	35	△190	△140	29	208	△116	34	45	42	82	79	582	84	
	△79	△165	△198	△259	35	△190	△140	29	208	△116	34	45	42	82	79	582	84	690

(札幌市除く)

(表6) 私立幼稚園管理運営対策費補助の推移

年度	予算額	補助額	
		1園当り	学 法 学 其 他
49	千円 127050	55万円 18 "	
50	159900	" "	60万円 18万円
51	753403	園 児 1人当り	" "
52	1264427	"	学 校 めざす園 其 他
53	千円 2120458	園 児 1人当り	学 校 其 他
54	3107036	"	" "
55	3601207	"	" "
56		"	" "

補助があります。私学助成運動の大きな盛り上がりで補助金は他県並に引き上げられてきていますが、園児減や私学助成攻撃の中で雲行きはあやしくなっています。

四、北海道における ベビーホテル問題

度重なる子どもの死亡事故、マスコミのキャンペーン、国会での審議、そして重い腰を上げた厚生省が立ち入り調査を行ったのが一昨年十月。

この間、臨調答申も加わり保育行政

は大きくかえられようとしています。その発端となった「ベビーホテル問題」は、保育を営利の対象にする託児施設への批判とその存在をゆるした貧困な保育行政を追求しましたが、北海道でも都市部を中心に広がりつつあります。

民生部調査(表7)では不十分なので、札幌と北見の例を述べてみます。

札幌市では、三回の調査(施設・設備・保育内容・利用時間)を行い、文書および口頭で指導しています。そして厚生省の「無認可保育施設に対する当面の指導基準」(五六年七月二日付通達)に従い、四七カ所が事実上認知されています。この結果、札幌市の子ども達は、公立、私立、指定無認可(職場保育所)、無認可の四段階に振り分けられ、その格差は保母、親、子どもの犠牲でうめられているのです。しかも市の調査に先がけて行った和気ゆいさんの調査(八一北海道の保育白書)では、保育に欠ける子どもが多数利用しているのです。

北見市では、昨年くらいから無認可保育所有がふえその規模は大きくなってきています。長年公立の保母が保育運動の中心になってきていますが、産休あけ保育、保育時間、保育料の改善の要求も強く、公立から子ども達がタクシーで

も札幌市の場合では、私立の父母負担はこれにとどまらずその他の負担も多く、パートにできるお母さんも増えているといえます。

私立に対する補助は、法人に対する管理運営対策費補助(表6)、父母に対しては就園奨励費

(表7) 北海道民生部調 (1980年11月)

ベビー ホテル数	経営主体			児童数 (25施設分)	年令別内訳					
	個人	法人	計		0歳	1.2歳	3~5歳	6歳以上	小計	年令詳
カ所 36	カ所 36	—	カ所 36	人 518	人 57 (11.4%)	人 189 (37.9)	人 250 (50.1)	人 3 (0.6)	人 499 (100)	人 19

保 育 時 間					日曜、祭日の保育		保育担当者 (25施設分)				
24時間	朝～夜	夜間のみ	その他	計	有	無	有格	資者	無格	資者	計
カ所 12 (48%)	カ所 11 (44)	カ所 2 (8)	—	カ所 25 (100)	カ所 10 (40%)	カ所 15 (60)	% 50	% 50	% 100		

建 物 の 状 況						平 均 保 育 料		
地下/ 階	1階	2階	3階	4階以上	計	月極め	1日当たり	1時間当たり
—	カ所 13 (52%)	カ所 9 (36)	カ所 3 (12)		カ所 25 (100)	円 29,200 23施設分	円 1,900 12施設分	円 470 17施設分

函館市	岩見沢市	旭川市	網走市	室蘭市	帯広市	釧路市	札幌市	合計
2カ所	2	2	1	1	3	2	23	36

親の職場保育所へ通うという二重三重保育の実態もあります。これらに手をさしのべない限り劣悪な施設が繁盛するでしょう。

さて、札幌市は、新年度夜間保育所一カ所（合計二カ所）と延長保育を各区で一カ所実施することを明らかにしました。（3/2議会で市長答弁）実施内容がまだ明らかにされていませんが、厚生省の基準を見る限りではさらに運動が必要です。

五、北海道の子どもをめぐる

状況と保育運動

道民の生活は、国と堂垣内道政の基幹産業切りすて、教育・福祉切りすて政策の中で大きく変化し、その破壊は深刻です。三二万人といわれる季節労働者（家族も含めると一〇〇万人）の不安や自殺者もでている酪農等、その実態は子ども達の生活や発達、生命さえ脅かしているのです。たとえば、石油中心のエネルギー政策は炭鉱の街をかえ、夕張市、歌志内市、芦別市は人口の減少が著しく、昨年の北炭夕張炭鉱の大惨事は下請労働者や地域住民の生活を窮地に追いこんでいます。夕張市のこぼと保育園では昨年四月に定員を六〇名から五〇名に減らしたものの十月は四五名、一月には三九名となり来年度の見通しは全くたないといえます。勿論子どもの減少は、保育労働者にとっても死活問

題です。

さらに交通事故死（半数は子どもと老人）や離婚率は日本一であり、核家族化の進行や少ない集団保育の場等の中で、なんとかしなければという自衛のあるいは行政の充実を求める運動が広がってきたのです。

(1) 国際児童年のとりくみ

一九七九年の国際児童年は、保育所に道民の目が注がれました。「酪農王国北海道」で保育所の子ども達がニュージールランドから輸入された脱脂粉乳を飲んでいゝという国際児童年北海道連絡会議の訴えは道民に大きな衝撃を与えました。折しも「赤い余り乳」を子牛に飲ませたり投棄したりし、販売促進のため農家からキロ当たり三五円の抛出金を集め堂垣内知事自らテレビで「もっと牛乳を飲もう」と訴えていました。我家で泣く泣く牛乳をなげ、娘は保育所で輸入ものの脱粉を飲む（標茶町）という悲劇が道民の怒りをよび、翌年五三七団体の牛乳飲用のための補助を求める請願が全会派の紹介で道議会に提出され、昨年七月に趣旨採択となりました。しかし堂垣内知事は、①国の責任ですべき②栄養的には十分③アンケートでは九四％の施設でなんらかのかたちで飲用されていると補助を頑く拒否し、道民の願いをふみにじっています。しかしこの運動は、幅広い層

の人達に支持され、運動も各地に広がり、別海士幌、標茶で牛乳給食を表現し、熊本県や神戸市にまで広がり児童年にふさわしい運動を展開しました。

(2) 大きい無認可共同保育所の役割

全道合研集会発足の翌年、早くも北海道無認可保育所連絡会（会長水島能裕）が結成され活発な活動を行っています。加盟園の所在地は、札幌（石狩町含む）、函館、旭川、小樽、釧路、帯広、苫小牧、富良野、名寄、稚内、士別、伊達、広島、十勝清水と全道に広がり他に池田町や今年四月に余市町にも作られています。大きな課題である道からの補助金獲得のため毎年対道交渉をもち、一九八〇年四月に道議会に請願をだしていますが、道は認可整備が第一、無認可への補助は筋力がいと冷たい。（全国的には一四府県が補助金実施）

毎年赤字運営に悩まされる無認可共同保育所は、保育行政の谷間におかれながらも北海道の保育に大きな役割を果しています。「子どもは待つてはいない」と自衛手段で作られ、劣悪な保育環境にも負けず父母、保母の必死の努力ですぐれた産休あけからの保育実践は認可保育所を刺激し、障害児保育、長時間保育等の要求に積極的にこたえています。また、豊浦町の「ちびっ子の家」のように、地域の保育センターの

役割を果し、函館つくしの子、釧路どんぐりの家などその奮闘ぶりは保育運動の牽引車の役割をも果しています。

この間、札幌のゆりかごを先頭に認可をかちとる園もふえ、昨年は岩見沢ひまわり保育園がついに認可を実現し、次は認可園での活躍が期待されています。

(3) 保育労働者を取りまく状況

貧困な保育行政のもと、保育を支えているのは保育労働者です。紙面の関係でここでは身分に関わる二つの問題を紹介したいと思います。

一昨年全国的な規模で会計検査院が保育所の監査に入りました。民間給与等改善費（注②）の不正請求の点検でした。①臨時職員（月二〇日以上、一日六時間以上）も含めた全職員を対象②へき地・季節保育所での勤務期間は対象とならないという指導を行いました。北海道で一番問題になったのは②です。今まで町職員（もちろん正職員）で保母の仕事をしていたと思っていたのが、対象外で勤務年数は一年も認められなくなったのです。無念の涙を飲んだ保母が道内で何人もいました。これは不正なのだろうか、法律上は確かに法外施設だが、役割からみても、道が認可し国からの補助がでる点からみても、不当とは思えないのです。

次に「無資格保母」に関する通達がだされ、

表8 保母試験の実施状況

(年2回実施)

	49年度	50年度	51年度	52年度	53年度	54年度
受験者数	2,260	2,358	2,572	2,554	2,250	2,318
合格者数	245	263	355	359	226	168
合格率	10.8%	11.2%	13.8%	14.1%	10.0%	7.2%

表9 無資格保母講習会開催状況(受講人員)

	札幌市	旭川市	室蘭市	釧路市	帯広市	計	補助額
53年度	480人	373人	63人	140人	一人	1,056人	1,000千円
54年度	449	329	27	一	131	936	1,000

(札幌は五六年三月)特別の場合を除き保育所での無資格保母は認められず、資格の取得が義務づけられました。確かに当然な事ではありませんが、この間の措置ではやむをえないこともありました。とにかく低賃金で劣悪な労働条件の中では、資格の有無より熱意のある人を求めざるをえませんでした。厚生省も三分の一まではと言っていました。保母養成校がふえ、専門職としての位置づけの声が高まり、優れた実践も積み重ねられてきました。しかし彼女達は、養成校にも行きそびれ子もちとなり、年もとリ、ガンバレの声援だけで保母試験をパスするとはいかなくなってきています(表9)。とは言え無資格でいいとはならず、当人だけではなく職場にとっても大きな問題になっています。

また、保育をめぐる危機の深まりは、保育労働者にもおしよせ、園児減(定員われ)は権利の切り下げにつながり、園児獲得競争は保育を商品化しゆがめています。

このような中で、民間の保育労働者の組織化と公立(自治労)などとの連携や、全道組織をもつ保母会や保母研の果す役割も大きくなってきています。

六、おわりに

さて、今まで北海道の保育行政の貧困さを述べてきましたが、問題は堂垣内道政がどこをむいた行政をしてきたのかということ。そしてそれを私たちが十分明らかにしてきたのかと

いう事も問われています。その点では、全道保育合研集会和白書の果してきた役割は大きいし、北海道合同教研も教育問題を乳幼児期から位置づけています。しかし残念なことは、保育全般に責任をもつ全道的な運動組織がまだないことです。

保育の危機は一層深刻化し、幼・保・学童のどれをとっても目まぐるしく情勢はかわり、「民間の活力」を入れた保育制度、人づくり政策としての保育内容等、日本の政治・経済情勢等と大きなかわりをもって進行しています。この情勢をどれだけ多くの人に伝え、運動を広げていくかが重要になっていきます。そして父母の会づくりや働く婦人労働組合での位置づけ、ここでは紹介できなかった病院内保育所や幼児教室、保健婦さん達のとりくみ等、子どもを守るとりくみの輪を広げることが急がなければならぬと痛感しています。

(注) 1 日本型福祉社会
一九七九年政府の「新経済社会七カ年計画」で「個人と家庭と近隣社会等の連携を基礎としつつ、効率のよい政府が適切な公的福祉を重点的に保障する社会」

(注) 2 民間給与等改善費
国からきている措置費(保育所を運営するための経費)の中の人件費は、勤続五年平均で給与計算がされている。S四八年から①公私の格差をなくする②勤続五年以上の部分を補うための制度としてつくられ、職員の平均勤続年数で三つの区分により私立のみに加算される。

(とき ゆきこ)

札幌保育労働組合)

札幌市の留守家庭児童対策と問題点

甲 斐 百合子

△はじめに▽

働く婦人の増加、子どもたちをとりまく環境の荒廃により、学童保育の要求は年々増える一方です。札幌市の留守家庭児童会増設ストップ、児童会館への一般的解消という方針の中で、親たちが自力で創りあげ、運営している共同学童保育は、昭和五十六年度で二七ヶ所にも増え、公立公営の留守児童会を上回る数になりました。過去二年間、学童保育連絡協議会を中心に、学童保育への切実な願いをこめた地域住民が①留守家庭児童会の増設と充実、②共同学童保育への助成、③このことを行政として責任をもって施策化してほしい、という請願を市議会へ提出してきました。

これに対して、昨年の一二月札幌市教育委員会社会教育部は、札幌市議会文教委員会へ新規児童健全育成事業案を提出してきました。しかし、提出された事業案は、私たちの基本的要求とはまったく異なるものであり、「公営と、民営の一元化」という名のもとに、札幌市が二十二年間実施してきた留守家庭児童会施策の歴史と

実績を全く無視したものでした。その上新たに「受益者負担」「運営委員会方式の導入」等により行政責任を回避しようとするものでありませんでした。

札幌市における留守家庭児童対策の歴史と役割をみる中で、新規方針の問題点についてふれてみたいと思います。

一、札幌市の留守家庭児童

対策のあゆみ

札幌市が、まったく無視したこの二十二年間の歴史と行政の責任は、どういふものだったのかをみてみると、だいたい三期に分けることができます。

1. 民生局所管の補助金事業

昭和三十四年カギッ子対策として民生委員の手によって始められました。学童保育としてのはっきりしたのではなく、地域民生委員や婦人会役員の手によって行なわれている事業に対して補助するというものでした。対象は一年生から六年生まででしたが欠損家庭、貧困家庭が

対象で共働き家庭の子どもたちは入れず、あくまでも監護に欠ける子どもを市がみてやるという形でした。

2. 文部省の留守家庭児童会育成補助事業

昭和四十一年度、文部省が留守家庭児童会育成補助事業を各自自治体への奨励策として実施しました。これを受けて、札幌市も民生局から教育委員会へ所管がえをしました。名称も留守家庭児童会と改め、主に小学校の空教室を使用して実施する形になりました。その後五年間で一〇小学校四児童会館で行われるようになりましたが、切実な要求をもつ地域住民によって共同学童保育が創られていったのもこのころでした。昭和四十六年文部省が留守家庭児童会育成事業を打ち切り、校庭開放を打ち出した時、札幌市も留守家庭児童会を校庭開放事業に解消しようという動きもみられましたが、住民の留守家庭児童会を存続してほしいという要望で、そのまま社会教育部の単年度事業として継続されることになりました。

昭和四十七年に札幌市学童保育連絡協議会が結成され、ねばり強い運動が続けられ、小学校内に留守家庭児童会が増設されることになり二ヶ所の共同学童保育も発展的に解消していきました。昭和四十八年には二十七小学校内に留守家庭児童会が増設されていきました。

3. 児童会館へ一般利用として解消

地方財政危機を契機に、増設要求を抑え、将来的には児童会館の一般利用という形で解消していくという方向を打ち出し、プレイセンター、地域ぐるみ児童健全育成促進事業等々の施策を実施してきました。

この間、働く婦人の増加、子どもをとりまく環境の荒廃により、学童保育の要求は高まり自主運営による共同学童保育は増設され続け行政の責任ある施策を求める声が大きくなってきました。しかし、共同学童保育へ助成をしてほしいという切実な願いに対しても、市は、「子どもを育てるのは親の義務、もっとも理想的な形で運営ですので、がんばってください。」とまったく無視しつづけてきたのでした。

二、働く権利と学童保育

共働き家庭では、子どもが入学を迎える時期になると、大きな喜びと共に不安がおそってきます。

ます。幼児期には、なんとか保育所に入所できたいへんだったけど安心して働き続けることができました。でも小学校に入学したらどうなるのだろう、四月は下校時間が早いし、今まで保育所にいた子どもがいくら小学校に入学したからといったって一日で自律しきれものでもないし。そしてたいてい夫婦の間で、仕事をやるか続けるかの話になっていくのです。

憲法第二十五条では、「すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」とあり、第二十七条では「すべての国民は勤労の権利を有し、義務を負う」とあります。不況で失業したり、賃金が低く抑えられている上に、物価はどんどん上がっていくという今の社会状況の下では、共働きをしなければ生活が守られないという家庭が増えてきています。母子父子家庭も増えてきている状況の中で、働く婦人の権利を守り、子どもたちの放課後の生活を保障していくのは当然、国や自治体の責任です。

三、子どもたちの発達を保障する学童保育 なかまの中で育つ子どもたち

働く親にとって、子どもたちが放課後ひとりぼっちですごすことを考えると、危いことに会うのではないか、淋しいおもいをするのではないかと胸が痛むおもいです。安心して働くことさえできません。

そこで働く親たちは、子どもたちが放課後豊かで生き生きと生活できるようにと、学童保育を創りました。

子どもたちはランドセルをしょって「ただいまー」と元気よくかけこんできます。おやつ作りもして、お友だちとおやつも食べます。お部屋のお掃除もします。そこは放課後の子どもたちの生活の場なのです。そればかりではなく、子どもたちの成長発達に合わせた、スポーツ活動、文化活動等々が異年令集団の中で計画され実践されていきます。

そこには楽しいことも悲しいこともたくさんあります。異年令集団と指導員の援助で、ひとつひとつのことを克服していく力強い、生活づくりの実践が学童保育にはあります。

みんなで躍るようになるう縄とびを、
「こんなもん簡単さ」と一気に三〇〇回以上も躍る範和君。「俺やだなー」といいながら躍んでみるけど、すぐひっかかってしまう光一君。
「おまえ、右手と左手の高さがびっこだもん、ひっかかるさ、やってみれ」と助言する拓郎君。
「苦しい、嫌だ。縄とびなんて、もうやめた。だれがするかって」とおこる幸子ちゃん。「最初はそうでも慣れると平気になるよ」となだめるお姉さんの菊子ちゃん。

こんなふう「やる」「やらない」という中で始まった縄とび大会が、二、三日もすると

「ただいま、先生ノきのう家で五〇〇回もとべたさ」「きのうの日曜日、光ちゃん家にきて練習したんだよ、ホラ右と左の高さ同じになつたら躍べるようになったしよ」「先生ノ幸子ね一〇〇回とんでも、そんなに苦しくなくなつたさ」と報告されるようになってきます。

上手な子がどんどん回数を増やしていくのに刺激され、目標を高めていく子、みんながやるならやってみようかなと恐る恐る始めてみる子。

そして最終大会日、本当は班競争だけど、本番になると、そんなワクもどっかへ行っちゃつての応援、全員が、とびきつた時には、皆なでとびあがって喜び合う姿がみられます。

異年令集団のお互いの力を伝え合う姿が、援助し合い、ひとつずつのりこえていく子どもの姿が学童保育の生活の中にはあるのです。

四、新規事業の問題点

私たちの求める学童保育は、(1)働く親の権利が守られ、(2)子どもの発達が保障されるという役割を充たすものでした。そして、それが国の制度として、自治体の責任ある施策として実施されることが私たちの基本的要求でした。

行政の責任回避

留守家庭児童会の増設をストップし、共同学童保育を認めずまったくの助成がなかった、札

幌市の方針から見ると、留守家庭児童対策であることを新規児童育成事業要綱の目的の中に明記したこと、共同学童保育への助成をしたことは大きな前進であります。しかし、あくまでも児童育成事業要綱であり、留守家庭児童対策事業要綱でないこと、札幌市直営ではなく、児童健全育成運営委員会への補助事業であること等は、基本的には行政の責任回避であり、これからの課題となっていきます。

1. 児童健全育成運営委員会の設置

この運営委員会の業務として、補助金の受け皿としての役割、事務事業の統轄のみを明記しています。このことからみても、自治体の合理化、民間への委託政策に他ならず、行政の責任回避が明らかです。

2. 受益者負担制度の導入

要保護者にも福祉は適用されるものであり、共働き家庭には行政が保護しなければならぬ義務はないという理論で受益者負担というシステムをとり入れてきています。内容の充実なくしての受益者負担であることも問題です。

これらの問題点をかかえた新方針ではありませんが、市が留守家庭児童対策をもつという方針である点に依拠して、私たちは今後①親の労働日に見合った実施か②留守家庭児童の放課後の

生活が守られているか③それを支える指導員の労働と生活が守られているか、これらの内容をどう行政の責任のもとに改善し充実させていくかの追及を運動として展開していかなければなりません。

追記

この四月から、市の「新規事業」はスタートしました。学保連に結集している父母・指導員は、「行政責任の明確化」と子ども・父母・指導員の権利擁護の立場から、ひきつづき、助成拡大、父母負担の軽減、指導員の増員、保育内容の改善・向上などを求めて運動を強めています。地区労・市職員組合の一部幹部が中心となつて突如「不払い運動」が提起され、父母の中にも若干の混乱がおきました。しかし、父母・指導員の多くは、いっそう結束して前記方針のもと、運動をすすめています。

(かい ゆりこ)

札幌市学童保育連絡協議会)

(II) 婦人とくらし・平和

北海道のくらしと消費者運動

— 灯油共同購入運動を中心として —

石川一美

一、つる家計の苦しさ

国民の四割「生活苦」、所得減少、節約でしのぐ——これは、厚生省がまとめた国民生活実態調査結果(表1)を報道した二月二十七日付道新一面の見出しです。この調査によれば、一世帯当たりの所得は、前年(五十四年)比六・四%しか伸びていないのに、五十五年の対前年比の消費者物価指数の上昇率は八・〇%、実質で一・六%も目減りしています。現在の暮らしについての意識は、「苦しい」としている世帯が四〇・一%あり(内訳は「大変苦しい」が一〇・九%、「やや苦しい」が二九・二%)、普

通」と答えた世帯は、五三・三%。この五三%の「普通」については厚生省でさえ、「国民の節約努力が浸透した結果を反映したのではないか」と説明しており、内実は決して楽ではないが、まあなんとかまわりと比べてみて「普通」と回答しているのではないかと思われれます。

新日本婦人の会の生活調査結果(表2)は、家計の苦しさは、年々強まっています。主婦の生みの声で顕著にあらわしています。

七九年五月には、前年と比べて、くらしむきが「変らない」と答えた人が一八%いましたが翌年は四%、八一年は〇・五四%と激減しています。これに対して「ひどく苦しくなった」人は、七九年五月の一二%から、約三倍の三八%、

三四%と増えています。さらに、家計のやりくりで削るところが、「衣類」はもちろんです。「食費」が年々比率を増しているのが目立ち胸が痛みます。

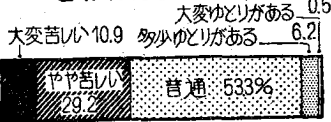
このデータにみられる七九、八〇、八一年は、七九年三月のイラン革命に端を発する第二次オイル・ショックに、大企業本位、国民犠牲のやり方で道民のくらしが直撃された時期でした。

七九年春に、一リッター三一〜三二円で買えた灯油は、五月以降、元売価格のあいづく値上げで月ごとに値上がりし、翌八〇年四月には一リッター八〇円にまで高騰しました。さらに八一年には、五月と八月の二度にわたる元売価格値上げで、一時は小売価格九〇円が出現、実に二年半で三倍にはねあがったのです。

北国のくらしに欠かせない灯油は、家計の上でもずっしりと重くのしかかり、年間一世帯一七万円(道内平均値一〇八五円でドラム一〇本)の灯油代は、年間の主食費の二倍にのぼります。こうした中で、道庁のアンケート調査(表3)によっても、高値灯油に対抗する涙ぐましい節約の努力と少しでも安く共同購入への期待が

(道新2月27日付より)

日本人の生活意識 (厚生省)



昭和56年

56年9月1日調査実施 (全国8000世帯対象)

表2 生活調査のまとめ

生活に対する意識を平均所得で見ると、「大変苦しい」世帯は二百八十三万二千円、「やや苦しい」世帯は三百二十三万円、「普通」の世帯は四百三十五万六千円、「ゆとりがある」世帯は六百六十九万四千円となっている。(年収)

新日本婦人の会札幌市内各区支部では、まともに八〇年十一月より灯油共同購入運動をはじめました。業者との交渉で

二、灯油共同購入運動のひろがり

つよまっています。

1. あなたの現在の生活は1年前とくらべてどうですか。

		79. 5. 1	80. 5. 10	81. 5. 10
1	良くなった	1.0%	1.0%	0.03%
2	苦しくなった	69%	43%	51.7%
3	ひどく苦しくなった	12%	38%	34%
4	変わらない	18%	4%	0.54%

2. 物価高を家計のどこを削ってやりくりしていますか。

		79. 5. 1	80. 5. 10	81. 5. 10
1	食費	15.6%	18%	20.2%
2	衣類	49.9%	54%	54.6%
3	レジャー	32.4%	34%	33.4%
4	その他	2.1%	8%	0.35%

3. あといくら収入がふえたら家計が維持できると思いますか。

		79. 5. 1	80. 5. 10	81. 5. 10
1	1万円	1.5%	0%	0%
2	2万円	9.4%	6%	0.58%
3	3万円	36.5%	27%	28%
4	4万円	14.8%	12%	18.9%
5	5万円	37.8%	40%	41.8%

※ 未回答、重複回答あり。(新日本婦人の会北海道本部調査)

- ① 価格は、話し合いで合意の上きめる。
- ② 配送は月二回、区ごとに日をきめ、一世帯の最低供給量は一回九〇ℓ(一八ℓかん五かん)以上。
- ③ 安定供給について最大の努力をする。
- ④ 決済は、毎月二〇日締切りの翌月二〇日まで各支部ごとに業者に納入。などの約束をかわしました。

表3 道庁の物価モニターアンケート(1000人対象 91%回収 56年12月実施)

- 暖房用燃料として灯油使用世帯 90%
- 灯油使用世帯の78%が「可能なかぎり節約している」
 - 節約方法「温度を下げた」 (28%)
 - 「暖房時間を短縮した」 (19%)
 - 「暖房効率を高めた」 (19%)
 - 「暖房部屋数をへらした」 (11%)
 - 「入浴回数をへらした」 (9%)
- 灯油使用量前年(55年)比 一世帯平均
 - 札幌 (一) 135ℓで年間 1,715ℓ
 - 北空知 (一) 36ℓで年間 2,178ℓ
- 40%の世帯が価格の安い店を調べたり共同購入に参加するなど対抗している。

価格は、はじめ一七七一円ではじめ、一二月より七〇円に値下げせました。各支部では、班ごと共同購入会員をふやし、灯油係を置いて、オーダーと集金、上納の体制をつくりました。八一年五月の元売値上げの折にも、五、六月は、交渉で価格をすえおいて喜ばれ、シーズン末までに四〇五世帯を組織しました。

今シーズンは、八一年八月一日からの不当な元売メーカーの仕切価格値上げ（円安による差損で石油業界は苦況という通産省のお墨付きで）に反対する運動からはじまりました。新婦人も加盟している全道灯油・プロパン値上げ反対連絡会では、八月末、道、市町村と共に国へ要請行動をおこない、九月一日には決起集会をひらきました。独自活動でも、それぞれの団体が署名、宣伝、企業、政府交渉をくりかえす中で値上げ反対の世論が盛り上がり、共同購入団体の価格交渉に、熱い期待がよせられました。

消費者パワーを背景にねばり強く交渉を続けていた市民生協が一〇月に入って、難航のすえ一〇八四円をうちだしました。続いて新婦人もねばりにねばり、会員価格一〇八三円五〇銭でまとまりました。

私たちは、交渉の中で、五〇銭、一円が主婦の関心の的になっている苦しい生活の実態、班の灯油係が配送がきちんとされたかどうか、期日までの灯油代の回収などで苦勞していること、

共同購入の仲間をどうひろげているかなど、誠意を尽して業者に話し、今シーズンは一〇〇〇世帯めざしがんばりたいと展望も示して合意をかちとりました。

こうした共同購入運動の成果が、一〇月半ば以降小売価格に反映し、一〇九〇円灯油は、姿を消し、約一ヶ月の間に、八六、八七円の最多価格が八五、八六円に値下がりしました。小売価格で八四円もふえ、競争の激しいところでは八三円も出てきました。

私たちは、消費者運動の成果として確信を深めつつも、会員のくらしのメリットの追求という点で再度交渉を申し入れ一月下旬より五〇銭値下げ一〇八三円で歩みよりました。さらに今年に入って小売価格下落の動きは続き、八三円が、かなり一般に出まわり、会員の中から、再び値下げの要求が強くなりました。一月下旬より再三の交渉のすえ、二月中旬より八二円で合意が成立しました。二月下旬までに共同購入の仲間は、今シーズンより四〇〇世帯ふえて、八〇〇世帯をこえ、さらにひろがっています。

「新婦人に入って共同購入のお仲間にくらし、子育てで力を合わせる新婦人にごうぞとチラシをつくり、新婦人しんぶんへの折りこみや、地域、職場での宣伝、統一行動などで、今シーズンに入って増えた四〇〇世帯のうち八〇〇人の新会員をむかえました。

秋晴れの公園での不用品バザーの会場でお知らせして八人の申し込みを受けた班、ろうあ者の人が喜んで入ってくれたところ、職場でよびかけて六人の新会員をむかえた班、一人暮らしのお年寄りを五人いっしょに会に迎えた班、なかに、父子家庭で賛助会員になったところ、新婦人しんぶん読者から電話で入会申し込みをうけたところなど、エピソードも沢山あり、くらしを預かる婦人の必死な思いがひしひしと伝わってきます。

この運動で私たちが確認してすすめたことは、共同購入会員制をとったことです。ですからふやす世帯は必ず新婦人の会員、新規の人は会員になってもらうことを買きました。

これは、新婦人が会員のくらしを守り、共に運動していく組織であること、会が大きくなることよって要求実現の道もいっそうきりひらかれるし、会員は喜びを分かちあい成長しあえるからです。従来のお世話型活動から脱皮し、会員が主人公で生き生きした組織として大きく発展することを灯油共同購入運動の分野からも追求し、新しい局面を切りひらきつつあります。特に、新会員には、従来の共同購入運動では、結集しにくかった、アパート住まいの共働きの世帯、お年寄り世帯など（ホームタンクをもっているマイホーム世帯より高い灯油を買わされている）が多く、喜ばれたことは、今後も大事に

表4 全道的な灯油共同購入の動向 (道庁 81年12月調らべ)

○ 全道	グループ数	668(前年比119.7%)
	世帯数	96,774(" 109.1%)
	平均価格	84.6円/ℓ
○ 札幌市	グループ数	243(前年比129.2%)
	世帯数	34,847(" 106.6%)
	平均価格	83.8円/ℓ

表5 灯油価格のうごき

		81年9月(1ℓ)	82年2月(1ℓ)
全道	平均価格	87.75円	85.55円
	高値	92円	89円
	安値	78円	81円
札幌市	平均価格	86.6円	83.3円
	高値	92円	86円
	安値	84円	81円

(道消費者協会調らべ)

してすすめていきたいところです。
こうした共同購入運動は、札幌市においても、全道的にも今シーズンひろがり、道庁の調査でも、グループ数で前年度比、全道で一一九・七%、札幌市一二九・二%になっています(表4)。

また、運動のひろがりには、小売価格を引き下げる役割を果し八二年二月にはシーズン入りの八一年九月より全道平均では一ℓで二円、札幌市では、三円値下げになっています(表5)。

三、灯油をめぐる情勢と課題

最後に、灯油をめぐる情勢と課題について若干触れてみます。

三月に入り、出光石油が灯油を除き、Kℓ当り約三〇〇〇円の値上げを実施、丸善、三菱、共同、シェルも同調、日石もこれに続こうとしています。しかも日石は、政府指導の上限価格目一杯の現行価格なので、これを値上げすれば、事実上、上限価格を突破することになり、灯油価格の再値上げに道をひらくものです。

この値上げの理由を為替レートの円安にメーカーは求めています。原油輸入価格全体で見れば、一ドル二四〇円の円安でも八一年八月値上げの原油輸入価格水準と変わらず、むしろこの間の輸入価格の値下がりに見合った石油製品の値下げこそ必要なのです(表6)。

さらに問題なのは、電力、鉄鋼、製紙などの大企業が使うC重油や石油化学工業が使うナフサなどは、原油価格を割った安値で売り、その分を消費者が使う灯油やガソリンにかぶせ、もうけ商品にしていることです(表7)。

国際的には原油過剰の状況の中で、産油国が「八三年まで値上げしない」と言明し、むしろ値下がり傾向にある中で、メーカーは円安を誇大に宣伝し、政府はこれまでメーカーに示して

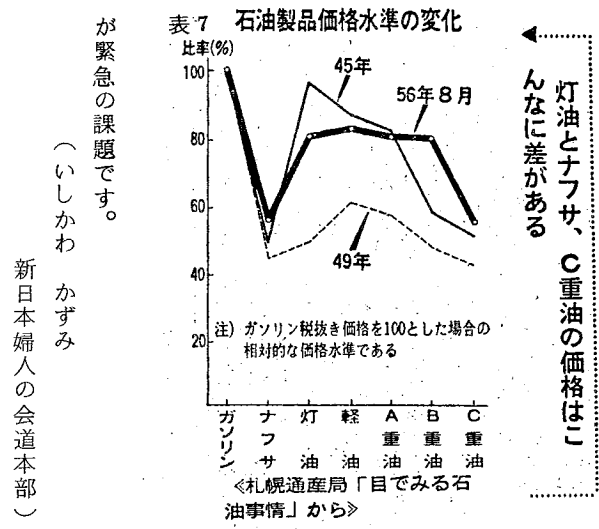
きた上限価格を撤廃しようとしています。
 まがりなりにもメーカーの値上げを一応チェックする方式をとる上限価格撤廃は、メーカーの勝手放題な値上げを許す道をひらきません。

こうした情勢のもとで、全道灯油プロパン値上げ反対連絡会では、三月一二日、通産局、道、日石に対し要請行動をおこしました。引き続き、消費者の力を結集した運動を強めひろげること

表6 原油輸入価格の推移 (CIF)

年 月	ドル建てで価格 ドル/バーレル	為替レート 円/ドル	円換算価格 円/Kℓ
56年 3月	38.19	207.8	49,910
4月	38.49	211.99	51,326
5月	38.41	217.18	62,475
6月	38.24	223.89	53,859
7月	37.66	226.55	53,663
8月	37.10	236.35	55,152
9月	36.78	230.26	53,272
10月	36.67	229.15	52,852
11月	36.63	230.56	53,113
12月	36.04	218.15	49,454
1月	36.02	221.36	50,153
〈8月値上時の 原油価格ベース〉	37.66	229	54,240
〈240円/ドルの円安 を想定した価格〉	36.02	240	54,370

※ つまり 240 円の円安で元の価格に戻ったにすぎない。



世界婦人大会に参加して

三 浦 章 子

昨年十月チエコスロバキアの首都ブラハで開かれた世界婦人大会に日本代表の一人として参加することができました。

世界百三十二ヶ国、千二百人の各国代表を集めて、六年ぶりに開かれた大会の中心テーマは、平和、平等、独立。

平和がなくては婦人の平等も、子どもたちの未来もないと、大会は平和を中心にした討議で熱く燃えました。

婦人と労働、婦人と家庭、など六つのテーマの分科会のうち、私が参加したのは第四分科会「平和と軍縮」です。

世界中に軍事緊張をつくり出しているアメリカの実態

発言は一人七分に制限されましたが、各国代表の発言は、平和をめぐる国際情勢が非常に緊迫している実態を反映していました。

とりわけ世界中に緊張をつくり出しているアメリカ帝国主義の実態が各国の婦人代表から具

体的になまなましく出されました。

エルサルバドルの代表は、「白色テロで婦人を含む三万人をこえる人びとがたおれた。アメリカはカイヤイ政権に莫大な経済的、軍事的テコ入れをして、民族独立の運動に圧力をかけている。」

ニカラグアは、「五百人以上のアメリカの軍事専門家がカムフラージュして入っており、イストラエルのパイロットを養成したりしている。CIAの手で二百人の活動家が殺された。」といい、さらに、グアテマラ、ホンジュラス、パナマ、ボリビア、チリ、アルゼンチンなど、中南米諸国へのアメリカの軍事、経済、政治、各方面への介入がどのようになされているかが報告され、中東諸国への介入にもまざるのではないかと思われました。

注目された日本発言

日本は世界で唯一の被爆国の婦人として、いくつかの運動を具体的に報告しました。

私は「武器はいらぬ、軍事費を削って、教育、福祉、くらしの充実を。」という母親たちの願いを書いたハガキを首相に出す、平和ハガキ運動が全国で百万枚をこえたこと。

四十年前、日本の若者たちを戦争にかり出した徴兵カード（赤紙）を多くの人びとに配る運動をしたこと。

ヒロシマ、ナガサキ、の原爆による悲惨な記録写真の展示会を全道、全国の各所で開き数万人の人びとに見てもらった運動などを実物を見せながら発言しました。

さらに核兵器の製造、実験、貯蔵、配備、使用を含む完全禁止にむけて、核兵器使用禁止国際条約の締結を求めるアピールを国連とすべての核保有国に出すよう提案しました。

発言を終えるとわれるような拍手です。

休憩時間には原爆記録写真真集などを分けてほしいという各国代表にとりかこまれ、たちまち二十組も持っていったのがなくなりました。テレビ、ラジオのインタビューの申し入れや、各国からの運動交流の申し入れも殺倒しました。

分科会の三日目、日本代表の米原さんが、「米ソ両国による核兵器の恐怖の均衡はもうたかさんです。平和は各国国民の運動と国際連帯でかちとるもの。アメリカは中東や中南米など、諸国への干渉を中止し、ソ連はアフガニスタンから撤退すべきです。」と発言すると、共感の

大拍手。特にヨーロッパ各国の代表が強い支持表明をしました。

燃えるヨーロッパの 核兵器ノーの運動

西ドイツの代表は、「ボンでいま、史上最大の三十万人の核軍拡に反対する大集会が開かれています。」と報告し、「三年前アメリカが中距離ミサイルのヨーロッパ配備をきめてから、私たちは立ち上がりました。あらゆる町、あらゆる所で核兵器ノーの運動をよびかけ、署名も百万近く集められ、そのつみ重ねが今日の大集会になりました。ヨーロッパを核戦争の戦場にはさせない。」と決意をのべると、全員立ち上がった大拍手です。

オランダの代表は、「とにかく私たちは核兵器ノー、軍拡ノー、の一点で、たくさんの人によびかけ、百万人が運動に参加しています。ヨーロッパを非核地帯に。」と発言すると、インド洋を、大西洋を、太平洋を非核地帯に、と続きます。

そして、目の前に迫っている国際軍縮週間に連帯の大行動を、とギリシャ、イタリー、イギリス、ノルウェー、デンマーク、フランス、と続き、それは国際軍縮週間での燃えるヨーロッパを充分に予想させるものでした。

百十六人の各国代表の発言の三分の一以上が、

ヒロシマ、ナガサキ、をくりかえしてはならないと言ひ、大会ではヒロシマは世界の共通語であることを確認しました。

今こそ平和の力で 核兵器ノーと軍縮を

大会運営の面で一部の国が意見を押しつけるなどの問題がありました。日本の発言が圧倒的に支持され大会をリードしたのは、やはり世界で唯一の被爆国である、その重さであると痛感しました。

人類が今程、核戦争の脅威にさらされたことではない、軍備の増強がどれほど各国人民を苦しめているか、今こそ軍縮を、核兵器廃絶をかちとらねばとの願ひに結ばれたからと考えます。

一九八二年六月ニューヨークで開かれる国連軍縮特別総会に向けて世界の平和の力を結集しようとの合意も、大会宣言にもりこまれました。日本の運動は世界中から注目され、期待されています。自信をもって確かな足どりで軍拡ノー、核兵器ノー、の平和運動を進めたいと思ひます。

(みうら あきこ)

北海道平和婦人会会長)



(IV) 国際婦人年後の動きについて

— 行政の対応を中心に —

佐藤節子

一、はじめに—国際婦人年から七年

一九七五年の国際婦人年は、体制や民族、言語等のちがいをこえて、男女平等と婦人の地位向上を各国共通の課題とし、なかでも、一九八一年九月三日に発効した『婦人に対するあらゆる形態の差別撤廃条約』は、理念上でも実効の面でも、より根拠ある武器としてこれらの運動を進める婦人たちを勇気づけました。

同条約は、婦人に対する差別が人間の尊厳に反すること、核兵器の廃絶、民族自決権の擁護など、世界平和の実現が男女平等の達成に欠かれない条件であること、そして子どもの養育は男女と社会全体の共同責任であることなどを前文でうたい、男女差別が社会と人類の進歩にとって大きな損失であることを明らかにし、各国

に平等達成のために必要な立法措置、差別的な制度、慣行の掃蕩を義務づけています。

しかし、日本政府は一九八〇年の「中間年会議」で『条約』に署名はしたものの、婦人団体、労組等の早期批准を求める運動や、地方議会と同じく早期批准の意見書採択に対し「八五年までには批准する」と関連国内法の整備をおくらせています。

婦人年からはや七年。急を要する国籍法すら一九八三年の通常国会に改正案提出の予定、というスローモーションな進行状況で、これには自民党婦人局までが八一年暮れに「早期批准決議」をあげざるを得ませんでした。

二、道内のうごき—『道内行動計画』のその後

一九七八年三月、道は他都府県に先がけて

『北海道婦人行動計画』を発表しました。その背景には道内婦人団体等の精力的な運動がありました。

たとえば一九七六年春、道青少年婦人事務局は『道内行動計画』策定の準備あり、の発言。ただちに日本共産党道委員会が、早期策定と道内婦人の要求反映について申入れするとともに、同党が先に政府に提出していた『国内行動計画策定についての申入れ』書を提出。同年六月第一〇回はたらく婦人の全道集會が特別決議、翌七七年、道への要請書を申入れ。

国際婦人年全道実行委（四〇団体加盟）は、七五年結成以来、アンケート調査、学習会、啓蒙活動、パンフ作成、対道交渉などをつづけ、二一七項目に集約した要望書を提出。道民商婦人部、勤医労婦人部など労組婦人部、民主団体も独自の要望書提出、申入れを次々におこないました

資料 ① 国際婦人年以降の国内の動き（'82春閣学習・教宣資料集より）

1975. 6 ILO第60回総会「婦人労働者の機会及び待遇の均等を促進するため行動計画」
75. 6~7 国際婦人年世界会議（メキシコ）「世界行動計画」
75. 9 婦人問題企画推進本部を設置（総理府）
75. 9 職場における男女平等の促進に関する建義 婦人少年問題審議会
76. 10 就業における男女平等について 就業における男女平等問題研究会
76. 10 雇用における男女の機会の均等と待遇の促進に関する建義 婦人少年問題審議会
77. 1 国内行動計画 婦人問題企画推進本部
78. 8 夜勤・交代制勤務に関する意見書 日本産業衛生学会交替勤務委員会
78. 11 婦人労働法制の課題と方向 労働基準法研究会
79. 6 自民党「家庭基盤の充実に関する対策要綱」
79. 7 雇用平等法問題調査研究会を設置（労働省）
79. 12 第34回国連総会「婦人に対するあらゆる形態の差別撤廃条約」
79. 12 男女平等問題専門家会議を設置（労働省）
80. 5 東京都「職場における男女差別苦情処理委員会」を開設
80. 7 国連婦人の10年世界婦人会議（デンマーク）後半5年間の「世界行動計画」
- 「婦人に対するあらゆる形態の差別撤廃条約」日本を含む75カ国が署名
80. 11 国連婦人の10年中間年日本大会
81. 2 「国内行動計画」に対する婦人問題企画推進会議意見
81. 3 「女子職員の健康、安全管理基準研究会」を設置 人事院
81. 5 「婦人に関する施策の推進のための『国内行動計画』後期重点目標、婦人問題企画推進本部
81. 6 ILO第67回総会「男女労働者：家族的責任を有する労働者の機会均衡及び平等待遇に関する条約（第156号）及び勧告（第165号）」
81. 9 「婦人に対するあらゆる形態の差別撤廃条約」20カ国批准し、発効

資料 ② 『差別撤廃条約』締約国

キューバ、スエーデン、ドイツ民主共和国、ガイアナ、ポルトガル、ポーランド、ドミニカ、中華人民共和国、バルバドス、ハンガリー、カーボ・ヴェルデ、ソ連、白ロシア、ルワンダ、ウクライナ、メキシコ、ノルウェー、ハイチ、モンゴル、セントト

インセント・グレナディーン、フィリピン、カンボジア、ラオス、エル・サルバドル、ブータン、以上は、81・11現在。その後も締約国はふえて、82・2・17現在には三十七ヶ国。署名のみは日本ふくめ五〇ヶ国余。

（『北海道経済』78・6拙稿参照）。

こうした運動の高まりの中で、道は全国のトップを切って発表したわけです。もうひとつ、七九年の知事選をたたかう堂垣内氏の婦人攻略のひとつでもあった点を見逃すわけにはいきません。しかし、何はともあれ、道としてははじめて総合的な婦人政策を明らかにしたのです。

今年度（一九八二年度）は丁度「道内行動計画」の中間年にあたります。したがって「計画」自身が掲げている基本目標①男女平等を基本とする条件整備、②婦人の福祉の向上、③婦人の社会参加、の三本柱に沿って、どれだけ具体化され実行されたか、を点検する必要があります。まず「計画」そのものは、自民党道政の婦人政策というワク内に拘束されていますから、保護ぬき平等や平和の欠落など、婦人年の理念に反する内容をもっています。個々の問題では二百万人婦人有権者の要求を無視することでも、まず、随所に活用すべき条項があります。

また抽象的表現とはいえ、「計画」中の「推進する」「努める」「図る」などは、道民の側から、積極的に「促進」すべきでしょう。

ところで、「行動計画」策定後のいくつかの問題点のうち第一は道内婦人のPR不足です。道内婦人で「計画」の存在を知っている人がどれ程いるでしょう。策定当時（七八年）一九五万人の婦人有権者に対し、「計画」の印刷部

資料 ③ 道内企業の差別制度

1975年(国際婦人年)		改善	1978年	1979年
結婚退職制度	19%	把握企業 361社の うち	185%	18.3%
妊娠、出産退職制度	10%		36.8%が改善	
差別定年制度	18%			

抗議行動に立上がり、国会質問でもとりあげて、移転は強行されたものの機能の中心である相談員の減員はくいとめました。しかし、札幌市西区の郊外のため、かつては家庭内暴力でもすぐかけこめたものが、交通費もかさみ利用しづらくなっています。それを口実とした減員も予想され油断は許されません。

数は二万部にすぎず、婦人団体、政党(共産党)などの要求で簡単なリーフと翌年に広報誌「ほっかいどう」で骨組みが紹介されたにすぎません。

第二は、「行革」がらみでの「計画」内容の後退です。例えば道庁機構改革の一環として出された道立婦人相談所の移転、縮小問題(79年暮れから80年春にかけて)。これは「緊急一時福祉体制の推進」を掲げ、婦人保護関係施設の機能の強化をうたっている「計画」に逆行するもの、として、同相談所の婦人職員をはじめ、婦人年全道実行委など婦人団体がただちに反対、

資料 ④

年度		S 52	53	54	55	56
公立・教員	出産	307人	333人	362人		
	育休	155人	178人	180人		
	%	50.5	53.4	49.7		
公立看護婦	出産			197人	198人	
	育休			15人	15人	13人
	%			7.6	7.6	

○空欄は未集約、不明分
○教員に比べ看護婦、保母の取得ひくい

第三は差別解消のとりくみの弱さです。八〇年九月の道議会で本間喜代人氏(共産党)の質問に対し、当時の中村龍一労働部長(現教育長)の答弁は資料③のとおりですが、「国内行動計画」前期目標にもとづくとりくみでは、八〇年末までに差別制度を廃止した企業は全国で五三・二%となっており、その面でもおくれています。(道は三六・八%)

第四は「計画」の目玉でもあった道立女子職訓の運営に関する婦人たちの不満です。八一年に開校し、販売管理、トレース、経理事務、写真植字の四科、百二十人募集してスタートしたものの、最も期待をかけていた母子家庭を含む中高年の再就職希望者には三分の一しかワクがなく、今年(八二年三月)卒業の一期生では三〇

資料 ⑤

S 53年	54	55	56
%	%	%	%
3.9	4.0	4.6	4.8

また道庁職員の男女比率は次の通りで、女子の役付きの大半は道立病院の婦長などであり、一般行政職での役付きは十指でおつりがくる程です(資料⑥)。

以上は七人だけ、ほとんどが高校新卒者で、婦連協加盟の団体役員からも不満の声がでています。

第五は育児休業制度の民間への普及の問題です。公立学校教諭と公立病院、福祉施設の看護婦、保母に適用される育児休業を民間にも普及させることを「計画」は重点の一つにしていますが、その場合の国の奨励金以外に道独自では助成がないため、制度発足の昭和五十二年以降これまでに国の奨励金を申請、活用した事業所十ヶ所余にすぎません。

なお道内公立学校、病院、施設等の育児休業法に基づく取得状況は次の通りです(資料④)。

第六は、「婦人の社会参加の促進」中、「審議会等および公務員、企業従事者の婦人登用」の現状です。「計画」では十年間に審議会委員等を一五%までひき上げよ、という付帯意見がついていますが、道庁関係の各種委員会での登用は次のようになっていきます(資料⑤)。これはいつになつたら一五%になるのでしょうか。

	職員	%	役付職員	%
職員統計	21,316人	100%	6,968人	100%
女子	4,011	18.8	365	5.2
男子	17,305	81.2	6,603	94.8

足(会長、中橋三重子道婦連協会長)。道内四支庁にも地域協議会が発足しました。今年一月にはニュースも発行していますが、ひろく婦人団体によびかける、となつていますが、実際は行政ベースですから道婦連加盟の団体だけで、民主的な婦人組織にはよびかけ、働らきかけはされていません。

三、地方自治体のうごき

日本政府が『条約』批准のため国内法整備をおくらせている一方で、地方自治体レベルでは婦人議員を中心に批准要請決議をあげています。

ところで、道自身は『行動計画』をどのようにするか、というのでしようか。

昨年(81・8・17)道庁赤レンガ庁舎二階で北海道婦人行動計画推進協議会設立代表者会議がひらかれました。設立の目的は「各婦人団体が協調、連帯して『道内行動計画』の推進をはかろう」とするもので十三団体で発

資料 ⑦

6.30	6.29	6.27	6.26	6.23	6.12	3.30	3.28	3.27	81.3.23	80.12.23
☆広尾町	☆江別市	☆上砂川	☆富良野	☆乙部町	☆札幌市	☆宮別市	砂川市	留萌市	伊達市	☆小樽市
						☆遠軽町				☆札幌市
4.2	8.3	12.15	10.9	9.30	7.17	7.6	7.4	7.3	7.1	7.1
北海道	赤平市	☆登別市	☆旭川市	☆夕張市	函館市	☆釧路市	☆室蘭市	☆千歳町	☆恵庭市	☆清水町

道内でも、婦人議員研修会(超党派)で申合せをし、次の道市議会が意見書を採用しています(資料⑦☆印は婦人議員のいるところ)

道議会に対しては、一九八一年九月、婦人年全道実行委が請願提出。十二月には自民党道支部連合会も請願を出し今年(八二年)三月議会で採択される見通しです。(追・4・2採択)道の『行動計画』については前述の通りですが、その他の市町村では、札幌市が八二年度中の発表めざして目下作業を急いでいます。国際婦人年に際しての市議会で阿部昭一議員(共産党)の質問に対し行動計画策定の用意ありと答弁

してから約七年目にして陽の目をみるわけですが、札幌市では策定に備えて八〇年十月と八一年六月に、市内婦人のアンケート調査を実施し、またその結果をもとに市内九ヶ所で意見をきく会を開きました。そこで出された意見、要求の中で最も多く、かつ各会場共通して出されたのは学童保育と婦人の自主的活動のための保育所つき会場がほしいということでした。

市はそれまでの婦人会館が狭くなったためそれを青少年センターにし、新しい婦人文化センターをオープンさせました。しかし七区一四〇万人をこえる札幌市で、多様化する婦人の要求、活動に應えるには一ヶ所では足らず、小規模でも各区に、の要望が高まっています。身近かにあつてこそ、施設は生かされるのです。

七五年の婦人年以來、行政側の対応もこれまでとはちがったものならざるを得ず、いくつかな変化もみられますが、そのひとつは、毎年四月の婦人週間におけるスローガンなどにみられます。

「婦人の社会参加と家庭責任」というのが伝統的テーマで、家庭責任は一手ひきうけという「役割分担意識」線上での社会参加——それも行政の穴うめとしての福祉ボランティアの奨励——スタイルから「あらゆる分野への婦人の参加」とか「国際的視野に立つ婦人の役割」といった表現上の変化が、広報誌などに目立つようにな

資料 ⑧ 道内婦人議員内訳

政党	自	社	共	公	民社	新自	ク	社民連	無所属	計
人数	1	10	25	2	0	0	0	0	15	53
%	1.9	18.9	47.1	3.8	0	0	0	0	28.3	100%

りました。

たてまえは、もはや男女平等や地位向上ぬきにはできなくなってきたことを示しています。本質的には依然として家庭責任がついてまわったうえでの期待される社会参加にとどまっています。なぜなら、七五年以降も、道の婦人行政の柱には「健全な家庭の確立」が第一の柱であり、母親の責任が日本型福祉の推進と置きあわせて強調されているからです。

二は、婦人問題の窓口をつくる動きです。

道庁には、青少年婦人事務局がありますが、市町村レベルでは、小樽市などのように、婦人年を契機に、婦人議員の質問に答えて青少年婦人対策室としたところなど、「青少年」といっしよですが一応窓口はひらかれつつあります。

しかし、行政側だけでなく、道内の婦人自身がいま、自らの問題として地位向上、男女平等を実現する主体としてより一層行動し、活動を前進させることが求められているといえます。

う。

(さとう せつこ)

札幌婦人問題研究会

（編集室）婦人問題の特集ということもありまして、今回の執筆者は本誌では初めてですが、すべて女性です。皆さん力を込めて書いて下さいました。お読みになつていかがでしたか。ご感想をぜひお寄せ下さい。

一九七五年に、国際婦人年ということで、本誌の別冊第9集として「北海道の婦人——その生活とたたか——」を発行してから、早いものでもう七年になります。あの頃、私はまだ、いわゆる「シングル・ライフ」だったわけですが、その後、二人になり、最近とうとう三人になってしまいました。家の中は騒々しい毎日になっていますが、相変わらずの「シングル・ライフ」だけは変わりません。

☆厳しい不況を反映してかどうか。私の周辺には、このところ職を失う人が続出しています。もともとのうちの二人は「海外登山のために何カ月か休ませてくれ」といったら、「ふざけるな」ということで、退職してしまつたというケースですが、ある女性の場合は、出産のためにしばらく休んでいて、いざ職場復帰しようとしたら、雇い主から「最近ではヒマで、いまの人数で充分間に合っているから、あんたはもう来なくていい」といわれてしまつたということです。たいへん少人数の職場だということではあります。夫の給料だけでは、どうきりつめても食べていけないということ、耐乏生活を築しむゆとりもなくなつてしまつた」と嘆いています。

もうひとり、先日、同じように「会社がヒマなもので、オレもヒマを出されちゃつた。この間、ステレオを買つたばかりなのに」などといながら、喜多郎のカセットテープをおみやげにブラッとやつて来た旧友がいたりしまして、もう失業者の山です。

とにかくまあ簡単に首を切られて、その後の保障もろくにないという、たいした経済大国です。

☆先月号、今月号と印刷代がかなり嵩み、たいへん苦しい状態になっております。会費・誌代切の方、至急納入して下さいませう、何とぞよろしくおねがい申し上げます。

☆「北海道経済」では皆さんの投稿をお待ちしております。どうぞお気軽にお寄せ下さいませ。☆都合により、「道内政経日誌」は休載します。(こ)

次号予告

幌延町核廃棄物陸上処分問題を考える

札幌市の国保の現状と問題点

57年度道予算の問題点ほか

北海道経済3月号 在庫あります！

(特集・旭川研究—社会経済構造と市政—)

旭川ものがたり—明治の開拓から昭和にいたる—	五十嵐 久 弥
旭川市の産業構造と階級構成	浅 田 政 広
旭川市木製家具製造業の構造と特質	三 村 幸 司
消費低迷と大型店進出下の旭川商業 —危機の分析と打開の方向—	加 藤 充
坂東保守市政の性格と役割	片 山 鋭 尚
坂東市政下の貧困な老人医療政策	石 川 修 児
旭川市民としての十年間の雑感	三 浦 恵美子
(道北経済通信)その2 人口動態	中 嶋 信
小樽運河より通信(1)—住民と政治行政—	安 田 陽 子
(随想)教科書問題 プーム	山 下 国 幸
今ふたたび子育てを考える	内 沢 千 恵

1部500円(送料50円)

北海道經濟

④

一九六六年七月一日第三種郵便物認可
北海道經濟研究所發行
通卷二〇八号
一九八二年四月十日
札幌市北区北九条西四丁目
電話七四二一三八七〇番
每月一回十日發行
振替 小樽〇一三五四三

頒価

一〇〇〇円